

本國中共に斯くこそあらめと思ふばかりに見えにけり。

御葬禮の事

當座に御遺骸を納め奉り、八月八日は三十五日に當りければ御葬送に相極めさせ給ふ。晝夜をかけて細工人共數百人懸り拵立て、小立野にて執行せらる。今の御墓所に三間四方九品に蓮臺の火屋を建て、白土にて舉塗し、白綾の水引を廻し、四本の柱を白絹にて包み、やらいを外構に結び廻し、發心・修行・菩提・般若の四門を立て、極彩色に色ざりたる額を打つ。其の間四町去りて伽善堂を四間四方に立て、天井には百花をえがき、四方に曼陀羅華・曼樹華・摩訶曼陀羅華・摩訶曼珠婆華・天人・迦陵頻伽・管絃の繪、金石絲竹の靴土草木の有様あり、敷彩色、四方の軒に金銀の華曼路路風にひゞかせ、金欄の旗にて柱をかくし、其の堂の眞中に八方龕を臺にする置き奉る。御龕は惣金にして、蓮華のほり物、金銀の風鈴・瑤路を蕨手ミ軒端に懸けならべ、善の綱を四方に付けて、四町の間幅六尺に大唐竹にて垣を結び、六地藏を兩向に立てたり。六尺毎に百目蠟燭の銀みがき、三寸角を八角に削り、蠟だめのわたり七寸に削り、朱

を以て惣塗にぬり、垣の内に疊を敷き、其の上に白布をこぢて敷詰めたり。諸宗の長老・同宿數千人、七條・九條の袈裟・色衣・爰を晴し出立ちて善の綱に取付き奉り、笙・篳篥・太鼓・鉦鼓・銅鑼・鐃鉢を御經にまじへて鳴渡り、白綾の燈籠・幡六旋十二本に、龍頭を動くばかりに作り付け、天蓋は惣て蜀江の錦なり。小旗等も一色にして、沈香の柱に火を付け前後四箇所に爲持たり。金銀にてみがきたる花籠に、金銀の箔を切入れ、三間棹にて所々に四ヶ所立てければ、風に散ぬる切箔、才川・淺野川まで散り行き異香薫じて花降るはかゝる事をや申すならん。御名代として御位牌・香爐・花立・松明等、冠裝束にて御一門衆持たせらる。御若君達御揚輿に召し、伽善堂まで御座被成、善のミ綱に御手を懸けられ戴き給へば、御供の人々も數千萬の拜衆も、一同に聲を上げて泣きければ、流るゝ涙に袖をあてゝ見奉る事もならず、夢現共わきまへず。夫より又御輿に召され、火屋まで御座被成、式次第相濟み御燒香被成、何れも御名代相濟み御供致し歸りける。御介添の人々は、五日も十日も目を泣きはらし居られける。寶圓寺伴翁和尚の次尊

雲堯和尚導師にて、御戒名は天徳院殿乾運淳貞大禪定尼ミ號し奉る。夫より御寺御造營あり。則ち天徳寺ミ號し、關東より泉滴和尚を招請ありて、五百石寺領を付けられ、孝養修行申す計なし。第三年忌には百五十人の大衆にて廻向被仰付、郡中より野菜等を持運す。百日の御賄夥敷次第共申ばかりはなかりけり。

玉泉院殿御遠行の事

玉泉院殿御年五十歳にて元和九年二月廿四日に御遠行あり。根本利長公に御實子まします。御夫婦共に御心に懸けさせられ、妾の女中方數多被召置、いか成る方にも其の覺も目出度く、未つむ花の種も哉、若紫の色々に神や佛に祈願有り。寅まち・日待様々の御祈を密々に被成けるが、いつの程よりか御夫婦の御中御疎々敷ましますば、提の水は湯こなりけれ共、御歴々の習にて色にも出し給はず、かならず氣鬱のかたまりこなる。いつも御心持例ならせ給はざりけれ共、金澤へ入らせられて、御家長久の御願として、常善寺ミ云ふ遊行寺にて天満天神堂を御建立被成、月次の連歌を御祈禱の爲に被仰付、料米を附けらる。御家は菅家

の末流なれば、別けて天神を御崇敬あり。斯くて御遠行の時節、老中より獅子之助ミ云ふ御相撲の者を寶圓寺へ遣し、玉泉院殿御遠行の案内ミして被遣、早々登城して御遺骸の御前へ御茶湯なさいこなみ申され候へミ申遣しける。獅子之助其さますさまじき大男、大撫付にて長き刀をさし、寶圓寺に早々こすゝむれば和尚急度見て、夜中にては有り、是は正しく盜賊共の我をさそひ、何方にてか打殺し衣をはぎこらん謀事成るべし、卒爾に出てはあしかりなんこ心得て、和尚被申は、玉泉院殿御遠行ならば、老中か御一家方より、しかご書札にて御使者等の有るべきに、和殿が躰は先年利長公の高岡に御在世の時、歌舞伎者共數十人捕へて磔に仰付けらるゝ夢のそろ右衛門・三味骨右衛門・闇の夜の團三郎・石垣掛羅左衛門・不世の非之助なき、加様成る有様の者なるか。何者ぞ名をなのれ。拙僧は辱くもはぎれ伴翁の一の弟子雲堯ミ申して、馬に乗る事を得て長刀もつかひ得たり。心ゆるすな大男ミ被申ければ、獅子之助興さめて立歸り、其の由申上げければ、和尚申す所も理り也きて、御使番を被遣しに、和尚参りて其のつこめせられ、御葬送の



用意出来し、寶圓寺導師にて其の執行有り。御戒名は先年高岡にて利長公の御導師廣山和尚の血脈にまかせ、玉泉院殿松巖永壽大姊を御廻向を遂げらる。然るに第三年忌の前の十月、藤澤の遊行上人加州へ廻り来れり。其の先三代目の遊行上人は、西方寺金澤才川惣構の際に有りて、常善寺は小庵にてありし故、西方寺にて百日計勤行せられのほられしが、此の度は三十五代目の上人也。其の頃常善寺も玉泉院様より御祈禱料連歌の料として繁昌し、少し寺も廣くなり、遊行上人はに留り、弟子一人歌道に達したるを寺にすゑられ、是をにぶやと申しけり。さて玉泉院殿三年忌に成りぬれば、利光公如何思召されけん、玉泉院殿別して御念頃成る寺にて、殊に天神堂も安置す。此の寺にて三年忌の御法事執行せらるべきまで、常善寺に被仰付、御入用品々金銀米錢を被遣、御奉行人被仰渡、御法事尤御念頃、數百人の遊行の僧侶に御布施御小袖をばこし、丁寧に被成けり。其の時遊行上人訴訟被申上、常善寺云ふ寺號を除きて玉泉寺と改めらる。寺の向ひに横丁野町の際まで寺の門前を被下ければ、夥敷地子を取上げ寺の雜用と成り

にける。其の後明暦元年は三十三年忌にならせ給へば、前年より玉泉寺屋敷替有りて大伽藍を御建立被成、元の寺屋敷は淨土宗淨覺寺に相渡り、其の時門前町は被召上、玉泉寺にて三十三年忌御法事の節は、小松より中納言利常公御參詣被成ける。誠に御父母に御孝養御懇なる事、乍恐上下感じ奉る。扱玉泉院様御遠行の時、寶圓寺獅子之助にあひて夜盜と思はれしに、利常公も和尚の申す所もあり御意被成事は、其の正月の末に、淺野川の山の根に如來寺ありて、一蔭に祖閑と云ふ坊主あり。塔頭に小寺を造り、其の奇麗なる事、都の古跡の寺に同じ。圍爐裏のふちなぎ梨地蒔繪にして、諸人出入り致し慰みける。しかも手前富貴なる人にて有りければ、夜中に亡者を送り度申來る。祖閑けさ衣にてこしらへ、同宿一人、草履取一人にて檀那と連立ち、馬谷の奥三味へ参りければ、同宿、小者を追拂ひ祖閑を切殺し、けさ衣をはぎて置きけるを、其の曉寺より尋ね見付けたり。其の頃出家方には、夜中にむご導師に出づる事を吟味して、慥ならねば出ざりけり。雲堯和尚も強力坊主にて早馬乗の上手也、辨慶をも欺く和尚なれ共、聞

おぢせられしをかしさよと諸人申あへり。あまり馬にすぎてはね落され、腰打折りて腰引になられしが、小僧の時より芳春院様御取立の出家子にて御念頃成る故、寶圓寺へ住持被仰付、其の後鶴來に隠居せられ、白山權現を勧請有りて明白山寶圓寺と寺號す。扱如來寺の祖閑を殺したる者後々に聞えけり。吉田頼母と云ふ御小將の番頭あり。其の家來林藤左衛門と云ふ者の女は淨土宗にて祖閑曰那也。常々參詣して祖閑と密通してけるを、男聞きて祖閑をたばかり出し、則ち女もたばかり出し、一つ所にて切殺し、加州を立退きけると後に聞えたり。

江戸御局の事

天徳院様御局常々御前様へ對し不忠の義共有之、殊更御不例の内に猶不屈成る事多かりければ、御夫婦共ににきき次第に思召しけるにや、江戸にて將軍家へ上聞に達せられしに、御成敗いか様共可被仰付旨任上意、山々里々へ被仰渡、蛇を生きながら瓢に入れ曲物に入れ持參す。御持筒の者に被仰付、請取り置く事五樽計集りける。まむし・烏蛇・やまかけなぎと云ふ毒蛇共第一と取上ぐる。其の中に耳ある蛇

もあり、足あるもあり、兩頭の蛇もあり、二尾の蛇も有之由。其の期にのぞんで局を裸になし桶に入れ、桶のくれに數百の穴をくり、四尺四方計の箱の中へ桶を入れ、釘にてこぢ、箱の隅に四寸廻計の穴をすぢちがへにこそ明けにけれ。元和九年八月下旬の事成るに、或山陰に密に役人に被仰付、彼の箱を埋み、箱の穴より毒蛇共をこり込め、其中へ高岡酒二樽流し入れ口を板にて釘付にして、深き土中に其の儘埋めて歸りけり。天下に上こす人もなき果報いみじき局にてありけれ共、戒行つたなき者の寵恩におごり、上を犯せし天罰恐れても猶餘りあり。世にある時はへりくだりて天道を猶恐れ、下を恵み施を專にせば、たこひ尊靈はまします共、御若君様達數多なれば、榮華の上に成佛得脱の身たるべきにこそ、聞く人毎に念佛するより外はなし。其の時の役人物語するを聞き書記す。其の時分は死骸を江戸へ被遣由取沙汰にて有りけれ共、右の通りこそ聞えける。

家光公御任官の事

元和九年七月十三日家光公御上洛被成、征夷大將軍に任せ



らる。三代將軍是也。其の年女御御安産、姫宮御誕生ありければ、是を寛永様と號し奉る。七歳にて寛永七年に女帝に立たせ給ひ、御即位とぞ聞えける。秀忠將軍の御孫也。此の度の御上洛に天下の諸侯任官の衆多かりけり。中にも加賀筑前守利光公は肥前守利常にならせらる。夫より高岡瑞龍院様の御俗名を可奉申こきは、古肥前様とぞ申しける。

諸侯所替の事

同年の秋より暮春へかけて、國々引越の人々あり。中國安藝の廣嶋は福嶋左衛門大夫に太閤より下し置き給ふの所に、悪行様々ありて大酒を好み、醉狂の餘りに人を殺害せらるゝ事虫を殺すよりも安し。國中迷惑に及ぶ由上聞に達しければ、上意として信州河中嶋へ一萬石にて蟄居被仰付、其の跡へ紀州和歌山の城より淺野但馬守を御加増にて被遣、紀州一國に伊勢半國相添へ、秀忠公の御舍弟頼宣公を移し給ふ。是を紀伊大納言頼宣公と號し奉る。此の頼宣公に御子數多まします。惣領は中納言光貞、二男松平左京大夫頼純と申しけり。一條の亞相と松平相摸守・松平左兵衛

督、此の三人は御掣達にてまします也。常陸國水戸の城佐竹冠者義澄を秋田へ移し給ひて、秀忠公の御舍弟頼房を水戸の城へ移し、水戸中納言頼房公と申す也。是にも御子數多まします。惣領は宰相光圀、二男松平讃岐守頼重、三男松平刑部頼元、四男松平播磨守頼隆也。姫君二人まします。一人の姫君は家光將軍の御養女にて、加賀筑前守光高公の御内室也。次の姫君は本多出雲守へ嫁娶也けれども、早世とぞ聞えける。紀伊大納言殿御惣領の中納言光貞に御子出生被成、徳川常陸介とぞ申しける。水戸中納言殿の惣領は宰相殿の御子にて徳川采女と申し、何れも少將に任せらる。尾張紀伊・水戸是を御三家と名付け、家康公の御子成るに依りて天下に肩を雙ぶる人なし。此の御妹姫蒲生飛驒守殿御内室たりけれ共、飛驒守殿逝去の後御年も若ければ、淺野但馬守へ嫁娶被仰付、但馬守殿子息方多けれ共、大御所の御孫子の御腹なれば、安藝守殿を跡職に被仰付、加賀中納言殿の御娘於萬様を秀忠將軍の御養女に被成、寛永十一年に御祝儀相濟みにけり。

大坂再御普請の事

寛永元年甲子の年、重ねて大坂の御普請として、天下の諸侯より家老・奉行人役々を定めて人足以下集り、年中かけて出來す。京二條の御城は、公方様より御自分に日やまひ人足を以て成就す。其の頃天下共に生民業を専にして榮耀奢を知らざれば、世渡の事安くして、非人云ふ事なかりけり。



三壺聞書卷之十四

利常公御息女森右近大夫殿へ御嫁娶の事

寛永二年利常公の御息女龜鶴姫、御年十二歳にならせ給ふを、森右近大夫殿へ縁組被仰出、其の御用意品々御道具夥敷、惣領御姫の事なれば善美を盡し給ふ。其の時分天下一の御嫁取ミ沙汰せし。御家老として熊谷勘解由・田邊將監其の外御廣式御臺所御用人共記すに不及。さて御婚姻千秋萬歳の御祝残る所なく相濟みけるが、頓て姫君御不例にて、御養生の爲御里へ入らせられ、下屋敷壽福院殿ミ御一所に御殿を建て御入り被成、よきに御保養限りなし申せ共、次第に重らせ給へば程なく御遠行被成、則ち寺町の妙蓮寺に移し奉り、御葬送相濟み、池上に御墓所を建てさせられ、浩妙院殿ミご號し奉る。惣領の姫君なれば、何れも御愁傷御理りごぞ聞えける。

越前ミ越後國替の事

同二年越前國宰相忠直一伯殿ミ申しけるは、悪行様々成る

前に預り置き、御用次第に指上ぐる。なき物は無御座由申上ぐる。或時御用の御道具を御尋の有りし時、元來なきやらん、又は取失ひけるやらん、手前に無御座由申上ければ、御前慥に御覺や御座ありけん、奥村因幡・宮城采女・奥村源左衛門等被仰渡、前後の御算用被聞召しに、請拂しごろもごろに成りて、切手證文ミ云ふ事もなく、夥敷引込に成りて、世間に貸方の金銀もあり、居躰も身代の十雙倍も有りければ、悉く御吟味ありて被召上、庄兵衛は切腹被仰付。小舅大鹽傳左衛門は、小林家の儀諸事金銀も裁許致し、御算用の節は傳左衛門誘ひけるが、此の傳左衛門は公事場の取次相勤め、年々の公事錢・過料・闕所銀共に預り置き、是も御算用なかりければ、小林手前埒明きて傳左衛門手前御吟味に成り、傳左衛門方々の質を取り貸渡す金銀多し。又手形を以て貸渡す事おびたしかりければ、かりたる者元利返辨致せ共手形を不返、このかくのミ假手形を遣し言ひ延べ、一兩年立ちて又催促を入れて、二度なしする百姓・町人多かりけり。公事場の御用人なれば非義を可申立様もなく、皆堪忍して過ぎけるが、實物借狀公儀へ上り、御奉行

故に豊後の萩原へ流刑せられ、一伯殿御子仙千代殿ミ母上を越後へ移し給ひ、一伯殿御舍弟伊豫守殿を越後より、越前へ引越し、北の庄を改め福井の庄ミご名付ける。一伯殿出頭人田伏監物ミ云ふ者を、加州利常公へ御預被成。是れ併し悪行の棟梁にして、一伯殿を諫め申す事もなく、公儀へ注進もせず、共にすゝめ申す罪科也。此の外に三人有之由。則ち能登の奥へ蟄居せしめ置き給ひしが、後には監物死して、せがれ彌右衛門公儀へ御伺ありて御扶持給り勤めける。

大鹽傳左衛門御成敗の事

同年大鹽傳左衛門御成敗被仰付。此の起りを尋ぬるに、妹掣小林庄兵衛より事起りけり。此の小林ミ云ふ者、始は越前朝倉家の者にて、義景一條谷に在りし時名譽の醫道の者にて、殊更金瘡・腫物・産前産後の療治上手也。朝倉没落の後、利家公へ被召出者の孫也。庄兵衛甥に豊右衛門ミ云ふ者醫道相傳してける。然るに利常公御家督ミらせられしより、小林庄兵衛は御式臺に相詰め、進物奉行相勤めしが、其の頃までは請拂の御算用なく、上り物・馬代・樽代共に手

を極めさせられ、悉く御取立被成けり。然る所に吉光の脇指を質に置きたる人、請返すべき代はなし、借き事なれ共是非なく流し捨てける事御耳に達しければ、何方へ賣遣しけるやご御尋ありけるに、盗まれたる由申す時もあり、又質に不取ミ申す時もありしかぎ、極りなかりければ大に御機嫌あしく、拷問致し白狀致させよご被仰出。其の役々の者共種々様々の責道具にて、世間にありごあらゆる呵責のせめ、中々聞くさへ身の毛も立ちける次第也。傳左衛門せがれ兵左衛門、弟市郎右衛門、傳左衛門甥に浪人一人、此の四人の者共夥敷責に逢ひけり。然れ共吉光の脇指行き所なし。依りて傳左衛門父子、浪人四人共に御成敗仰付けらる。哀共すさまじかりける御事也。さらし申す十二・三歳計なる娘一人あり。是は三輪法受家來木村權左衛門ミ云ふ者の子也けるが、傳左衛門養女にして置きけるを、親に御返しありければ、權左衛門難有存じ、育て、一向宗圓長寺に妻合せり。傳左衛門妻も御成敗被成けり。此の妻女を御成敗被仰付事は、此の女先年利長公に御奉公申上け、殊の外出頭致し、御前躰も勝れければ、御逝去の後縁に付き度くば縁



付被仰付ん、左なくば御扶持方可被下し御意ありし時、此の女申上げけるは、誠以難有御事哉、縁付の事存じもよらず、さまをかへて御寺参りなき致し度し申上ぐるに付き、奇特に思召し、御知行百石被下、御寺参り致し殊勝に見えけるが、金銀多くたまりて後、穩便に大鹽傳左衛門に嫁娶しける事兼々御聞に達して、にくき次第思召しけれ共、序もや思召しけん、一年も月日を立ち、榮耀榮華の有様なりしが、傳左衛門拷問可被仰付前廉に、本座御小人・御先番・唐犬引なきを御催促に被遣、妻子共に給仕させ、下々の如く召仕ひ、催促賄難儀千萬の有様也。色々の物語有之こいへ共畧せしむ。此の時の催促より以前は催促人云ふ事なし。此の時より初りて、御城銀・御城米御貸方、武家・町人・郡方へ御かし付け、日限より遅参に及ぶ時は、早や催促を附けさせらるゝに、鶴・雁・白鳥を除き、其の外の魚鳥は催促人より献立を好み賄申す事なれば、催促請くる人々迷惑限りなかりけり。一人に三匁宛の催促錢を取けるを、是を立封こ名付たり。御隠居の時分、岡本小左衛門高直拂の代銀借用の者遅参の時は催促を被遣けり。

二條の城へ行幸の事  
寛永三年五月秀忠公御上洛被成、天下の諸侯供奉の次第御定め、中々行列極りたる御事也。二條の城へ御着きありて、追付き御参内被成、御幸の儀を奏聞ありければ、傳奏衆叡聞に達す。叡感大方ならず、禁裏より二條の御城の其の間諸町人棚をかざり、道を造り、掃除以下美々敷拵へ、諸職人棚をかざり、糸屋・扇屋・織殿・呉服・縫物師・佛師・繪師・木地挽・金銀銅の細工人・桶檜物屋に至るまで、一色も不殘思ひの装束にて、男女夫々に出立ちて、營む業の道具共取備へ、六月九日の五つ時より九つ時の初まで御所車を靜にやり、鳳輦の内より叡覽あり。親王・攝家・清華・女官等に至るまで、一人も不殘供奉し奉り、心靜に御見物也。中三日の御逗留、色々様々の御慰み、御進物・捧物・拜領物筆紙に盡し難し。諸大名任官此の時に多かりけり。此の時加州利常公は中納言兼肥前守に任ぜらる。諸大夫二人隨身たり。本多安房守・横山山城守を諸大夫に補任あり。頓て還御ありて、將軍家も御下向、諸侯も歸國こぞ聞えける。

金澤遊女並芝居沙汰の事

數年所々に遊君ありて、色にふける者金銀を盡す。此の金銀の出づる所に事缺きて、勝負をもはやり、天狗頼母子云ふ事を下々の者仕出し、夥敷利徳の者もあり。又進退を破るもあり、盜賊人も出來す。富山藤繩云ふ角力の者大將にて、大方金澤にて若者だてする若黨共、あなた此方にて土藏を破る。か様の者も顯れて御成敗被仰付ける。是れ皆傾城ある故也。町奉行へ被仰渡、堅く御禁制の所に、才川惣構の風呂屋に女を抱へ置き、湯女こ名付けて人々はに群集す。又中村刑部預りの足輕病死して、其の後家いもか、云ふ者、きち云ふ娘を持ち、其の弟に男子あり。此か、娘子を賣るのみならず、あなた此方にかこひ置きて、御用の方へ参らせけり。此の事御目付より御兩殿へ書上ぐる。本多房州・横山城州の計らひにて、彼の風呂屋親子三人、いもか、親子三人、泉野に磔に懸けらる。夫より博奕、傾城云ふ事なし。操り歌舞伎の座は、御歩行・相撲の者何れの芝居にても札錢なしに見物す。それに似せて家中又は若黨見物せん云ふを、御徒衆を鼠戸に頼みおきて目明しにて、正真なれば入るゝ、似せなれば追出す。是に付き

鼠戸にて耻をかく者唯出づる事なく、刀脇差を抜きて振廻り、騒動させて立退く。幾度も有之、手負も出來す。國家の費喧嘩の種也。堅く御禁制被仰出ける。河原町茶屋作右衛門云ふ者、川原者の芝居を立てかければ、か様の者棟梁人也。何れの座にても、初日一日は法樂にて所の者只見物す。二日目は茶屋作右衛門もらひ也。其外は五節句の日の見物の札錢又作右衛門もらひなり。如斯也ければ、作右衛門にも町奉行より被申渡、随分見物事も留りけり。然るに中一年立ちて、才川の河原に芝居立ちて操りを初めけり。御目付是を見て咎めければ、茶屋作右衛門申しけるは、御兩殿に御斷申上げ、御免を蒙り仕る由申しければ、其の通を兩殿に申上ぐる。兩殿にも終に其の沙汰もなかりし所に、作右衛門大なる偽りを申す事押領至極せり。挿へて泉野に於て火罪被仰付。夫より芝居見物の品々は留りけり。其の間三年程聞きれて、又彌々天下御靜謐なり。光高公御任官の後、英賢様御法事旁に、縁引を以て御詫言申上げ、さつまの磯之助・金太夫一類集り、才川に淨瑠璃初めけり。一兩年もしける中に、四月十四日御城火事に町



中も立替りて、才川の河原寸地もなく屋敷に渡り、芝居のある内に龍淵寺へ二千歩屋敷相渡り、金太夫は龍淵寺に借屋して、又三十日計も操り仕けるが、其の後追付き退散し、いづちともなくなりて、金澤に操りの場は止みにけり。

江戸にて神田の御屋敷御普請の事

寛永三年四月の初より八月の末まで一日も雨降る事なし。天下共に大旱にて國民難澁に及ぶ。其の頃郡中も諸代官の儘にして、百姓の手前收納の儀を専に精出し取上ぐるこいへ共、耕作に精を出せし申付くる事なし。只百姓己が儘の事なれば、立毛悉く日照に逢ひ、未進等過分に出来し、其の代に奉公に出づる者多し。然るに依りて御國救の爲に、日用人足餘多江戸へ被召寄、同三年の秋より、神田の下屋敷に御普請被仰付。加州の下屋敷にて神田に先年より御拜領にてありけれ共、前は本郷の町をさかひ、後は不忍の池をさかひ、草茫々たる小笹原に谷嶺も有之て、所々に番人又は下々の者のみ有之、屋敷の内まだらに茶園してぞ居たりける。先づ四方に堀を懸けさせられ、御館共立てさせ給ひ、別けて壽福院様の御屋形も立ち、又は御姫様の御屋形、

千勝様・宮松様の御屋形も建てさせらる。追々に金澤より御子様方御引越被成入らせらる。天徳院様御遠行ありし故也と、諸人申ならしける。御上屋敷の御近所、小田原町・めつた町に加賀衆借屋して在りけるを、大方神田に長屋を建て置かせられける。壽福院様の御用人には、堀三郎兵衛を附置かせ給ふ。其の外御子様方附々の人々守護せしむ。  
秀忠公利常公の御館へ渡御の事  
加賀の御下屋敷に、小幡宮内惣奉行にて、御成御書院内々より御造營被成、此の年漸く出来す。家光公御瘡瘡も御機嫌能く相濟み、翌年の夏中に御成と極りて、其の御用意の品々は、御分國は申すに不及、京・長崎・出羽・奥州まで御調物共被仰遣、相調ひければ、寛永五年四月廿二日に將軍秀忠公御成被成、終日御機嫌能く被成、還御をぞ被成ける。其の時筑前守光高公、四位少將に御任官被仰出、家光公の光の字を被進、其の御祝儀として御一門方數日御振舞、御家中にも御祝儀の御振廻被下けり。金澤には天徳院様の第七年忌として、大法事を被仰付執行せられ、江戸・金澤の御用共彌重り、上下武家・町人・百姓まで御事多く、晝夜の勤

に寸暇を得ざる有様、推量して可知、記すに不及。

利常公子小將喧嘩の事

加州の御上屋敷かゝる鬧敷打節に、子小將の内玉井主水・藤田長吉兩人、御書院の廊下にて討ち果し、互に三ヶ所宛手負、勝劣は不知、兩人死して有之所を、横山大膳見付けて言上せられ、御吟味の所に、日頃意趣もなし、扇子引のうへ共いふ。曾て以てしれざれば、無是非寺へ移し煙こなし、遺骨を金澤へ送り被遣る。兩人の父母一門の歎き言語に絶する所也。是非に不及、手次ノの寺にて追善供養哀なりける有様也。玉井主水は十二・三の頃、高島左京の下屋敷長久寺へ毎日登山有りて手習をせらる。其の時は名を左門とぞ申しける。至りて利發なる少人にてぞ有りける。夫より御子小將に被召出、主水と申して江戸御供御成の御振舞御用を相勤む。父母の寵愛淺からざりしに、早世の程こそ痛はしけれ。大乘寺にて四十九日の廻向の時、母餘りに堪へ兼て悲歎の泪を留め、和歌を詠じて亡魂を弔ふ。

うき七日めぐり來にけり七車けふのりかふる花のうて  
なに

か様に詠みて大乘寺謙室和尚に披露有りければ、和尚奇特の思ひをなし、頌を作りて亡子の母に物せらる。

和歌一首助餘哀 何事人間去不來

月白風高眞面目 西方豈願別連臺

如斯の大活現成の一句唱へられければ、人皆難有祖意の活法を尊みけり。主水母儀は横山山城妹にてありけるが、常に和歌の道に達し、剩へ參禪學道に心ざしをみがき、賢女の名を世に顯す人也と其の頃申しあへり。玉井市正御上洛の御供して、上方より妾一人相具し、下屋敷にて家老岸五郎右衛門家を明けさせ、五郎右衛門は外へ移り、其の跡へ彼の女を入れ、男女を付け賄はせ、折々市正通はれるに、主水母儀より殊更念頃にして、毎日菓子肴以下慰みの爲とぞ贈り、旅泊の住居嘸不自由に候はんし申し被遣ければ、さすが上方の人なれば、其の御志又難有この水莖になんたを催す返事に、此のさよ衣の重ねづま御はもじなき、有りしかば、猶いさ哀にや思はれけん、市正に被申けるは、我等すでに助太夫・主水・大學とて三人の男子、其の外娘もあり、何の不足の候べき。下屋敷の客來こそ泊り定めぬ海士



小船、浦の菅屋の夕暮もさこそ寂しからんに、随分こはせ給へし折々の催促也。かゝる御方の又可有共思はれずこ、諸人貴く思ひける。又是よりたうこきは、市正娘を佐藤與三右衛門に嫁娶の時、成程眉目よき若女房を撰び召抱へて娘に相添へ、與三右衛門方へ遣しけり。是は娘氣にあはぬ時は心易く召仕へこの事也。娘のお乳は至つて是を妬みに思ひ、市正内室へさへ申ければ、内室曰く、夫婦の挨拶の悪敷成るは、悋氣嫉妬より事起りて、身軀の邪魔に成り、家を破り命をたち、子供をうき目にあはせ、世間に悪人の名をこる。是皆嫉妬の致す所也。本妻は其の家にして崇敬してさへ置きなば、かまへて悋氣は云ふべからず。悪女也。さて侍の娘を離別する事なき者也。但日本一のたわけ者なる男は格別也。能々制し被申ければ、與三右衛門傳へ聞きて、御心人の程誠に以て聖賢の道とても是には過ぎしめて、一入妻女に念頃に致しけり。是等の人は、形は女性なれ共誠に此の世の男かな、變成男子疑なし。沙汰しけり。

瑞龍院殿十七回忌の事

同六年大坂御普請の御觸有り、諸國より奉行・人足・役人等

門、鬼川越えて橋際に松江次郎兵衛、向ひは神戸藏人也。惣構の方へ横田彌五兵衛・山本治部、向ひは半田五郎左衛門、如斯有りけるに、肥後殿鬼川の橋際へ何れも同道し行懸り給ふ所に、村瀬惣領四郎右衛門・坂部惣領市郎右衛門兩人連れて、鬼川の橋へ行懸り、坂部市郎右衛門橋の爪へ渡り懸り、肥後殿も渡り懸り、橋の真中にて刀の鞘を鞘はつし。當る。肥後殿扇子を取直し、市郎右衛門が肩をひし。こうち、せがれ如何に宣給へば、市郎右衛門刀を抜き心得たり。云ふ所を、石黒權左衛門市郎右衛門を後よりかき抱き、橋より道へ押落す。肥後殿家來川へ飛入り、橋向ひなる村瀬四郎右衛門を取籠めたり。四郎右衛門は刀を抜き、肥後殿橋を渡り道へおり給ふを待かまへたりしが、取まはされてたゞき合ひ、大勢なれば四郎右衛門・松江次郎兵衛前にて討留る。坂部は權左衛門にかゝへられ刀を振るに付いて突放すを、何れも寄合ひ討留る。其の間に肥後殿は何れも引包み、半田五郎左衛門門へ引入り、裏傳ひに富田右衛門方へ入り給ひ、表門へ出で給ひて高岡町へぞ引取り給ふ。村瀬九郎右衛門は其の時湯殿に行水して有之所へ、四郎

罷上り、御城を造營す。越中高岡には百五十人の出家にて、夏百日の廻向として置かせらる。惣奉行安見隱岐・永原土佐、小奉行嶋田清右衛門・古江次右衛門・池田彌次兵衛・市川長左衛門、其の外先年高岡衆何れも相詰め、御番以下代り々に被遣相濟みけり。此の年女帝御即位有りて寛永の帝に申し奉る。秀忠將軍の御孫にてぞおはしける。

利常公家臣前田肥後喧嘩の事

此の年六月下旬の事成るに、前田孫四郎殿御子息肥後殿は利家公の御孫也、左右なく御一門中より崇敬被成。いまだ若年の時分也、ちゃんふ彦右衛門・高島又八は朝より罷越し、晝時分に成りて石黒權左衛門・神戸嘉助・桑嶋藤右衛門・兄の次右衛門方へ人を遣し呼寄せられ、夕飯を急ぎ濟し、何れも同道し才川へ出で、中村の淵にて水をあび、未の刻に歸らる。法船寺町は其の時分川除にて、富田右衛門前なる橋まで出づる間は侍町也。川除のきはに坂部次郎兵衛、其の次に水野小兵衛、鬼川の際に村瀬九右衛門也。坂部次郎兵衛向ひに内藤助右衛門、其の次に外科の不亂坊、村瀬九右衛門向ひに辻助左衛門に不亂坊間に横井清右衛

右衛門乳兄弟左太郎云ふ者走り入りて、四郎右衛門殿こそ喧嘩被成討れ給ふに申しければ、九右衛門聞きて、浴衣の上にて手拭帯して長刀追取りかけ出し、せがれを討ちて何方へかのがし可申して山本治部前まで追懸る。肥後殿家來共立歸り、追つまくりつ戦ひけるが、肥後殿歩行者二人討たれ、草履取跡にさがつて後より九右衛門のよわ腰を切る。九右衛門長刀取直すか見れば、此の草履取跡より首筋半分かけ倒さる。肥後殿歩行者市川六兵衛しばし戦ひ、眞甲切られ共九右衛門を討留めたり。其の時坂部次郎兵衛は宿に在合ひけれ共、程隔りて聞くや否や鎌追取りて出けれ共、早や何れも引入りて見物人のみ多ければ、無是非妙慶寺へ引込み法躰して上方へぞ登りける。村瀬九右衛門二男忠藏十六・七歳の頃也。是非に出でん刀を追取り出けるを、母・乳母なき引留る。其の弟乱助はいまだ若衆にて十三・四歳也。村瀬四郎右衛門乳兄弟左太郎は、少し手負ひけれ共軽くして別義なし。追付き江戸へ言上有りけれ共、肥後殿手前別條なし。去れ共敵討もあらんか、一代氣遣油断はなかりけり。肥後殿後に三左衛門云ふ。



保科肥後守殿出来しての事也。後には小幡宮内弉に仰付けらる。村瀬妻子共は江戸へ引取りける。森川出羽守殿姪姫なれば江戸へ引越す。二男忠藏は水野甲斐守殿へ在付き、弟乱助は旗本衆へ兒小姓に出でけるに、若年の頃器量殊の外いみじく、見る者毎に執心し、引手数多に成りぬれば申分出来し、乱助後に淺草にて討死す。此の由兄忠藏聞付け、相手を打らんとて走り廻りて渡合ひ、柘町にて討死す。此の事、四郎右衛門乳兄弟の左太郎弟石松云ふ者加州より被召連、兄弟の果を見て又金澤に來り語りけり。彼の村瀬四郎右衛門は新藏と申し、坂部市郎右衛門は權八と申し、て長久寺にて手習し、十九・二十歳の頃前髪取り、其の翌年の事也。惣構の河岸はた其の時分まで町屋也。輔師徳兵衛云ふ音頭ごりの名人也。此の者の所へ鞘を頼みに兩人参りたる折節也。何れも若き者共と、をしまぬ人はなかりけり。

壽福院殿御遠行の事

同八年三月六日に壽福院殿御遠行被成ければ、江戸にて御遺骸を寺町へ御移し、日蓮寺へ納め奉り、池上に御墓所を御建立有りて、加州へ早速御飛脚來し、天徳院様の御例

になぞらへ、御葬禮を小立野にて執行せられ、善盡し美盡せり。則ち經王寺導師にて規式相濟みけり。御法名壽福院殿花岳日榮大姊と號し奉りけり。

高德院殿三十三回忌の事

同年三月三日寶圓寺に於て大法會を御執行被仰付、三ヶ國の禪宗は申すに不及、諸宗の惣録諷經の衆、上方諸宗諸門跡諷經の使僧夥し。其の頃まで寺にて膳部被仰付、晝夜三度・四度の御賄に、木具・野菜品々郡中より持参す。疊の裏に數千串の豆腐をさし、廻廓の庭に炭を起し、數疊立て並べて焼かゝる。大い成る事共なれば商賣人織るが如くに参りつぎひ、人民御報謝の徳に依りて豊かに世を渡り、尤施行・牢拂、閉門・蟄居も開門し、尊靈の牌前に参詣し奉る。三月十日には二の丸に於て御能被仰付、御家中並に出家衆まで御振廻を被下けり。

金澤城再火難の事

同年四月十四日壽福院殿御葬送の灰塚もいまだ不納、番人を附置かせらるゝ所に、大風吹いて天氣能く、から風にて世間も騒敷思ふ所に、巳の刻に至りて才川橋爪法船寺の門

前町二軒の間に火をはさみ焼上りて、法船寺の藥師堂に付き、夫より客殿・庫裏に付きければ、河原町を一面に押來り、南風は強く、中河原の大橋を焼落し、寺町より東をさして物構の外を豎町より焼拂ひ、惣構の外火敷の内長九郎左衛門・山崎長門家に付く。大家の火なれば仙石町・堂形一面に火通りて、煙暗うして中天まで闇の如し。御城御本丸の上に人雲霞の如く、筵を以て懸る火の粉をあふぐを見るに、中々肝魂も消ゆるばかりに思はれけり。後には黒煙有頂天に棚引き、城の形も見えざりけり。然るに奥村河内屋形に火懸りて城を打越え見えければ、是はくゞ云ふ内に、御城たつみの矢倉に火懸りて御本丸焼け、火の粉江戸町を焼拂ひ、田井口悉く焼通り、金屋町にて火留る。御城の火は明日四つまで消えざりけり。肥前守様は北の丸飛驒様丸へ入らせらる。堂形米共上こけて煙匂ひし御用に難立に付き、御扶持人たる者の火事に逢ひたる者共に五石・十石宛被下、足輕・小者に割符し、外は惣町中へ被下けり。江戸へ此の由相聞えければ、上使として徳山五兵衛・桑山左衛門に、御夜着・ふごん・御小袖・御帷子爲持被遣、五月十

一日に金澤へ着き、御本丸へ上り焼跡見物申されけり。利常公御父子御同道にて御城を見物し、徳山五兵衛被申は、扱々此の御城は昔佐久間玄蕃頭暫く在城の後、利家公案かせ給ふ御城なるが、あの茶白山の目の下にて、殊に小立野も城の爲には宜しからず。上口より五千、下口より五千程有るならば、餘り手間も入間敷と被申しは、御挨拶ご何れも申ならしけり。其の火事に南町の片町は焼けざれば、金屋忠左衛門近所二・三軒の町屋へ上使を入置き、御賄仰付けらる。其の時分御通ひ子小將に柳田長三郎・佐藤伊織・安彦兵部、其の外五・三人替りゝに被参けり。やがて御暇申上げ、拜領物有りて江戸へ被罷歸けり。

金澤御城御造營の事

斯くて御城御造營有るべき所に、俄に御材木もあらざれば、其の時分六條の末寺建立の爲に、數萬の材木末口物幾千本も年々に宮腰に積置きけるを、御借用被成、京都車牛十疋言上有りて被召下、彼の末口物・大材木を車にこらせらる。宮腰の馬借共是を迷惑がりて訴訟申上ぐる所に、此の末口物・大材木十四・五間も通りて、さし渡し二尺・三尺・四尺あ



るをば、何共して馬にてつけのほすべし。被仰渡ければ、還りて御訖言申上ぐる。北國七ヶ國の木工共集り、其年翌年兩年かけて御屋形出來す。序を以て侍屋敷町なみ悉く建直り、屋敷替共有りて間敷事共也。

金澤火付露顯の事

法船寺權譽上人の前師は妙慶寺へ移り、其の跡の住持にて、談義は北國に第一也。頓て寺を建立せんきて材木共夥敷積置かれ、大工の隙を窺ひ有之所に、火事に及び難儀の上、火元なればこて牢舎被仰付。扱門前の者御吟味の所に、我の人の議論になり、二軒の家主牢舎こなり、火事の節盜賊數多にて道具共取らるゝ者多し。何方にも道具を拾ひ、又はのけたる道具あらば持出すべき旨、御觸日々々に廻りければ、友吟味に成りて隠し置く事成り難く、不審成る者有りて申出づる者には御褒美可被下旨御觸なれば、我も人も大事云ふ折節、或寺の門前にまづしき小者奉公人有り。不時に近所の者を振舞ひ、俄に有徳に見えたり。又不思議成る事共有り、旁隠し置き難く、以來の爲を思ひて密に奉行所へ注進す。頓て公儀へ被召寄御吟味の所に、早速白狀に及び

けり。大原次郎右衛門役人にてぞ有りける。不參銀重り難儀仕り、つけ火致し、騒動のまぎれに河原町米屋より米を五斗盜取りて宿におろし、又立出で長九郎左衛門殿式臺より長筒の鐵炮一挺取りて立歸り、坂の上より見てあれば、御城に火ぞ懸りける。見るより其の儘腰ぬけて立つ事難し。漸く垣の竹をぬきて杖につき歸申候。天命にて顯れ是非に不及申候由申上ければ、女子共に三人を牛にのせ、金澤町を引廻し、十四日の火付なりと呼はり、泉野にて火罪せられ、其の後法船寺は牢舎御赦免、門前の火元二軒ながら御追放、法船寺には才川の下にて河原を屋敷に被下けり。此の權譽上人は北國無雙の談義者にて、暫く小屋掛の内にて談義せられしかば、頓て諸日那寄進して大伽藍を建立せられ、追付き萬人講を立て寺造營を補益し、其の後出入の座頭坊主宗壽云ふ者發心し、裏屋敷に念佛堂を建て引籠る。其の内に諸國道心坊主集り、晝夜念佛怠る事なし。宗壽は泉野へ上りて小庵を結ぶ。彼の念佛堂相續繁昌して、自然萬日講成りて、延寶年中に萬日の廻向して江戸新智恩寺來駕有りて、國中一宗の智識此の廻向にあひぬ。三十三年

以後の萬日廻向發起せらる、奇妙云ひつべし。先づ過分の材木をよせ置きて、夫を四月十四日に灰塵こなし、下の河原に追付き寺造營せられける。彌陀本願の難有故こは云ひながら、權譽上人の智力による。善導大師の三尊を吹出だされけるよりも、此の上人の辨舌を以て伽藍を造立せらるゝ事猶貴しと申して、諸人崇敬致しけり。

利常公御手廻の者被召抱事

此の年中納言利常公は北の丸に御座被成、筑前守光高公は本多安房守屋形にましく、御本丸の御作事を仰付けらる。然るに大橋市右衛門を召して被仰出けるは、供廻りの小將共年寄りて若き者まれ也。子供・兄弟・甥たる者の無足にて有之者三十人計見立て、由緒を取りて指上ぐべし、召抱へ供廻り勤めさすべき由御意に付き、御家中へ觸れければ、由緒一門付を調べ大橋市右衛門に持參す。一々御覽に入れ奉る、利常公御披見被成御點を被成、早々御目見可申付旨にて、何れも難有存じ、日限相極り、禮錢にて御目見仕る。則ち御一行御調被置、御前に於て頂戴す。人持・物頭・小將・馬廻・組外の無御構被召抱ける故、御知行もひこしから

す。その被召出人々は、不破七兵衛・野村四郎左衛門・中尾宗兵衛・中村喜左衛門・矢野所左衛門・今村久兵衛・武藤長左衛門・脇田三郎四郎・湯原大左衛門・橋爪新兵衛・同宗右衛門・佃次兵衛・神戸清四郎・湯原又助・谷與右衛門・嶋田又八・丹羽次郎兵衛・宇野五左衛門・河内山半助・加藤九郎右衛門・田邊五左衛門・中村長右衛門・原三郎左衛門・青木新右衛門・岡田彌五郎・横地三郎右衛門・稻垣彌三郎・笠間新助・嶺喜右衛門・古江猪右衛門・同五兵衛、此等の入々江戸御供の用意として、親・一門兄弟より夫々に致用意、岩乘の爲こて小松へ往來し、俱利伽羅・石動・高岡へ行き、富山へはせ、道の稽古を勤めけり。大橋市右衛門に被仰渡けるは、随分の大男と聞きけれ共、皆子小將上りの様なる若輩者見えける由御意の所に、市右衛門承りて申上けるは、御意の通り相違無御座奉存候。併し初て御前へ上下を着し罷出候へばすくみて見え申候。旅立立なき仕候ては能き器量共に御座候由被申上。其の時分御家に大橋市右衛門・佃源太左衛門程なる申度さま、の出頭人又こもなかりけり。其の年の暮に上通り御參觀の節、彼の三十人の者共旅の出立の半着



物、木綿にて薄鼠又は空色に染めさせて着し、一尺二三寸の大脇指一腰宛にて、腰に小さき馬柄杓・小瓢箪を帯に挟み、手拭を繩になひて腰に挟み、御乗物の先に進みければ、何れも背かいらぎに金鍔又は好みの太刀拵へ、誠に花々敷見えければ、利常公仰には、市右衛門申す通り能き器量の者共也と仰せらるれば、御意の通りに御座候と市右衛門申上げ面目を施しけり。東海道に至りて御晝休の節、大橋市右衛門御本陣へ出で、御供の人々を見渡せば、皆草履取に髪をゆはせ居たりけるを、市右衛門急度見て、扱々其の方達少分の身代にて、人に髪を結はする事沙汰の限り也。夜中にも自鬢にゆひて御點にあふ事第一也。向後自鬢にて無之ば、急度申上候はん高聲に被申ければ、夫より何れも自鬢にこそは成りにけれ。扱道中御急ぎの事なれば、或時御辨當所へ着かせ給ひ、御本陣へ御乗物を昇入れんごするに、直に通せと御駕籠の底をたゝかせ給ふに付き、直に御駕籠を通しけるに、大橋市右衛門御乗物の棒ばなを追取りて、跡へ押戻し申しけるは、御供廻の者共草臥て見え候へば、他國路にては叶ふまじ、御乗物を昇入れこて御宿の

式臺まで無理に押やり、式臺へ御乗物を押向けられ共、利常公は物をも不被仰、御駕籠より御出もなく、御鬢の髪さかさまに御眼色かはりて御座被成けれ共、其の間に御供廻りに早々支度させ、皆々食事等濟み早速罷出ければ、御乗物を出せと市右衛門下知して、御泊まで一息にそ御着なる。其の節の市右衛門氣色は樊噲・張良・安祿山と申すも、是程には有るまじとぞ申しける。

### 三壺聞書卷之十五

加州の士大坂陣高名穿鑿の事

寛永八年十月上旬に、先年大坂陣に高名の者共大形に聞届け加増を遣す。元和二年に家中又者共迄手柄の次第聞届け褒美を遣すといへ共、唯今又委細に可被聞召の旨被仰出、古老の者共、御次にて覺の者共召寄せ、證據を糺し其の場の儀を申上ぐるに付き、鍵合に前後の争ひ有り。首にもぎつけ・直首の違ひ有り。悉く口論に及ぶ族も有り。夫々に御吟味ありて恩賞嚴密に執行はせ給ふ。弓箭の本意末代の面目也。岡山表にて鍵合せたる人々には、

伴 八矢	安見 右近	野村 左馬
西尾 隼人	篠原 織部	津田 勘兵衛
横山 大膳	宮城 采女	山田 覺左衛門
後藤 左衛門	丹羽 織部	
葛卷 隼人	古屋 所左衛門	梶川 彌左衛門

山 森 吉兵衛	脇 田 九兵衛	猪子 九郎左衛門
半 田 治兵衛	氏 家 久兵衛	山本 久左衛門
野村 七左衛門	江守 覺左衛門	横地 忠左衛門
大野 甚之丞	脇 田 帶刀	淺井 八左衛門
葛卷 平四郎	河合 惣三郎	小川 次郎九郎
澤田 治左衛門	瀧 與右衛門	佐藤 久右衛門
寺西 主馬	北川 久兵衛	淺野 將 監
和田 助右衛門	森 權太夫	淺野 與右衛門
金子 與右衛門		
御鐵炮大將には、		
石川 茂平	同 虎之助	同 宮 内
長瀬 主計	玉井 市正	水野 次郎左衛門
同 勘兵衛	高島 奎	野村 小右衛門
渡邊 助三郎	富田 彌五作	富田 兵部
石黒 覺左衛門	長田 市兵衛	榊 大學
岡田 隼人	不破 加兵衛	井上 勘左衛門
同 右京		
御馬廻には、		



高畠 左門	津田 源三郎	中川 久右衛門	久津見 善兵衛	小塚 半右衛門	加藤 内匠
湯原 主水	大塚 帶刀	山本 主馬	嶋田 勘右衛門	佐久間 彌右衛門	原 傳左衛門
板垣 市右衛門	横山 縫殿	長屋 數馬	矢部 孫右衛門	齋藤 三大夫	半田 八右衛門
森 伊右衛門	近藤 監物	堀 内膳	長田 庄右衛門	小幡 囚獄助	原 五郎左衛門
同 伊豆	高畠 善大夫	同 彦大夫	山崎 吉左衛門	富田 與五郎	原田 外記
渡邊 内匠	永井 主馬	津田 兵部	三階 善左衛門	松田 平大夫	羽田 三右衛門
佐久間 三右衛門	村瀬 九右衛門	森 左近	横井 五郎兵衛	三田村 庄兵衛	上田 權之助
本庄 主馬	津田 甚三郎	生駒 左門	駒井 民部	小林 六左衛門	大平 左馬
歸山 助右衛門	加藤 半兵衛	村山 太左衛門	豐嶋 八兵衛	長澤 左馬助	柘植 數馬
佐藤 彌右衛門	後藤 瀨兵衛	森嶋 長三郎	松崎 左兵衛	宮田 嘉右衛門	淺香 隼人
富永 權之助	馬淵 加右衛門	里村 治兵衛	平野 主馬	小笹 五左衛門	一村 新之丞
林 彌次右衛門	丹羽 平兵衛	富永 甚十郎	岡田 八郎兵衛	吉田 主馬	柳田 半助
原 九郎兵衛	木村 十兵衛	柴田 柄漏	此人々首數或は二つ或は三つ・四つの不同右の通也。		
三輪次郎右衛門	岩田 平藏	吉田 六左衛門	御扨從組には、		
今井 勘大夫	平野 源左衛門	村井 問兵衛	齋藤 中務	山崎 采女	國府 掃部
佐分利 權大夫	藁科 助五郎	林 助兵衛	今井 作十郎	淺野 治大夫	笹嶋 掃部
佐藤 武内	河合 吉左衛門	鈴木 權左衛門	淺加 市正	小塚 權大夫	佐々 作十郎
横山 藤左衛門	青山 勘解由	林 孫九郎	笹嶋 監物	河原 隼人	下澤 小内膳

菊田 逸角	大橋 小隼人	奥村 三右衛門	福尾 大兵衛	茨木 助右衛門	神戸 治大夫
藤掛 又太夫	本保 奎助	笠間 九郎三郎	淺加 權之助	吉田 左近	松原 内匠
堀田 左兵衛	平澤 采女	杉本 民部	吉田 平兵衛	平野 善左衛門	佐藤 兵部
渡部 隼人	福田 左京	遠田 勘右衛門	此の人々右同斷。		
久田 儀左衛門	大嶋 左太夫	行山 主馬	御弓の衆には、		
山田 大學	村井 左近	齋藤 市右衛門	久德 傳兵衛	井岡 四郎右衛門	萩原 助左衛門
神戶 金太夫	千福 權之介	田邊 助太夫	山田 庄太夫	名村 十左衛門	大野 權太夫
寺西 十藏	小塚 源左衛門	瀧 左源太	林 勘右衛門	布施 勘兵衛	横田 十右衛門
岡田 傳左衛門	大井 主馬	渡瀬 彌次右衛門	吉田 甚丞	村田 久左衛門	武藤 嘉兵衛
石黒 新十郎	大窪 助之進	井上 權左衛門	大瀬 左太夫		
土肥 庄兵衛	小林 庄兵衛	小嶋 八兵衛	此の人々右同斷。		
河合 傳次	笠間 傳兵衛	窪田 九郎兵衛	本多安房守手合にて手に遭ひたる人々には、		
堀 三郎兵衛	村田 喜太郎	河口 彌次右衛門	大津 彌五左衛門	長井 忠左衛門	舟木 治部左衛門
小幡 民部	由比 善右衛門	原 治部	森 九兵衛	胸口 三郎	瀧 八郎左衛門
西村 藏人	堀 勘兵衛	吉田 五郎兵衛	堺 太左衛門	大町 與三右衛門	北野 七左衛門
櫻井 九右衛門	半井 造酒	加須屋 式部	大瀬 長左衛門	赤尾 勘左衛門	磯野 權之助
小森 内記	日夏 三左衛門	橋爪 半兵衛	木村 五郎左衛門	立川 次左衛門	野瀬 彌兵衛
中村 彌五右衛門	吉田 逸角	櫻井 丹助	玉木 作左衛門	森川 五郎右衛門	木村 丹右衛門



高柳儀左衛門 石橋久右衛門  
 横山山城守・同大膳の衆半分有之手合には、  
 木村 權兵衛 伴 太左衛門 伊藤 左源太  
 松山助左衛門 岡本 左門 長谷川五右衛門  
 廣瀬宇右衛門 長谷川吉右衛門 齋藤 兵部  
 松浦武左衛門 塚本伊右衛門 森田 源之丞  
 荒屋松右衛門 長崎新右衛門 水澤清右衛門  
 吉田久右衛門 山本 又助  
 此外鐵炮の者の内六人何れも首一つ宛討取。  
 富田下野手合、  
 西脇 儀兵衛 俣野 六兵衛 藤村忠左衛門  
 横山式部手合、  
 折田 彌兵衛 加々井 五兵衛  
 寺西若狭手合、  
 神野太郎左衛門 浦野 庄兵衛  
 津田和泉手合、  
 佐久間太左衛門 山下甚左衛門  
 奥村周防手合、

中條 又兵衛 石黒 忠兵衛 河口嘉助  
 塚本文内  
 山崎長門手合、  
 山崎 久兵衛 大塚金左衛門 三嶋半右衛門  
 西村次郎右衛門 窪田 民部 岩田三左衛門  
 歸山 外記 服部 數馬 石原 孫太夫  
 村井飛驒手合、  
 寺尾 主計 稻川 瀨兵衛  
 篠原出羽手合、  
 石黒 明石 大窪助左衛門 不破權左衛門  
 平田金左衛門 五十嵐 庄兵衛  
 神尾主殿手合、  
 山田 縫殿 岸 茂左衛門  
 永原土佐手合、  
 澤崎宗右衛門 同 猪右衛門 澤崎 九兵衛  
 中川宮内手合、  
 丹羽 左太夫 鈴木十右衛門  
 安見右近手合、

飯田内匠 佐山主水 松高大炊  
 平井兵庫  
 前田備前手合、  
 森 勘左衛門

此の外長九郎左衛門如庵法師は、如何なる存念や有りけん、  
 手前の者共似合の高名仕る者有之けれ共、此の方吟味仕  
 り、忠賞夫々にあたへ候へば、公儀へ書出し申すに不及  
 て出し不被申。依之此の帳面に被指除。

冬夏兩度の合戦に討死の面々には、

矢野所左衛門 長瀬小右衛門 古澤 加兵衛  
 堀田平右衛門 堀 久右衛門 藤田 内藏允  
 山下 勘兵衛 諏訪 八兵衛 齋田七左衛門  
 小寺甚右衛門 大嶋 織部 細野 雅樂助  
 大河原助右衛門 杉野 善三郎 河橋治左衛門  
 神子田 五兵衛 澤 庄兵衛 神戸 藏人  
 三吉 左助 中村安右衛門 森 覺右衛門  
 神田左門 服部 左源太 大原 忠閑  
 稻垣掃部 大河原四郎兵衛 改田 久兵衛

眞田 勘解由 多田 大學 笹田助左衛門  
 岡田助右衛門 富田 市十郎 妻木 左京  
 山川 織部 富田 甚十郎 青木權右衛門  
 桑原 十兵衛 大橋 外記 前波 助丞  
 坂田權右衛門 鈴木 忠兵衛 四拾壹人也。  
 則ち寶圓寺に祠堂料を附けさせられ、御代々此の者共の牌  
 前に茶湯靈供怠る事なし。難有かりける御事弓矢取る身の  
 本懐也。

利常公光高公江戸御參觀並横山大膳陳謝の事

寛永八年十一月中旬に江戸にて御一門方より御内證の飛脚  
 到來す。其の意趣は、金澤には新參の者共數多被召抱、其  
 の上に先年大坂にて高名仕る者共吟味有りて加増被遣、人  
 持に被成者共多し。其の上に城の堀・石垣等普請も有り。  
 今程公方様も御不例也、無心元次第也。取沙汰も御座候  
 間、早々御父子御參觀可然旨申來る。其の時分迄は毎年代  
 り時分の御參觀云ふ事なし。何れも不時の參觀にて有り  
 ければ、光高公仰上げられけるは、我等參觀可仕、春に成  
 りて其の御元様御參觀被遊候へ。被仰所に、いや／＼父子



一度に参観せば公儀も可宜、一人残りては不可然と被仰、御父子俄に御参観と極り、十一月廿五日に御發駕、下通りは叶ふまじと上通に懸り、夜を日に繼ぎ御急ぎ被成けり。彼の御供廻りの者共、足を踏損じ片腰引いて行くも有り。打またぎの馬に乗りて續くもあり。大橋市右衛門・神戸清四郎のみ相續き御供す。追付き十二月十日に御着被成、御老中へ御案内有りけれ共、御目見もなかりしかば、役人・足輕に被仰付、江戸中の植木共被召上、或は石なごを車にて御取寄せ、御露地御普請夥敷、きやりの聲本郷湯嶋の町をひやかす。然る所に上使有りて屋敷留守居の者可致登城の旨申來る。奥村河内・今枝民部・横山大膳何れも御次に伺公し、誰を可被遣やと御意を伺ふ。利常公被仰出は、大膳参り聞いて來れと被仰に付き、畏りて登城せし所に、土井大炊頭被罷出、大膳を近付け、肥前守殿國元にて浪人共を數多被召抱事、先年大坂にて高名の吟味有りて加増を被宛行事、城中石垣等の普請被申付事、達上聞、大御所御不例の折節なれば御不審に思召すの間、申わけも有るべくやとありければ、大膳畏りて申上げるは、奉達上聞の條御不審

偏に御尤の御事に候。併し大坂御陣の頃は肥前守若輩也、其の後天下泰平にして軍法の沙汰指置き、遊山慰のみに取まされ、骨折りたる者共に忠賞を行ふ事無御座、依之何れも年の寄るまで徒に日を送る事を少し遺恨にも存するやらん、何れも申合せ暇をもらひ可申旨内談致す由承り及候に付き、若し左様の場を存じたる者に無詮暇を遣す事は、上様へ御奉公を可申上様もなく、却りて不忠の至り也。依之其の節の働に應じて少宛の加増遣し申事紛れ無御座候。是併し上様御爲と存する所也。又侍共召置候事、若年の時分より供廻りを勤候者、最早何れも年罷寄り申すに付き、若輩なる子供を歩行同事に召置き供廻り致させ申候。是等は則ち親の名跡に可成者共にて御座候。扱城中の堀・石垣の事、毛頭左様の儀は候はず。去年火事に破損仕候故少し繕り普請致し候。此の儀は御目付中被遣候へば實否儘に知れ候はん、何の御心許なき事の候へきと申上ぐる。大炊頭被申は、大御所御不例の時分、江戸中に隠なき屋敷の普請に事關敷事あり。是はいかゞと被申ければ、大膳承り申しけるは、如仰遠慮もなき普請等にて江戸中ひやかさせ申す事、是れ上

様の御爲を奉存所也。いかんこなれば此の御不例にて諸人心肝を勞する事也。此の節肥前なきが打しづまり有之候はゞ、江戸中に色々の風説あるべし。夫に應じて諸人のうたがひも生じぬらんかき、日用人足・大工・木挽共數多屋敷の内へ出入させ、露地普請等をいこなむ事、諸人の心を安んぜんがため也。能々御思案被成宜敷被仰上候へき荒らかに申しければ、大炊頭尤の次第也、早々可被罷歸きて奥へ入り、其の後いかゞあるやらん、追付き御目見と御内書ありて御登城被成、御懇の御事共也。横山返答の次第無殘所申分かなと、殊の外御感ありて、御父子より御褒美もも不大形、末代までの面目也。

秀忠公御他界の事

秀忠公御不例爾々共御座なく、次第くゝに頼みすくなく見えさせ給ふ由、天下の諸侯在江戸にて種々取沙汰有りければ、町中も何さなく落付かぬ様に存じけれ共、加州の御屋敷は無心許事更になしと、少し安堵の心地有之由風聞せり。其の頃日本橋に落書を立つる。

武藏野に碁打の下手の集りてしんだ共云しなぬとも云

寛永九年正月廿四日終に薨去とぞ聞えける。増上寺へ移し奉り、御葬禮被執行、萬部の御經日本國の淨土宗集り、諸宗の惣録參詣し、納經・諷經・燒香殘る所なく、公家・門跡・諸社の神職・神子・巫等に至るまで武藏一國に充滿せり。台徳院殿大相國公一品光蓮社尊儀と號し奉る。

家光公へ御讓物の事

御遺書に相添へ兼ねて被仰置通、

こうせつの御太刀 宗 三

左文字の御腰物 豊後藤四郎の御脇指

奈良柴の御茶入 捨子の御茶壺

圓悟の御掛物 付り土井大炊頭

都合七種とぞ聞えける。

御遺物諸侯へ被下事

御遺物として御道具並に金銀可被下と思召し、御帳而被相調、金銀預る御土藏奉行を被召、此の金銀可有之や否やと御尋の處に、奉行人承り、たごへを以て可申上と持ちたる扇をひらき、たごへば其の御帳面の御金出し申すは、此の扇一折の分にて御座候、残り九折はと御座候由申上ければ、



其の儀にて有るならば、相果候跡に相渡し可申旨被仰置に付き、役人を定め目録にて被遣事。左の如し。

御遺物の次第

- 一、會津正宗御脇指・面壁御掛物圓悟讚 尾張大納言
- 一、寺澤貞宗御脇指・初祖菩提西王山 紀伊大納言
- 一、切及貞宗御脇指・俊成定家兩筆の掛物 水戸中納言
- 一、松井貞宗御腰物 加賀中納言
- 一、中川義弘御腰物 同 筑前守
- 一、國綱御腰物 松平淡路守
- 一、加藤二字國次御腰物 松平宮松丸
- 一、細川正宗御腰物 越後 仙千代丸
- 一、青木國次御腰物 越後 伊豫守
- 一、長光御腰物 備前 宰相
- 一、御掛物 和泉守上るを 藤堂 大學
- 一、御茶入 筑前守上るを 松平 右衛門佐
- 一、御茶入 左馬介上るを 加藤 式部大輔
- 一、御茶入 父土佐守上るを 松平 土佐守
- 一、御茶入 下野守上るを 松平 中務大輔

一、御茶入 讃岐守上るを 生駒 壹岐守

金銀拜領の次第

- 一、金貳千枚・銀壹萬枚 中 宮 様
- 一、金五萬兩・銀貳萬枚 天 壽 院 様
- 一、金壹萬枚・銀壹萬枚 高 田 様
- 一、金百枚・銀千枚 松平 新太郎母儀
- 一、銀千枚 高松 殿 内室
- 一、金千枚 松平 新太郎内室
- 一、銀千枚 九條左大臣殿簾中
- 一、金百枚 九條 殿 簾中
- 一、金貳百枚 松平 越前守内室
- 一、金百枚・銀千枚 細川 越中守内室
- 一、同 松平 阿波守内室
- 一、同 松平 右衛門佐内室
- 一、同 京極 丹後守内室
- 一、金百枚 松平 土佐守内室
- 一、同 有馬 左衛門佐内室
- 一、同 大久保 加賀守内室

- 一、同 市 場 殿
- 一、金貳百枚・銀千枚 加藤 肥後守内室
- 一、金貳百枚 松平 長門内室
- 一、同 常 光 院 殿
- 一、小判金貳千兩 養 壽 院 殿
- 一、同 相 應 院 殿
- 一、同 一 位 殿
- 一、同 永 松 院 殿
- 一、金百枚 即 雲 院 殿
- 一、同 西 雲 院 殿
- 一、銀貳千枚 おま ん 姫
- 一、同 おふ う 姫
- 一、金百枚 毛利 甲斐守内室
- 一、同 小出 大和守内室
- 一、同 鍋嶋 信濃守内室
- 一、銀參萬枚 尾 張 大納言殿
- 一、同 紀 伊 大納言殿
- 一、金六千參百枚・小判六萬八千兩・銀五萬四千兩

- 一、銀壹萬枚 水戸 中納言殿
- 一、同 加賀 肥前守
- 一、銀五千枚宛の人々には。 松平 陸奥守
- 松平 伊豫守 松平 宮内少輔 佐竹 右京大夫
- 毛利 美作守 細川 越中守 松平 長門守
- 加藤 肥後守 淺野 但馬守 松平 右衛門佐
- 上杉 彈正大弼 京極 若狹守 福嶋 信濃守
- 藤堂 大學頭 加藤 式部少輔 松平 新太郎
- 井伊 掃部頭 一、銀參千枚宛の人々には。
- 松平 阿波守 堀 尾 山城守 松平 土佐守
- 松平 中務少輔 生駒 壹岐守 有馬 立藩頭
- 寺澤 志摩守 南部 信濃守 松平 越中守
- 松平 下總守 一、銀貳千枚宛の人々には。
- 京極 丹後守 宗 對馬守 毛利 甲斐守
- 立花 飛驒守 丹後 五郎左衛門 伊達 遠江守



一、金五百枚	細川三齋	一、銀參百枚宛の人々には。	織田出雲守	金森出雲守
一、銀千枚宛の人々には。	松平石見守	黒田市正	織田出雲守	松倉長門守
松平出羽守	松平式部少輔	片桐出雲守	松平土佐守	松津右馬介
奥平美作守	鳥井左京大夫	山崎甲斐守	木下右衛門大夫	龜井帶刀
松平丹後守	牧野右馬允	秋月長門守	小出對馬守	本多因幡守
眞田伊豆守	堀丹後守	木村松千代	遠藤伊勢守	本多因幡守
一、銀五百枚宛の人々には。		分部左京	市橋伊豆守	毛利伊勢守
松平大和守	松平右近將監	織田内藏助	京極修理大夫	戸川土佐守
黒田甲斐守	稻葉民部少輔	本多飛驒守	土岐山城守	内藤帶刀
稻葉淡路守	伊藤修理亮	小笠原左衛門	丹羽式部少輔	北條出羽守
松浦肥前守	古田兵部大輔	戸田因幡守	西郷若狹守	松平立蕃頭
池田備中守	有馬左衛門佐	水谷伊勢守	加藤式部大輔	新庄越前守
本多伊勢守	松平五郎	佐久間日向守	岩城左兵衛	大關出羽守
相馬長門守	戸澤右京大夫	松平佐助	細川立蕃頭	織田百助
脇坂淡路守	仙石兵部	六郷兵庫頭	眞田河内守	松前志摩守
津輕平藏	九鬼長門守	土方彦三郎	大田原左兵衛	水澤美作守
諏訪因幡守	保科肥後守	佐久間大膳	前田大和守	溝口伊豆守
松平大膳大夫	溝口出雲守	遠山刑部少輔	眞田内記	本多三彌

正月廿四日

森川出羽守

酒井雅樂頭殿  
土井大炊頭殿

此の外相番衆小堀遠江守・竹中采女正・水野河内守へ狀三通調へ遣し、終に切腹をぞ被遂ける。出羽守内室かくなん。

森川みひこつ流れご思へごも跡をこへて残しおきしに傳へたご又こそきかねなくて世にかゝる歎はありし昔も

西の丸落書の事

其の頃西丸追手の御門に金銀をちりばめたる札板に、落書をかけて置きにけり。

腹さらでかなはぬ者は長井して清くすみたる森川の水追腹は習まきげご大藏が出羽にきられて信濃わるさよ

森川の水にてつらを洗へかしいつまで命大炊すべきぞ修理してもならぬ體を持たながらさわして溢き山口の柿

公方すき土井を酒井に固めつゝ用心かたくするぞ將軍世の中に伊達をばよしこいひ勝る其證據には鍵は掃部よ國々目出度御心易可被思召候。何事も、後世、人は八

松平外記

酒井長門守 水野遠江守  
浮樂甚三郎 内藤豊前守  
一、銀貳百枚宛の人々には。

桑山左門 五嶋淡路守 片桐石見守  
來嶋越後守 青木甲斐守 土方木工頭  
平岡石見守 長谷川式部 武部三十郎  
池田内藏助 伊丹丹後守 谷大學  
蒔田權之助

此の外小身衆役人等不及記。人々拜領せられ、家中へ割符して被出ける。誠に廣大無邊の御恩志也。

森川出羽守追腹の事

森川は御代々久しき侍たるに付きて、寵恩にはこり諸事我儘に有りければ、勘當を蒙り沈淪の處に、流石御譜代の者成る故不便に思召し、又被召出、殊の外御懇に有りし故、悲歎難忘して御供ご志し、兩殿へ遺書一通如左。

相國様御他界、公私之歎不過之。然ば私儀御勘當御赦免之上に、過分の御恩賞難有奉存、御供仕事に候。當上様御前宜預御取成度候、恐惶謹言



人青草の中に馬は二十疋。但はだせにてはなれ申候、以上。

伊丹播磨守蟄居の事

- 一、御臺様御さふらひに公儀より金子を請取、悪銭を出家に相渡す事。
  - 一、今度の御法事膳部を入札にして町賄に仕事。
  - 一、少宛被下置知行に悪所を渡し、能所を藏入に仕事。
  - 一、年々の米を藏に籠置、在江戸の諸侯難儀に及事。附、足輕の扶持方二斗俵を渡す事。
  - 一、前代より五斗俵に定所に、江戸俵さ號し三斗三升入れて、切符に俵數渡す事。
  - 一、日本國の御藏入高めにしかけ、高未進いたさせ、妻子牛馬を滅却せしめて迷惑に及す事。
  - 一、町用人より禮儀・禮錢取こむ事。
- 右の條々の外不届なる事有之、所帶を被召上蟄居被仰付しなり。

利常公子小將共口論の事

寛永九年三月下旬の頃なるに、子小將中間に申分出來し、既に可討果の所に、御目付より早速申上げれば、老中に

被仰渡御吟味被成けり。此の申分根元は、柳田長三郎がおこせり。長三郎は齋藤中務二男にてありけるを、柳田九郎右衛門七百石の跡へ舞養子被仰付、柳田の家を繼ぎ、子小將にてありけれ共、其の時分は三十の外まで前髪を置かせ給ひ被召仕。長三郎にはや男子二人ありけるが、久々江戸に相詰めける中間の内青木主膳に語りけるは、吉田左門・荒木小隼人は入魂なり、大窪伊織さ青木主膳さは別心有り、常に心を許す事なかれさ語る。兩人は誠さ思へり。又或時荒木小隼人さ吉田左門に語りけるは、大窪・青木は各さ隔心有り、常に油斷し給ふなさ語る。各は誠さ思ひ、口には出さざりしかども、色外に顯れてはや別隔に成り、柳田をば兩方共に一味さ思へり。其の年の前年より金澤才川に若衆歌舞伎の座あり。其の狂言にはやし物あり。はんま千鳥の友呼ぶ聲はちりやちり、如此はやす事ありければ、上下老若聞習ひて口ささむ。彼の子小將共出でぬれば、一方よりちりやちり、さ云ふ程に、互に心にありて口にはいはず、ちりやちり、さ云ひあひて其の儘申分に成り、堪忍成難く、芝口淺草の野邊へ出可相果さ約談す。御目付

衆密に内聞して注進に及ぶ。御吟味の所に、柳田兩舌に極り、早々五人ながら加州へ歸し休ませ可申よし被仰出。何れも歸國致しければ、柳田は極樂寺にて切腹被仰付、男子二人殺害す。大窪・青木・荒木・吉田は浪人致し、終に其の儘朽果ぬ。荒木小刑部・吉田覺右衛門・大窪覺兵衛・青木方齋四人の惣領共にてぞ有りける。

今枝民部家來山本九郎右衛門が事

寛永九年卯月上旬の事なるに、江戸に於て今枝民部歩行者山本九郎右衛門さ云ふ者、本郷の内にて公儀同心衆の内に借屋してありけるが、宿の妻女さ密通す。度々に及んで互に色外に顯れ、亭主耳に入り、近日討取りて公儀へ斷り、加州の家老衆へも案内可申入さすさまを伺ふよし、彼の男に女の方より密に聞かせければ、或夜忍び入り同心の者を打殺し、何く共なく落行きける。同心頭へ聞届け、早や評定所の沙汰に成る。利常公へ御一門方より御案内有りければ、大に驚かせ給ひ、先づ國へ人を遣し、請人一門のしまり被仰付。先づ可成程彼の者を尋可申旨御老中より申遣し、彼の男を見知りたる者共撰び出し、都鄙遠國のきらひなく人

を廻し尋ねけれ共行方なし。別して横山家・前田對馬なきは、今枝家さのがれぬ中なれば、民部爲を大事に思はれ、談合評定さり、也。請人は前田對馬内飯田次郎左衛門也。走り人の母も小松にあり。先づ捕へ召こめらる。其の頃小松玉龍寺八代の住持徳岩叟文堯和尚は、惠覺和尚に玉龍寺を被相渡、金澤へ隱居せられ、才川の端薩摩金太夫芝居のある内に屋敷二千歩拜領せられ、龍淵寺を建立せられ、源峯・源古・源心御一門の位牌なき立てられければ、前田黨・岡嶋黨・今枝彌平次・同九藏・安見隱岐其の外の人々、源峯・利齋御夫婦の御命日には參詣あらずさ云ふ事なし。東堂は納所坊主春長を被召連、下男共に下知して、河原屋敷の石を取除け、花畠の用意なきしてまします。寺の留守には小田傳兵衛さ云ふ者、いまだ左吉さて幼少也。磯野六兵衛さて前田丹後家來の子千太郎、山田九郎右衛門を虎之助さ申す時、三人寄合ひ物語なきして有之所に、三十餘の大男編笠深くかぶり、大小指して旅裝束にて寺の玄關をのぞき廻る。小田左吉、あれおそろしや盗人こそ來りけれ、門前の者を呼ばんさ云ふ。千太郎・虎之助申しけるは、此



の白晝に何の盗人來るべき、誰にて渡り候やと申しければ、男申す様、東堂様に逢ひ申度由申ける。早々左吉参りて同道す。男笠をぬぎ、わらじをぬぎ式臺へ上る。東堂いか成る御人ぞ、何の用ぞと被申ければ、彼の男申しけるは、我は今枝民部家來山本九郎右衛門也。江戸にて人をあやまり立退候へ共、請人ご母なご召こめらるゝご承り、代り可申ために罷越す。御公儀の事東堂に奉頼と申しけり。和尚は横手を打ち、扱もゝ侍は斯くこそ可有事なれ、武勇の致す所也、奇特ノゝ被申、納所を早や横山城州へ被遣。山城聞き給ひ、手を打ちて悦び、早や割場へ申遣さる。寺には彼の男に盃出し、冷食なご進められ、小松表の咄に成る。其の間に虎之助男の耳に指寄りて、先づ刀、脇指を東堂に被預可然旨密に申しければ、目ませ致し、刀、脇指をぬきて東堂へ指出し、見苦敷候へ共相果候はゞ茶湯被成可被下由申しける所へ、御小人頭中村喜兵衛・風間次兵衛兩人に、御先番の小者二十人龍淵寺へ來りけり。御城中へ御普請致す御小人百人、ひたノゝ龍淵寺の屋敷惣構を取巻く。喜兵衛・次兵衛彼の男ご近附に成り、奇特なる御越

やと申しければ、男申しけるは、此の上には繩を御赦免被成下候はゞ難有可奉存旨申しけり。兩人申しけるは、是迄御來儀の上何のあやしき事あらん、併し御公儀の御事也、民部殿爲ご申しながら、且は殿様の御爲にも、いかに大事に懸申す様に、聞えの爲にも候間、そこ人目ばかりに可仕、心易かれとて捕りて繩づけにして、大勢引包み、駕籠へ入れ、追付き江戸へ被遣御斷被仰上、御成敗有りて相濟みける。是より同心衆人宿仕る事御停止に成り初めたり。

金澤町中へ水道作らせらるゝ事

同年夏中の事成るに、御城火事の砌町中に水の手大切にしてい、不自由なる事被思召付、何共致し才川の上より水の上がるたくみの可有之やと御談合有之に、長九郎左衛門内に毛利半右衛門と云ふ大工は、昔伏見の河せぎに九郎左衛門裁許の時、たくみの上手なる事隠なく、此の者早々登城被申付様に、九郎左衛門方へ御使を立てさせ給へば、早や二・三年前に病死仕由申上げらる。小松町人板屋兵四郎と云ふ者算勘の上手にて、左様のかねを見る事上手也と御耳に立ち被召寄、川上へ参り地がねさけすみを以て考へ

罷歸り、何の造作もなく小立野へ水をのほせ可申由申上ぐる。さらば急ぎ致させ可申由奉行人被仰付、役人を以て用水河堀の御普請にて、夏中よりほり懸り、役人一日に四度宛の賄をさせて、四度食と云ふ事はより初る。事急なる御普請の故也。毎日出來の様子江戸へ飛脚を以て言上す。川の上に上辰巳と云ふ在所あり。夫より山の根を掘廻して、無程小立野へ水上がる。奥村河内屋敷の北の方へ水を流し懸けて、金澤町中へ廣まりけり。其の時分は町の中に川を通し、越前福井の如く有りけれ共、後には埋樋に成りて所々へ水を取る。小立野並に下段の荒地其の時より田地に成る。栗の木林・七ツ屋村・上笠舞の田地是より初る。其の後正保三年に田中覺兵衛と云ふ浪人小松へ言上申し、寺津村の石嶋と云ふ所より別に川をほり上げて、土清水の山の腰を掘廻し、馬坂の上野と土清水野と田地に發開せしむ。又寛永十一年に、内川のわれいはさいふ所より大桑村の山の腰を掘廻し、野田山の麓泉野・長坂の下六斗林悉く田地に發開せられつゝ、在々所々の倒れ者新百姓に取立てられ、農具・家財・作食等を御渡し、野田の麓に在所を立て入れさ

せ給ふ。是れ併し世間の非人共御救の爲なれば、皆難有存じけり。誠に聖君の御代也と諸人感じ奉る。

光高公江戸御屋敷焼失の事

寛永九年十二月廿七日宵の間の事なるに、江戸にて松平新太郎殿屋形より出火して、近所の大名屋敷悉く類焼す。利常公は神田の屋敷に被成御座、御出馬可有とて御供中も揃ひけれ共、早や鎮り申由聞えければ、先づめでたしとて、夜詰も過ぎて供衆小屋に歸り休息す。然る所に又焼出でたる由注進に及び、俄に御出被成ければ、山田市左衛門は御長刀持ちて御供す、神戸清四郎・湯原太左衛門・武藤長左衛門・矢野所左衛門・中村喜左衛門・丹羽次郎兵衛、急ぎあわて、御供に出でけるが、御持柄一筋も見えざれば、御歩行の青木半兵衛鎧を持ちて御供す。先きくへ人を觸れさせ、本郷・湯嶋の町屋にある侍共、髪を草たばねにして出づるもあり。亂髪に鉢巻して出づるもあり。筋違橋へ御座の處に、多羅尾六兵衛馳來り、御姫様達を御供仕罷越候由申上ぐる。利常公御覽有りて、火はいかにと御尋有りければ、御門に付いて候を見て參候由申上ぐる。葛巻隼人を召



して、六兵衛一所に子供連れて神田へ送り届可申旨被仰渡、鷹匠町へ御懸りの所に、御鐵炮の者牧野又兵衛走來り、御廣間より御臺所へ火の懸り候を見て參候由申上ぐる。利常公聞召し、古家なれば幸也、よいぞ、こ仰せられ、直に御城下馬の竹橋へ御座被成ければ、光高公輪乘被成ておはします。利常公へ被仰上けるは、私に罷在候間御馬入れさせられ候へこ被仰上處に、今少しありて可罷歸の由御意の處、國々の大名衆御見舞ひして登城を心懸て被參。筑前守是に罷在候、其通り慥に言上可仕、早々御歸可有て、坂津左兵衛・脇田九兵衛・河合數馬なきに着帳被仰付る。然る所に松平伊豆守私宅より被罷出、利常公御父子に御挨拶被成、はやく御歸に可被成由被申、城中へ引入れらる。次に阿部對馬守・酒井讚岐守被罷出、利常公御父子へ、類火の事苦々敷御仕合の由被申ければ、利常公御意には、古家にて候へば筑前は不苦候へ共、殘る衆可爲迷惑由被仰。扱御老中は城中へ引入り給ふ。御父子も曉方に成りて、最早火は鎮りたり、いざ神田へ可歸て、頓て御下屋敷へ入らせ給ふ。正月二日より御大工中嶋甚左衛門に指圖被仰付、

はや斧初ありて、佃源太郎は御材木を年内より八町堀・靈巖嶋をかけ廻りて、毎日五十幅・百幅充の車にて運びけり。惣奉行は古屋所左衛門・宮城采女、小奉行數百人、役人は數不知、請取の役儀を勤む。加州は不及申、上方並に方々より大工・木挽晝夜急ぎ到着し、三千六・七百人宛毎日入りて急ぎける。近代稀なる大作事ご申しける。内々より御内談ありて水戸中納言殿の姫君を、當將軍家光公の御養女に被成置、光高公へ采納の御祝儀も濟みければ、御一門中並に國々の大名小名より、鶴・白鳥・雁・鴨・塩引等山の如くに参りつぎひ積置けるに、火事に逢ひても不燒して有りけるを下々へ取寄せ、御家中並に足輕・小者まで取來り、神田の御屋敷中下々は二・三月迄も料理致し給へにけり。

大山五郎左衛門事

二月下旬の事なるに、將軍家光公御鷹野御成て、往還をこめ人しづまり有之所に、加賀の御屋敷は數百人の大工・木挽・役人の聲々、鑿錘の音をまじへ、天地もひびく計に聞えければ、大目付衆相見えて歴々たる人裏門よりつゞ入り、只今上様御成にて門外御通被成所に、其の構ひも

なく鳴渡る事憚入る所也。奉行人は何ぞ申す者ぞ、是へ被出候へこ大に怒りければ、諸奉行人共爰かしこにかゝみ居て出あはず。然る所に大山五郎左衛門は、竹杖突き大工の横目を仕有りけるが、梯手拭の鉢巻取りて腰に狭み、謹んで申しけるは、此の奉行人は私にて、大山五郎左衛門に申す者にて御座候、御覽被成候へ、此の作事出來次第姫君様御入輿に付きて、當年中に出來候様に春日局より御催促にて御座候。それ故四千人に及ぶ大工・木挽の手を半時にも留め候へば、幾らのおくれに候故如此に御座候。宜様に被仰上候は、忝可奉存、若迷惑可被仰付は、此の五郎左衛門可奉畏由急度申ければ、御目付も道理には候へ共、餘り御前まで鳴り渡り申すに付て申して出でけるこかや。其の時大山を焚燗なりご譽めにける。

佃源太郎事

此の御作事に幾千萬の御入用夥敷、其の中に御守殿の破風に孔雀・鳳凰、大臺所の破風に獅子に牡丹の彫物を惣金にみぎきければ、金箔調奉行大塚帶刀走廻り、江戸中の金箔を買盡し、京・大坂へ調へに遣し又買盡す。箔置せ奉行武

藤長左衛門・矢野所左衛門にて、取りあつかふ程の細工人數百人かり催し、位牌屋までも呼寄せたり。四方の長屋の軒の臺を金にてみぎき、腰板上下の椀に牡丹唐草、一間一間に梅鉢の御紋、何れも惣金に瑪瑙の行桁・玻璃の壁に申す共是には過ぎじご云ひあへり。利常公荒木六兵衛を召され、長屋の箔下地遅く出來す、早々急がせ箔を置申す様に佃源太郎に申候へこ御意有りければ、佃承り、先に仕る事跡に成り跡に仕る事の先になる、御存知もなき御好事に草臥果申由被仰上候へこ申しければ、荒木聞きて、左様の御返事いかにして申上けらるべき、不興なる申分哉に申しければ、御大工中嶋甚左衛門承り、近日出來仕り箔置奉行へ可相渡由被仰上候へこ申しければ、其の通り六兵衛申上ぐる。諸奉行數百人有りければ、此の佃甚左衛門に兩人して諸の棟梁を致しけり。然るに依りて申度き儘にて有りければ、何れも兩人の氣を計らひ勤めけり。表・奥方惣棟數九十六軒也。中昔より以來にかゝる御屋形終に見不聞に、諸人見物朝夕往來を留めて市をぞなしにける。

本多安房守政重の事



御屋形大方に出来し、掃除以下相濟みければ、春日局に御家の様子見て参れ上意あるに付き、御上屋敷へ被参、御化粧の間・地震の間・御産の間・長局・大臺所・湯殿・物置等無残所見物なり。然るに御産の間・御廣式の住居、春日局の案に相違して、奉行人を呼よせ、此の御臺所の建て様勝手左右に成りて殊の外悪敷なり。臺所は建直し可申し大音にて怒られければ、奉行人仰顔して途方に暮れ、物をもいはず頭をさげて有りける所へ、本多安房守來り、いかに春日殿、今程天下泰平にして御靜謐なればこそ、かゝる御家も世にあらめ。日本國にかゝる御普請のあらばこそ。いつの功を以て春日殿の好まれ候や。又半年も懸りて御臺所は出来せん、遠慮まします被申ければ、局聞きて是非共に申すにあらず、左様ならばよからん申す事にて候ぞ、荒見事なる御屋形にて頓て登城被致ける。其の頃天下にはやり物、めつた揚弓・中將・春日局にひぜんかさきて、うへこそ人はなかりしに、本多にめいりぬるも皆人感じ申しけり。

加藤肥後守清正の事

此の清正は秀吉公御母公の姪に加藤八兵衛云ふ者の子

也。尾州中村にて出生し、八兵衛死去の時虎之助にて五歳に成り、母抱きて秀吉公の母上に参り、此の子を御介抱被成下候へし申しければ、太閤へ被仰入御育置き、幼童の内御傍に被召仕。度々武勇有りて元服被仰付、主計頭申しけり。高麗への先手被仰付しに其の働比類なかりしかば、朝鮮人共恐をなし、鬼上官ご申しける。肥後一國を治められ、日蓮宗を貴み洛陽本國寺を取立て、天下無雙の伽藍を建立し、千僧供養をさけ天下の人の目を驚す。既に寺内の寺數十餘ヶ寺ありければ、去る元和九年御上洛の時、利常公の大軍にて此の本國寺へ入り給ふ。還御の時まで上下此の寺に旅宿せしに、餘り人多き様にもなかりしに諸人感じけり。清正は太閤御他界の後は御當家へ對し忠節有りし故、關ヶ原御陣の後小西跡を被下、肥後一國の主として六十萬石の身代なり。殊に御當家の御縁者に被成、隨分の御懇なり。大坂御陣の前清正病死有りて、子息虎之助へ遺跡被仰付、肥後守忠廣ご申しけり。大坂御城御普請等天下に沙汰ありて働あり。然るに御停止の大船を造り、其の上秀忠公御他界に付き、試みの爲に土井大炊頭廻文を認め肥

後守へ密談せしに、忠廣謀事には不知して一味同心の判形す。依之領知召上、羽州庄内鶴ヶ岡云ふ所へ被移、一萬石扶持せらる。其の時一聯の詩を吟ぜらる。

人間萬事定不定 身似明星西又東

三十一年如一夢 覺來庄内破簾中

斯くて肥後守跡へ細川越中守を被遣、細川肥後守ごぞ申しける。寛永九年六月中旬也。

駿河大納言忠長卿の事

忠長卿は秀忠公の御次男にて、文武二道の達者御器量も無雙也。去れ共御存念の程無御心許思召す事ありて、去る寛永八年十月中旬に江戸御參觀の節、品川に上使を被爲置。是より直に高崎へ被爲入様に上意の趣申上、御供中は押留めて駿州へ追返し、公儀の人数引廻して高崎へ入れ奉り、安藤右京に御預置き被成けり。秀忠公御存生の内、度々御謔言京都より勅説ある由。然れ共是非に於て助置くべからずご御怒り深くましますば、御遺言に任せ、寛永十年十一月上旬に酒井讚岐守・阿部對馬守・井伊掃部頭を高崎へ被遣、御切腹被成候様に安藤右京に申渡す。右京承り、

各の御越し上意の通り毛頭僞は御座有間敷候へ共、小事の儀にあらず、正しき天下の御公達御連枝の御事也。上様の御墨付拜見仕度旨達て申すに付き、各も理に伏し江戸へ申上げ、奉書御判をなし下さる。安藤頂戴し、是非に不及御切腹被成、御跡を納め奉る。誠に天下を治め國家を歸服せしむる事、大なる義の道無私事、恐るべし、諸人舌を振ひけり。扱江戸芝口に御菩提所ありて、御屋形を以て被再建、黄金をちりばめたる御門の跡のみ存せり。是こそ御名の跡なりと見る人涙を催せり。扱駿河久能の御藏に金銀有之故、毎年御譜代衆御番を相勤め、入用御扶持して上下共に身代一倍に被成遣けり。

光高公御前様御入輿の事

寛永十年十二月五日に將軍家光公の御姫君光高公へ御嫁娶の御輿入ごぞ聞えける。松平伊豆守・酒井讚岐守・阿部對馬守・酒井雅樂頭御供にて、御規式憚ながら申すに及ばず、千秋萬歳の御祝天下に聞え渡りて見えにけり。此の時光高公は十八歳、姫君は七歳にていまだ御幼年の御事なれば、折々は入らせられ、又或時は御登城にて、御城ご加賀御屋敷



の其の間上下男女馬かこの往來は、織る糸筋より繁かりける。牛込に數千歩の御屋敷相渡り、長屋を建て、姫君の御用人數百人居住す。加州より御廣式番其の外役人數百人江戸へ被召寄、牛込の屋敷へ引越して御前様御用相勤む。御前様御家老には塚原次左衛門を公儀より附置かせられ、諸事御用等達上聞調へ上げ奉る。或時光高公へ利常公被爲

入、利次公・利治公・安藝守殿・前田右近殿、何れも御一門寄らせられ御咄の折節、御前様俄に御登城可被成りて御供中ひしめく。御局被申は、中納言様へ御暇乞被成、御登城あそばし候様にさし申上ければ、さらば表へ出で御暇乞申さんこて出でさせらる。附々の女中・子小將被召連、御座敷へ出でさせ給ひ、只今御城へ上り申由被仰。利常公聞召し、今少し御遊び候はんやと御意被成ければ、御前様御聞ありて、是にゆる／＼居參らせ候ても、筑前様の御用も承り候はねば、先登城仕り、近き内に參り候はんこ被仰ければ、若殿達は立ちて脇へ入らせ給ふ。御客も御供の女中も興を催し、何れも御機嫌よかりしこかや。御家の御威光天下に普く、光高公御登城の折節は、所々御番所下座致し奉敬

事、將軍家の御成同事に見えさせ給ふ。目出度かりける次第也。

加州に本願寺末寺建立の事

寛永十一年の春より、六條の末寺造營して三ヶ國郡中町中寄進勸進相調ひ、屋敷平均おびたし。先年は御城西北に當つて後町と云ふ所にあり。火事以後侍屋敷になり、奥野紀伊屋敷へ家を買居ゑにして渡りける。一向一心の信心の者共、金銀・米錢・糸・綿山の如くに持運び、請取／＼に石場の石或は板・角・釘・金物幾百人宛持積みて、異形異類の出立にて、三階矢倉の石搗の臺を拵へ、一・二・三ヶ所にて地形を百日計もつきにけり。其の後石すゑになりて、老若男女集り普請を急ぎければ、誠に不可稱不可思議不可説の大功徳に依りて、奉行人もなく催促もせざれ共、此の御普請に洩れぬれば此の度成佛難成りて、八・九十計の祖父・祖母、孫や子供にかつがれて、石搗の繩に手を懸けいたゞき奉り急ぎければ、墓行く事限りなし。北國無雙の大伽藍にてぞ有りけるこ、諸人見物市をなす。近所の者共此の本願の利益にひかれて、頓て富家とぞ成りにける。

三壺聞書卷之十六

利常公御歸國の事

寛永十一年に將軍家光公御上洛の事なれば、諸國の大名何れも御供の用意有るべき旨にて皆々歸國せられ、直に本國より上洛也。利常公は寛永八年十二月江戸へ御參観にて、中二年御在江戸の事なれば、國元には久々の御留守こて上下待兼ねたりけるに、當四月初には御歸國と相聞え、掃除以下を仕りて、卯月下旬に御着城、御分國の諸奉行日夜登城して申上ぐるもあり、被仰出を承るもあり、御夜詰過までは下馬に市をぞなしにける。扱御城中へ被爲出、玉泉院殿御屋形の跡を御露地に可被仰付こて、大橋又兵衛・瀧長兵衛なきに被仰渡、先づ地形の土をならさせて、泉水なきに可被成所の土を町中へ可被下旨御觸にて、町中より毎日掘りて取行く程に、頓て谷峯と成りてけり。其の間に御用意出来也。御供中も用意致し、五月下旬には金澤御立ち、船に召して大津の御旅屋へ入らせ給ひけり。

將軍家御上洛の事

同年閏七月將軍家御上洛ありて二條の城へ入御被成。此の時内大臣に御任槐あり。二條へ還御被爲成、町中大小の家に不限、一軒に銀子百三拾五匁宛、都合五千貫目被下、大坂の町中は先年より諸役を勤めけるを、此の時永代諸役御赦免可被成旨、町御奉行へ御朱印を被下。其の餘慶にひかれて、五畿内近國賑々敷、上下萬民悦び、延喜・天曆の御代こても是には過ぎじこ、千秋萬歳の悦び日夜止む事なかりけり。頓て將軍家は御下向ありければ、利常公は大津に御逗留の間に、御旅屋の後湖水の中に石垣を積上げ、嶋を被仰付、上に亭を建てさせられ、子小將共水をあび御亭へ上り、御遊興を催し御機嫌もよかりしこかや。大津にて御材木の御目録御調へ、大工二人に御奉行を付け大坂へ被遣、何程は江戸へ廻し、何程は宮腰へ被仰渡。是は江戸にて御屋敷の御用意こ、玉泉院殿丸にて御露地又は二の丸の御支度と聞えけり。先年御上洛の節は本國寺に御入ありけれ共、此の度は大津に御座被成、毎日御通ひ被成けるが、早速御歸國ありて、御休息の間もなく玉泉院殿丸へ御



出被成、御普請仰付られける。

玉泉院殿丸御普請の事

金澤へ御着の翌日より御普請所へ毎日御出被成、京都より被召寄たる劔左衛門ミ申す山作りに被仰付、築山、泉水、御亭等の品々前代未聞成る御事也。能州より宮腰へ大石共着岸す。五百人・千人宛しゆらにのせてさらせらる。其の石一つ宮腰道の半途にて角欠け、れば其の儘捨置きぬ。御家中より植木共指上ぐる。鶴來山・二俣山、能州より在々所々尋ねさがして、かゝりの能き栽木・石等を被取寄、御前に於て御直に被成御普請なれば、其の日々の承りを以て諸奉行勤めける程に、惣御奉行は殿様なり、人足は御相撲の者五十人、百人者ミ名付けて御鐵炮の者共也。御目通の外は役人御小人也。百人者ミ申すは、去る寛永七年に御本丸の御露地に御數寄屋被仰付、其の時御鐵炮の者の内を器量の若者共百人選りて、諸の足輕役御免被成、佃源太郎を頭に被仰付、御前にて御直に被召仕。何れも出頭仕、有り度き儘のだてを致し、餘り御懇の故に大橋市右衛門に被仰渡、一人に銀二百目宛御式臺にて被相渡、利なしに被仰付。是

を式臺のなげかしの二百目銀ミ申しける。江戸詰致し候へば、中飯扶持ミて一人半の御扶持方被下、出銀の心持に七俵米を下さる。然るに佃源太郎、餘りに難有被成様也、御供中に一人半の扶持の者又もなしミて、一人分に致し半扶持取上ければ、目安にて歎き申由百人者共詮議致しけれ共、内輪より返忠の者有りて佃に告ければ、夫も不叶成りにけり。然るに此の百人者ミ御相撲取五十人ミ、輕々敷出立にて御意に隨ひ働きければ、頓て御露地出來す。其の内に御指圖極り、二の丸千疊敷の御殿を建直させ給ふ。御急ぎ被成ければ、古今無雙の御屋形、今に於て御材木を見るに付けても、類有べきミ思はれず。

御徒平井九郎左衛門事

此の九郎左衛門は露地すきにて、居屋敷に山を築き作木を植置き、毎夜たゞき槌を以てたゞく事、紅葉を誘ふ秋の風身にしむ頃の賤の女の礎を打つより甚し。既に山作りの九郎左衛門ミ皆人申しけり。然るに玉泉院殿丸の御普請半の夏の頃、大わらはにかしらを撫付け、丸腰にて柿の帷子を着し、御前をさして参りければ、御前御覽被成。何れも寄り

て捕へ様子を聞くに、狂氣ミ見えてわけなき事を申しければ、其の由御耳に立ち、中村喜兵衛・多田權内を被指添、宿へ連行き、九郎左衛門家の内に牢を作り被召籠しに、晝夜獨して高聲なる口説事、人の悪口なき申し、或時は謡・小歌なきにて、近所の父子兄弟ある者は聞かれぬ事を申しけり。其の暮に成り寒中に着たる衣類を喰ひさき、凍死をぞ致しける。常々親に不孝なる事言語に絶えたり。老母は明暮血の涙を流せしが、終に食物を留めて殺しける。かゝる惡逆の因果其の身に報いけるミ、皆人にくみあへり。

江戸御城二の曲輪石垣御普請、附松平安藝守

殿御嫁娶、並新錢天下一統の事

寛永十二年江戸城二の曲輪の惣構の橋臺は、石垣にていまだ手もあはざれば、天下の諸侯へ御頼みにて、一橋より雉子橋・神田橋・常盤橋・吳服橋・鍛冶橋・數寄屋橋・姫御門・幸橋までの堀の内、皆石垣に丁場を割付けて、國々より奉行、人足群集して築立て出來す。加州より右の外に筋違橋の升形を石垣に築立被成ければ、利常公・光高公・宮松丸様毎日御普請場へ出でさせられ、手々に手木を持給ふ。手木の柄

を菖蒲皮にて包み、中にも宮松丸様いまだ御幼童なれば猩々緋にて巻きにけり。加州より人持・物頭・小奉行數多罷越す。三ヶ國の役人を伊豆山へ輿力共大勢被遣、石を切らせ舟に積廻し、靈岸嶋・八町堀・深川近邊へ寸地もなく上げ置きて、車にて引くもあり、しゆらにて引付くるもあり。珍らしからぬ事なれ共、本多房州政重・横山城州長知は、御老中・御目付衆に對し挨拶共言語の及ぶ所にあらず。將軍家も出御ありて利常公御父子へ御懇の上意也。本多・横山兩人へも骨折の御目見被致、比類なき面目也ミ諸人申しあへり。此の時淺草の升形は細川肥後守殿に被仰付、同年に出來す。かゝる御鬧敷折から、利常公の姫君おまん様を松平安藝守光晟公へ御嫁娶の御用意も出來し、首尾能く御祝儀相濟みけり。則ち將軍家の御養女ミして、上様より御取持衛被成けり。加州より御家老ミして高島善太夫・吉野三左門・入江長兵衛、彼是數多附けさせ給ふ。西國一の大名也、二代の御縁者にて、利常公御機嫌不大形おはします。此の年まで方々錢づかひにてありけれ共、關東北條五代の間は永樂錢を鑄出し、關八州までには是を用ひ、國々所々にては



やりし錢ありて、他國にては用ひ難し。後には末々に成りて、新古の上錢、惡錢見分け難し。北國筋には曾て錢を見知らず、關東錢は水戸錢にて人嫌ひ、又坂本にて鑄出すを坂本錢にて又嫌ふ。如此に有りければ、天下一統に可被成にて改め、寛永の錢を鑄させられ、一つ形に成りければ、今まで錢遣ひのなき所まで一統に成りけり。寛永にさへ後々は善惡有りけれ共、遣ふに損徳はなし。

金澤町中火事の事

同年五月九日曉方に、河原町の後より出火して、才川河原町・堅町・川南町・石浦町・堤町・尾張町・新町・中町・寺町・大鋸屋町より、田井口へ押廻し、淺野川人持衆下屋敷共悉く焼失す。其の時町中を惣構の外へ屋敷替被仰付、町割・侍屋敷作事等年々に相濟みけり。

金澤寶勝寺如來寺一喝争の事

寛永十二年六月上旬の事なるに、金澤御馬廻の内飯尾權右衛門妻女死去す。淨土宗なれば卯辰山如來寺にて葬送す。權右衛門は禪宗にて寶勝寺の日那也。殊に亡者は前田出雲姪也。千岳は出雲に懇意なり、日那也。旁よしみあるに付

き諷經に出でらる。如來寺立文和尚は亡者の導師にて、引導の終に喝を高聲に唱へて松明を投懸けたり。千岳聞き、淨土の一喝珍敷事哉と思ひながら歸寺せらる。一七日は如來寺にて法事執行し、二七日は飯尾宅へ千岳和尚を請じ法事執行し、齋を施し茶の上に咄に成る。千岳語りて曰く、今度如來寺一喝を示す、是に二ツの遠慮有り。禪宗に唱へる一喝の事、初祖臨濟惠照禪師より代々血脈傳受を以て我が宗に一喝を行す。尤秘法也。然るに如來寺他の妙語をかり用ふるにや。又我が眼前にある故に、拙僧に聞かしめんて廣言にてや有りけん。兩様共邪氣の致す所也、正道にあらず。引導の儀は指置きて我が廣言を専す。沙門の上には嫌ふ所也。我智我見我愛我慢は諸法にいましむる所の根元也。立文は隨分の談義坊主也。然るに依りて興に乗じて我儘の氣出來す。ひこへに法の邪魔云ひつべしと申されければ、權右衛門は左も有るべきと挨拶なれ共、座中に淨土宗にて亡者の召仕ひし者如來寺の日那にて、頓て如來寺へ参り立文に語りけるは、千岳權右衛門方へ参りて、一喝の謂れ物語の上に、淨土宗は邪魔外道の法といは

れたり。一喝云ふ事難有事にて候やと語りければ、如來寺儀に氣色替り、千岳の賣僧めが何を知り申さん。三體詩・江湖集・風月往來なき讀覚え、兒童におしへて世にもてはやす也。一切衆生を成佛の他力大乘の事は何ぞ知るべし。大海に一滴水程の相違也。中々の事を申す小僧めやさんへに怒りければ、早や方々に取沙汰す。去れ共さしての事なかりしに、頓て八月上旬に、時正彼岸の初日より結願の畢まで、千岳誹謗の談義止む事なし。聽衆に向ひて惡口千萬思ひの儘也。毎日の聽衆方々にて參談す。互に淨土・禪宗へだてに成りて、武家・町方所々家々にて批判宗論影敷、木刀を以てたゞきあふ所もあり。男女の間に申分出來し離別するも有り。歴々の參會に必ず此の如來寺千岳の咄申出す事、喧嘩のもこひ也とて遠慮して止みにけり。千岳より度々使僧を以て論談に及ばんと申遣す。宗論を企て是非を究めん老中へも相談有りけれ共、江戸の御普請に付きて兩殿も御在江戸也。宗論の儀は江戸へ言上し、御下知に依りて判者を呼下し、其の上の沙汰也。去れ共權現様より天下の宗論御制禁の事也。其の上教相の法には他をそし

り、我が宗を建立せんと思味の尼人道を濟度利生する所の法なれば、千岳等の輩聞立て、宗論せん事幼童の機に似たり、構ふ事不可有とて公儀の沙汰は止みけれ共、下々には餘事を止めて、此の沙汰のみにてかまびすし。千岳兩度書札を以て如來寺へ問訊すといへ共返簡なし。依之千岳近日如來寺へかけ入りて問答せんある由、世間に其の沙汰隠なし。如來寺には、爰は云談義坊主・口利共寄合ひて、我にまかせ人に任せ、聖教闕疑明目等を披き、祖師の言句を書出し待請くる。かゝる所に千岳は普明院へ咄の爲に乗物を催すに、千岳こそ如來寺へ發向す、金澤中僧俗共如來寺へ充滿す。如來寺も誠と思ひ、一宗悉く來集す。千岳は何の心もなく金首座より歸寺致されければ、淨土宗には千岳臆して半途より歸るに沙汰す。七十五日も過ぎけるにや、ひしこ其の沙汰止みにけり。此の節千岳の書翰には、仍啓。夫佛法者。始于身毒流支那。自支那渡倭國。雖白地凡夫靡不知之。故吾佛心宗者。覺知從支那流傳之諸經諸錄。而窮其奧義。隨緣化度利生焉。故吾宗行棒下喝者。自世尊拈華迦葉微笑以來三十三傳。到天鑑禪師。自



爾南岳馬大師百丈黃檗臨濟の々相承。蓋碧落碑无實本者也。尤自臨濟師祖以前。雖一喝話頭有之。以臨濟四喝爲佛心宗眼目。故不泄于師弟授受外。于然去夏六月上旬之節。因爲檀緣遠行令諷經之處。行吾臨濟門下喝去。即可令穿鑿處。却如汚口相似。以思惟了。今秋彼岸於胡說亂談座。爲魔魅好人家男女歟。抑爲雪自己屈辱歟。叨喚予名信口亂道去旨。无貴无賤露顯者也。這箇且措淨土宗。一喝自那裡得來。的々相承旨。回章分明證據看。若又不然於淨土門下。可爲掠虛頭漢。儻云吾宗喝。被他獅子皮。作野行鳴者也。事々雖多不宜。

乙亥秋八月下澣日

寶勝寺 千岳判

如來寺 蒲 右

重啓意趣者。去六月上旬節。就于檀緣逝去。令諷經處。慚愧比丘引導節。叨々行一喝。當其時淨土宗。行一喝證據可令穿鑿處。有所思而忍之矣。翌日遣紹介。雖可尋行一喝的旨。以賊過後似張弓而臆止矣。然后吾已向人道。淨土宗行一喝事必不可有之旨。雖載先書了。夫一喝從惠照禪師以前。雖有之以惠照禪師四喝。爲佛心宗根源。自

興化嗣紹以來。至今血脉不斷。四海八蠻到黔首輩。靡不知之。何等人傳他家乎。徒淨土宗行一喝。借婆裙子拜婆年者乎。又馬牛襟裙者乎。尋常於十字街頭。捨閑閑拋家不用他法之旨。胡說亂談當化度利生時。何用一喝也。淨土宗一喝從碧瞳大士。的々相承諸祖師內孰爲師去也。分明爲研窮。以諺先書申達之處。琅々劈破了諸經諸錄或儒老於日域風儀亦終未審之如何々々。雖然淨土一宗家風也否分明證據看若又不然自五家七宗。的々相承無之者必乎。又如片簡文章於淨土門下呼爲信屈贅牙者乎。又以雕虫伎倆難酬之故乎。

第一使僧捨正路趣邪路。是又淨土宗風儀也否。一喝相承旨乞附在楮國先生舌頭則。以一問一答可爲研窮肯。豈是不捨正路趣邪路哉。

第二使僧文字不用之。唯乞檢使以語言三昧。要商量一大事因緣。似而不相似焉。然則釋典以何窮明去乎。夫文字入于佛祖不傳蘊奧之階梯也。故文字則菩提。菩提則文字矣。不用文字則。淨土宗的的相承諸錄于世用之是何事也。然則淨土宗諸錄。假使雖有。一喝相承如何爲證據

去。

乙亥仲秋廿八日

千 岳

立 文

第三使僧互乞檢使。可遂法問之旨。與第二使僧。自可乞檢使。舌頭已異了也。大興釋典說白雲萬里。豈不見之也。十戒說雖三歲孩兒已知了。恁麼則稱破戒比丘者不汝而誰也。於意云何金仙一代時教。爲除三界衆生。虛妄虛念虛言故也。汝以如此心。向善男子善女人。胡說亂談。縱辯如懸河皆是造地獄業也。令三界衆生。本來清淨心。却幕直引入阿鼻獄者也。未能入自己清淨神妙不測之處。而如何救迷倒衆生得去。汝雖得如來寺號。不具如來正法眼。是道外道寺可乎。

其の比此の書札方々へ寫し取りて種々様々に論談す。方々に俗人共の宗論に、片腹いたくをかき申分其の數多く有之こいへ共略せしむ。禪宗の内に、いはれざる千岳哉、加様に一喝の貴き故に借用ゆ、猶以て喝の理高しこいふも有り。淨土宗の内に、如來寺一喝を唱ふる事玄文狂氣故なりこいふ智識有り。わざこ寺號を顯さす。

安見隱岐の事

第四使僧不可乞檢使之旨。拍手胡廬了。與第三使僧。天地懸殊。飯咎於使僧以惡讓也。是則一口兩舌沙門也。縱生身墮在泥犁去。豈變諸詞哉。虛誕之說。已載第三了。第五使僧若無檢使。予不可一問一答事。夫佛法商量。以人我不可爭之唯以正法與邪法決勝負矣。若不得辨別正邪底漢。爭決是非乎。

右一絡索。畢竟爲乞檢使也。再三以使僧。雖申達不點頭故也。縷々是雖多不違枚舉不宜。

寬永十三年に朝鮮國より公家・武家の上官等上下百人餘、宗對馬守跡備にて長崎より江戸へ參觀有りて日光山へ參詣也。獻上物已下異國の珍物山の如し。道中等にて色々の御馳走甚し。宗對馬守謀事にて、罪人共を成敗して朝鮮人に是を見せしむ。恐るゝ事たこへん方なし。頓て御暇を被遣歸帆を遂けしむ。扱加州には本多安房守政重宅へ人持寄合こして何れも集り、安見隱岐へ御意の趣申渡し、夫より直に人數を附け、能州嶋八ヶの内向田村へ蟄居被仰付、御扶持方三拾人扶持被下。五・六ヶ年の内に病死也。哀成る次第こ



て諸人涙を催しけり。右隠岐盛の時分は右近大夫に申しけるが、森右近大夫殿に差合ひて隠岐に替へらる。第一武道の覺隠れなく、鐵炮の一流を究め、弓馬の道残る所なし。弟に伊織に申し、是に千石扶持せらるるに、伊織病死の跡無相違子息名跡に立てられけるが、此の時高野山に引入り出家す。此の妹は安彦左馬介に嫁娶有りけるに、左馬介伯父何某、蜂須賀阿波守家老成賀主計に申出來し、公儀の御沙汰に成る。依之左馬介妻女を安見隠岐へ相返し、家内を掃除し疊の表替なごして、番具足等まで飾置きて、伯父の方へ見次として立退きけり。其の翌年安見身代果てたり。此の父は安彦左太夫に申し、淺井繩手七本鍵の内也。是に四人の子有り。惣領左馬介二男五郎兵衛、三男兵部、四男八助、何れも御小將相勤め、後に御馬廻に成りけるが、二三年の内に病死にて、左馬介一人残りけるが、是も右の通りに成りにけり。安見隠岐は誠に目出度士也にて、一萬石の身代にて、外に四千石與力を附けさせ給ひ、利常公の姫君佐久間半右衛門方にて御生立被成けるを、隠岐養女に被仰付、漸く成長の時に三代目の對馬前田左兵衛に申

す時嫁娶被仰付。此の出生の子をば長松丸とぞ申しける。かゝる御事なれば、いか様の儀有之てもさして災もなかるまじき事なるに、加様に果て給ふ事の不思議さよ申しける。安見家來の者落ぶれてありけるが語けるは、各御不審は尤也。覺の家は隠もなく、御縁者衆横山・今枝・前田黨の御家何れも御懇意なれば、其の威に任せ我意も出來致しけるにや。光高公江戸へ始めて入らせ給ふ時、安見を執權に御頼みの處に、達て辭退被申、終に被參ざりし。依りて今枝民部を被召連執權せらる。追付き上様御成の時、民部七千石の上に二千石御加増にて、九千石に成りにけり。又幾程の目出度き事のみあるべし。又寛永六年に、高岡に於て瑞龍院様御十七回忌に江湖を御附け御用被成ける時、安見御奉行被仰付。其の時非人に施行百石御命日に當りて被下ける。其の中に肥躰なる男あり。是を捕へひそかに刀だめしに被致。誰も知者なしといへ共、悪事千里の習にて、達御聽けるやらん。又先年筋違橋御普請の時、加州より役人共を伊豆山へ被遣石を切出す。伊豆普請共申しけり。此の時役人數十人伊豆山へ被遣。伊豆にて下奉行へ相渡、役人頭

の足輕金澤へ罷歸り飯米の算用被申付しに、引負ありて牢舎被申付。此の足輕の妻女は春香院殿の仕立の女也。成長の頃安見足輕頭の女に春香院殿より仕立被遣。就夫春香院殿へ彼の女參り、御詔言被成可被下旨申すに付きて、御詔言被仰入さいへ共、安見承引なかりければ、妻女の儀は構ひあるまじければ、此方へ返し被申候へ共被仰入。安見聞きて、女も捕へて牢舎させらる。春香院殿より、女の儀牢舎は希代なる仕合なり、早々相渡し被申候へ共再三被仰遣。安見返事に不及、夫婦共に成敗し、剩へ妻女の死骸を村井出雲前なる惣構の堀へ捨てらる。春香院殿女性の御事なれば、御憤深くして共に死なんご御歎あるも理也。其の後大坂鐘の吟味の節、西尾隼人争ひ不首尾也。加様の儀達御聽、流刑被仰付義御尤の仕合也。近年福嶋左衛門大夫殿、越前一伯殿・駿河大納言殿・越後上總殿、何れも御當家の御一門の統領さいへ共、御政道に私なし、心の欲する所にしたがへ共のりをこえず古人の詞もありさなん。隠岐殿計に限るべからず語りければ、何れも舌を振ひけり。誠に此の物語申しけるは、遠きを考へたるにや。今枝民部は、

光高公御家督御取被成に付きて二千石の御加増にて、一萬千石に成り、天下に名を得て御家を治め、其の後綱利公の御代に成りて二千五百石の御加増ありて、功成り名遂げ隠居被仰付、末代の面目なりと諸人羨みけり。

春香院殿の事、附村井家の事

大納言様の姫君にてましますを村井飛驒に御嫁娶被仰付。此の村井に申すは、元祖村井立蕃允長忠若年の頃より佛神に歸依す。其の中別けて愛宕山大權現を奉信仰、毎年三度宛尾州より愛宕へ參詣す。或時の瑞夢に、汝がせがれ英雄の相ありて千萬人の大將たるべし。故に諸人に秀て出頭し安樂ならんご御示現を蒙り、則ちせがれ長八郎に申傳置く。長忠病死の後長八郎を被召出、代々前田の長臣也。前田藏人殿御代に、幼少にて親の名跡也。然るに利家公の御目に入りて、藏人殿より御貴被成、御近習に被召仕。時に拾四歳也。永祿年中に長八郎廿歳にて、大河内合戦に一番鐘にて首を取る。其の時利家公御意にて、又さいふ字を被下、村井又兵衛と云ふ。その後度々の武勇初巻に記す通り也。後には叙爵して豊後守と云ふ。嫡男を村井左馬と申し



けるが、後には飛驒ごぞ申しける。豊後は秀吉公に御目見致し、度々御懇の上意に預り、家盛也。先年利家公の姫君お千代姫ご申すを、長岡與市郎殿へ御嫁娶相濟み、其の後明智亂の節子細ありて利家公へ御引取被成。此の時村井豊後足輕・小人等召連れ、長岡殿屋形へ行き姫君を御輿にのせまゐらせ、下々の御供廻り御道具以下取持たせ、利家公の御屋形へ入れ奉る。則ち此の姫君を村井飛驒に被下、嫁娶相濟みけり。然れ共夫婦の御中に實子まします、織田河内次男を養子被仰付。是を出雲ご申しけるが、悪行甚しくして狂氣の心出來す。依之子息兵部に家督被仰付、出雲は能州鳴の内綴目村にして、十村肝煎太間宅に屋形をしつらひ置かせらる。飛驒内室法躰有りて春香院殿ごぞ申しける。御死去の時分、利常公毎日御見廻ごして入らせられけり。兵部は長九郎左衛門連頼の掣に被仰付、出生の子を藤十郎ご申しける。村井豊後弟村井勘十郎は、利家公の御子小將にて、後には大名にも可被仰付出頭人にて有りけるが、其の頃世間に若道専らはやりて、上下共に男の道ごて命を捨つる者多し。藤堂伊勢守殿子小姓武井主水に念頃の者あり。

り。或時主水病死せり。彼の知音の男追腹を致しけり。此の男は正しく内府公の御内の者の由也。此の事を聞き傳へ、さりごては、頼母敷心中かな、若き者には煎じて飲ませ、それご念頃せば面白からんご云ふ取沙汰のみの折節、村井勘十郎念頃の若衆瘡を振ひ病死す。村井も共に死してもあかぬ中なれ共、齒骨を取りて高野山へ引入り、供養念頃に致しけり。利常公の御代になりて、勘十郎存命の由御耳に立ちて被召出、利治公へ附けさせらる。其の子孫今に大正持に有之ける。

諸代官吟味並下谷長左衛門事

寛永十三年の秋の頃、御領分在々所々百姓困窮に及び、免乞の訴狀止む事なし。御公領・給人共に過半未進出來し、諸代官難儀す。其の先の年も毎年の風俗に隨ひて免合差引被仰付御宥免有りごいへ共、此の年は漸くに農民行詰り、御公領・給人知の百姓を召よせ糺明すごいへ共、百姓蟠るにもあらず、自然に百姓行詰る由御耳に立ちければ、利常公は奥村因幡・津田勘兵衛に被仰出けるは、毎年高物成を極め置きて、早損・水損見立次第に宥免す。當暮は故なく自

然に土民困窮す。過分の未進心得難し。代官共手前吟味可仕旨被仰出。兩人畏りて宮城采女・本保大藏・奥村源左衛門、其の外勘者共奥村因幡方へ集り、代官共手前御算用聞届ける。津田勘兵衛は、在々所々より、代官手前非分の儀有之ば目安を以て言上仕れ、御聞届可有之旨御意ご申觸れらる。水見五郎左衛門・井内清兵衛は御領分在々所々を走廻り、諸代官は申すに不及、寺社・町方等より金銀米錢借用仕者、元利年月に貸主を書き記し、十村肝煎より組中の帳一冊にして、又村切に小百姓共帳一冊に調へ可上之。過分の借銀有之者には、過分に免を可被下。又借り物も御吟味の上を以可被下旨、兩人觸廻りければ、其の年の暮より春へかけ帳面調へ指上ぐるもあり、目安所々より指上ぐる。其の中に、下谷長左衛門非分沙汰の限り也。手前の金銀米錢を一年の利足三割・四割に貸付け、年貢を以て引取り、公儀の御收納を明けて未進ごす。或は貸付の手形を兎や角ご申して不返して、一・二・三度宛取りて、田畠を作らせ我が用所ごなし、其の年貢入用を未進に引次ぎ、公儀の御藏へは手前より不入して明置き、種々様々の押領あるに付

き、百姓共目安を以て言上可仕ご申す時、下谷も道理なき故によわりて、五拾石・百石の未進をこらせ、又は朱封銀百目・二百目充是を百姓にこらせ、漸く宥め置く。下谷甥に馬瀬六左衛門ご云ふ者、則ち下谷手代也。此の者年々百姓におごされ、長左衛門が百姓にこらせし米・金銀を帳面に記し置き、御吟味の時其の帳を長左衛門わやく帳ご名付け奉行所へ指上ぐる。其の外郡中町方へ貸方多く有りけるを、暮より春へかけて矢野所左衛門・久保清左衛門に被仰渡、石川・河北兩郡の下谷借物元利取立てさせらる。手代兩人召置き、足輕・御小人召連れ在々所々にて糺明して、證文手形次第に取立つる。能美・江沼兩郡は吉田伊織、能州・越中其の所々の郡奉行に奉行人指加へ御吟味有りて取立つる。下谷は男子三人一所に拷問の上に御成敗被仰付。金銀闕所ありて難澁の民共に被下、未進等を補ひ、難有奉存けり。御領國中土方領分・長九郎左衛門領分を除き、其の外より借銀帳共上りければ、誓紙を以て武家・町方・寺社・後室方・幼少衆、私銀・念佛講・神明講の打入銀まで書上ぐる。條數書を以て人持・物頭等へ被仰渡、十村頭十組・二



十組宛の帳面相渡り、清帳調べ差上ぐる。第一諸代官の私貸、下代共の自分貸、山奉行・郡奉行・浦方諸奉行・町奉行・道橋奉行・檢地奉行、上代三代の貸方也。其の外大橋市右衛門貸方、笹屋宗榮貸方、御供田村三郎右衛門貸方、吉兵衛貸方也。吉兵衛は御供田村三郎右衛門せがれ也。其の外物役にかゝる程の者の貸方を類寄せして、十村一人組切に清帳調べ被指上。大橋市右衛門・笹屋宗榮は、先年手前不如意の時、御助成の爲に拜領被仰付、郡中へ貸付利足を取つてたそくさせしを、此の時節御取立可被成この御事也。御供田村三郎右衛門貸方は、能州嶋八ヶは村井代々知行せり、三郎右衛門春香院殿へ取入りて貸付け、倍々の高利を取り八ヶ悉く倒取す。依之右役人共の貸方は、少の輕重ありこいへ共、下谷長左衛門業に同じければ、公儀を輕んじ私用を重くせる事曾てなきにあらず。裁許の徳に依りて家を富ましめ、紙手・綿手・薪手・炭手・鰯手と號し、金銀貸渡し、出來次第に取立て、夫に利潤を附けて方々へ賣渡す。皆土民より取上ぐる事なれば、年々の利足に上り、收納の所は脇になし、百姓難溢せしむる事、是れ皆奉行年久敷勤め

て、用人に馴れて入魂の故也。向後諸奉行一年代りこ被仰出、諸代官上りて與力共を代官に被仰付、少し宛裁許す。手代を召置き申度由言上するに、殊の外御機嫌悪敷成り給ひ、何の手代ぞ、已等直に仕れこ仰出さる。扱諸代官手前の引負露顯して、米五百石・三百石宛指上ぐるもあり。銀五十枚・百枚宛上ぐるもあり。田内小右衛門は是非に不及浪人して江戸へ参り、祖心に扶助せらる。祖心の父は牧村兵部大輔殿の家來筋なる故也。

在々貸方御吟味の事

右の通り人持より調上ぐる清帳を、江沼・能美兩郡は吉田伊織、石川・河北兩郡、能州にて羽咋・鹿島兩郡、嶋八ヶは矢野所左衛門・久保清左衛門、奥二郡は宇出津の町奉行、越中礪波に五ヶ山・水見は笹嶋豊前、中郡は高岡の御奉行、新川郡は富山の御奉行也。夫々へ被相渡、奥村因幡被申渡。寛永十一年より以前の貸方元利共に百姓に被下、十二年より以來の貸方去年までの利足百姓に被下、當十四年より二割の利足に手形申付け可参由。各畏り、清帳に百姓より上ぐる帳を指添へ請取りて、裁許へ罷越し、手形仕

替へさせたり。代官に遣し置く古手形を人々に渡し、御請を調へ判形をいたさせ罷通る。百姓共難有存じ御請の判形す。品々を知らず有りけるを元利共に被下、同二年・三年兩度の貸方三割・四割の利足を又被下ける事數千萬。十四年より始て二割に被仰付、敷貸になす事辱き儀尤道理也。扱一年二割と云ふ時は、半年にても十二ヶ月も同事なれば、返辦の時に随ひ損徳ありて、二割を十二ヶ月に割りて壹歩七三なる事も此の時より始り、御分國の貸方二割年中の割にして、一月に割りて一步七三御定にぞ成りける。

落合孫左衛門事

諸奉行人の貸方御吟味に付きて、色々様々の公事物語多し。こいへ共、事永々敷故是を畧せしむ。其の中に大橋市右衛門貸付の手代に嶋金右衛門・落合孫左衛門より借用と云ふ帳面に、銀子貳貫七・八百目も有りけるを、能州子浦に於て十村集りて吟味す。菅原の行永詰め罷在り、組中も寄合ひける。然る所へ年のよはひ五十計の男來り、御奉行へ申上度儀御座候由申すに付き、矢野所左衛門・久保清左衛門對面して、是へ御通りあれ、何の御用ぞと申しければ、私は落

合孫左衛門と申す浪人なり。少し手の實を持ちて百姓中へ貸付け、利足を取りて身命を助り申す處に、大橋市右衛門殿下代と私假名を書上げて公儀へ被召上事、何共迷惑千萬に奉存候。大橋殿手代にては無御座候間、借狀に御除被下候へと申しけり。矢野・久保申しけるは、定めて御僞は有間敷候へ共、是を見給へて清帳を取出し、しかも伴八矢より調上ぐる清帳を見せ、大橋市右衛門手代嶋金右衛門・落合孫左衛門、自分貸何程と御算用へまで有りければ、此の帳面の外は吟味仕るまじけれ共、此の内を除く事拙者心得にていかにして成可申と荒けなく申放す。孫左衛門申す様は、左様に候はと何れへ御斷申上げ宜御座可有や、御教へ候はと御恩たるべきと云ふ。奥村因幡殿承り也と申しければ、私波着寺の法印と念頭に御座候間頼可申候、奥村殿御狀申請け参り可申とて、馬に乗りかけ出す。四時分に罷立ち、其の日七つに歸着し、直に奉行所へ参りて、波着寺に對面仕り爾々の事を語り頼申候所に、法印申さるゝは、扱其の方よき年をして迷ひ申さるゝ人哉、御裁許を承る奥村因幡殿・津田勘兵衛殿の縁者一門、其の外御老中・親類の



中に今度御代官衆數多有之、金子一枚二枚・銀子二貫目三貫目宛代官衆へ合力し給へ共、御用捨成り難し、御手前浪人なればこそ誰か用捨せらるべき。其の方出生の時は身ばかりにて生れ給ふが、今まで心易く命助かる事仕合也。今より骨折りてためられ候へこ有りければ、御尤こは申しながら腹立ちて、暇乞なしに馬に乗り罷歸り、各様へ御苦惱御免あれ、御裁許宜被成下候へこ一禮を申しけり。兩人聞きて、左様にあるべく存候、笑止成る事ご申しける。然る所に孫左衛門に銀子借りける百姓罷出で、いかに孫左衛門様、去年去々年の利足被下候上は、貴様へ相渡す利足銀御返し被下候へこいふ。又百姓罷出で申しけるは、只今は卯月下旬也、先月三月の末に急用にて三ヶ月分の利足相濟ます、只今御返し被下候へこ云ふ。孫左衛門聞きて、濟み申さぬ以前こそは其のわけもあれ、濟みける物を起し返し申す事沙汰の限りご云ひければ、奉行兩人、此の場にて詮儀はにくき百姓共ごてしかりければ、孫左衛門暇申して立ちにけり。跡に何れも申しけるは、孫左衛門は子浦に居住して、嶋金右衛門被參候刻、大橋市右衛門殿は出頭人也、

御貸方よく調ひ候間、一所に被成貸付給はれご嶋金右衛門を振廻ひ申合ひければ、右の通りに成りにけり。少しもかゝはらぬこは申し難しご語りければ、公儀の事にまじはらぬこそよけれご何れも申しけり。四月上旬に仕廻ひ、所々郡中より罷登り言上仕り、代官を被仰渡、石川・河北・羽咋・鹿島並に嶋八ヶは久保清左衛門一人に被仰付、手代三人召置き裁許致しけり。

利常公長崎御調物の事

寛永十四年夏六月上旬に、利常公黒坂吉左衛門を被召被仰出は、長崎に於て古き唐織の切並に茶の具共調へ罷越可申旨被仰渡、御買手には矢野所左衛門に瀬尾權兵衛ご云ふ御徒相添へ可申由にて、兩人被召出、御目錄にて銀子二十枚矢野、十枚瀬尾に被下。各頂戴致し、御金を馬に附けさせ宰領致し、京都より吉文字屋庄兵衛を被指添、長崎まで海路を経て數日船中に日を送りけり。其の内に船中にて御銀箱の底をくりあけ金を取出したる跡有りて、所左衛門見付け、是は鼠か盗人かご吟味しければ、小刀の切目也。水主・梶取並に三人の家來共吟味しける所に、矢野所左衛門小者

也。追付き白狀致させ、金を遣ひける間もなく返上す。命御助被成事辱き旨の書付申付け、長崎着岸する迄氣遣しけれ共、何の異儀なく着きにけり。長崎にては能登屋權兵衛・加賀屋所左衛門・吉文字屋庄兵衛ご何れも町人の名に成りて、長崎・平戸の其の内に無雙の古き切共、有るに任せて價構はず買取りて歸國致し指上けるに、御意に應じ、御機嫌殊の外よかりける。矢野所左衛門は彼の盗人を捕へて首がねをさし、長屋に小者を番に付置き、彼の船中にての書付に奥書を加へ、黒坂吉左衛門を以て指上ぐるに、能く仕たりご御褒美有りて、明日早々御成敗可有にて、津田立藩承り、夫々の御腰物ご所付の札付けて出されたり。十月十三日の事なるに、番人臺所へ食物取りに行く跡に、盗人首がねの筒を引きさき、ごぢがねをねぢ切りて、窓を蹴破り走りけり。即時に御耳に達して、葛巻隼人・大橋市右衛門・佃源太左衛門・脇田三郎四郎・長谷川庄太夫を召され、番人糺明して請人等しまり可仕旨被仰渡。各々所左衛門宿所に集り、三郎四郎御横目にて、長谷川庄太夫彼番人を拷問せられけれ共しらざりけり。佃源太左衛門は小頭共呼寄

せ、其の夜足輕を大正持口・飛驒口・鶴來口の奥までも指遣し、年の齡ひご着物を書付けて相渡す。小松のくしご云ふ所に富田彌五作在郷して有之、家來の者に走人の請人有りて、其の夜に夫婦させがれ三人召寄せ口問す。走り人の妻は、加藤石見家老成田官兵衛奥に在之を、大橋市右衛門より呼寄せ口問せらるごいへ共、長崎より歸りて逢合ふまもなし。請人牢舎させて其の夜何れも退散す。翌日御分國金山をさがし可申旨被仰渡、加賀・越中の金山をさがしけれ共見出さず。御分國へ御觸廻り、捕へ來る者には御褒美可被下由被仰渡けるに、野田山村の百姓に宿をかり、其の夜をあかし、明日早朝に罷出づる旨注進す。依りて寺中の廟堂までさがしけれ共行方なし。番人は如在なきの由にて、御赦免有りて所左衛門に被下けり。請人は三年目に牢にて病死致しけり。所左衛門不調法にて、いかご可被仰付やご一門中心肝を惱す處に、程なく暮に成りて、旁の骨折に金子十兩拜領し、難有て安堵の思をなしにけり。其の節道奉行手前より越中道橋の帳面を指上ぐる。其の時所左衛門に吟味可仕旨被仰出、瀬尾權兵衛に銀子十枚被下、吉文字



屋庄兵衛に大津着米數石に巻物を添へて拜領仰付けられて事濟む。此の矢野所左衛門は、天徳院様加州へ御入興の時御供にて罷下り、大坂御陣の御供に參り討死の内也。せがれ牛之助に名跡被下所に、追付き早世す。其の妹娘有りて葛卷隼人姪孫なれば養育し、御馬廻速水武左衛門せがれ八右衛門に嫁娶す。三十人衆被召置時、速水八右衛門を矢野所左衛門に被成、随分出頭申す上御用共を承る。依之奉公だて長じて盗人を取のがし、ほうくの仕合に逢ひけり。父武左衛門は富山御馬廻の内にて、富山にて死去し、所左衛門名跡悴に被成、富山へ引越し、新川御郡奉行被仰付しに、木呂の運上銀滞りし故、武左衛門知行被召上、せがれを所左衛門養育してせんぎを見届けり。先速水武左衛門は、高島平右衛門姉婿山田延宗云ふ者の躰養子なり。兄は尾張の者なり。

### 三壺聞書卷之十七

#### 肥前國嶋原一揆の事

寛永十四年十月より切支丹起りて西國騒動す。此の濫觴を尋ぬるに、先年松倉豊後守信重は、和州高取の城主にて二萬石領せしむ。信重死去の後子息重政家督して豊後守に申しける。肥前二箕の城主也。于時元和元年乙卯五月六日大坂落城の前日、道明寺表の先陣として大坂の先手後藤又兵衛に渡合ひ戦うて勝利を得たり。依之家康公より肥前の内六萬石被下、原の城へ移る。此の城昔は有馬修理亮居城の跡也。此の城重政氣に不入して上聞に達し、嶋原の城へ移り、原城は明城なる。同國天草の城主は寺澤志摩守忠高居城にて、四萬石領す。抑切支丹宗門の事、元龜・天正の頃端々に流行來つて、伴天連・いるまんなき云ふ尊敬の棟梁有りて、萬民を勧め、一日に印子七厘宛みやらんあたへ引入るよし取沙汰せり。次第に専ら盛に成りて所々に尊敬の道場有り、高下ともに歸依す。元和の初に成りて家康

公、此の宗門天下の災可成と思召、強て御制禁の御觸有り。内藤飛騨守・同徳庵・高山南坊なき、伴天連・いるまん等に相添へられ異國へ送り被遣。其の後度々の御吟味にて、日本國に此の宗門斷絶す。然るに肥前嶋原領分に切支丹共夥敷出來す。松倉豊後守跡式長門守勝家在江戸の内に、領分からの浦云ふ所に夥敷此の宗門出來す。其の根本は大矢野松右衛門・千束善左衛門・大江源右衛門・木村宗意軒・山善右衛門、是等五人小西攝津守家人共也。天草郡の内大野・千束云ふ所に久々居住す。近年肥前國高來郡嶋原の内深江村云ふ在所有り、是に居住す。近郷の百姓共を呼寄せて云ふ様は、昔慶長の末迄、天草の内上津浦に、其の時まで伴天連一人居住し、天下禁法の時異國へ送らる。其の時末鑑の巻物を残し置く。其の文に曰く、五々の曆數に及んで善童一人出生せん、不學して諸藝に達し千萬人に秀づべし。其の時東西雲燒くが如くならん。于時不時に花咲事有るべし。然らば我が宗天下に發すべき時節ならん有之也。情おもん見れば、天草甚兵衛が子の四郎こそ其の善童也。大江が庭の櫻冬の節に入りて花咲く也。東西の雲燒くが如し。



是を信じて何れもでいうすの法を難有おもふべし語りければ、何れも奇異の思をなす。又在所のかたはらに左志木作右衛門ミ云ふ野人の家に、切支丹の繪像を所持しけるに、古びければ表具をせまく欲しけれ共、強き御法度なれば人に顯す事成り難し。然所に夜の内に物の見事に表具なる。是こそ不思議なる事也。我が法の天道より被成なるべしミ、密宗の者共にひそかに是を見せしむ。是を聞傳へ貴賤群集夥し。所の代官聞付けて、作右衛門が宅へ押入り見れば、大勢充滿す。汝等天下の制法を破り、加様の物をもてはやす事沙汰の限なりミ、彼の繪像を引破り火中に投入ければ、切支丹共驚き代官を打殺し、此の上は急ぎ一宗の者共徒黨を立て、天下をくつがへし宗門を再興せんミ、同意の者をかり催し、爰かしこより駈集り大勢に成りにけり。松倉留守居大に驚き、馬上十五騎大將にて三百餘人鐵炮十餘挺にて深江城へ押寄せ、十月二十六日卯の刻に関を揚げければ、切支丹共千餘人弓鐵炮にて出合ひ戦ひける程に、城方の者共二十餘人討たれけり。寄手も百餘人討死す。鹿熊なきを腰だめに打取つて、身を過る奴原にて、あだ矢少

しもあらざれば、寄手高來城を出でし時は、何の農人共かミ廣言を吐出し、が、悉く被打立高來城へ引退く。一揆共勝に乗り高來城へ押寄せ、大手の城戸を打破り、急に乗入らんミす。然れ共豊後守能くこしらへたる城なれば、本丸堅固に持堅め、爰をせんミ、防ぎしに、一揆共二百餘人被討取、散々に成りて引きにけり。松倉方の者共兵糧を取集め、籠城してこそ居たりける。又寺澤志摩守領分にも切支丹夥敷蜂起す。是は肥後國宇土の甚兵衛のせがれ四郎十六歳に成るを、でいうすの再誕ミ仰ぎ、彼が勧めに依りて、長崎の者迄もすゝめに應じて契約す。宇土は細川忠利の領分にて、四郎が伯父渡邊小左衛門並に四郎が母を搦捕りて牢舎させにけり。一揆共彌々腹を立て、在々所々かり催し、四郎を大將に定め、此の下知を守るべしミ嶋原・天草在々申合せ人数を催す。與力する一揆共八千餘人に及べり。此の間に肥前・肥後兩國の内富岡・高津浦・唐津・柄本の城々上を下へミ返し、一揆共ミせり合ふ隙はなかりけり。一揆共四郎を大將として嶋原に集り、嶋原の内大江ミ云ふ所は人遠地離の所なれば、談合嶋ミ名付けて是に寄合ひ、與力

一萬二千の人数を二手に分けて、茂木崎・日比峠に陣取りて、長崎までも追討せんミ、既に打立たんミ用意をなす。寺澤志摩守忠高の士共、唐津勢を催し天草を攻落さんミ發向すミ聞えければ、一揆共長崎へ發向の事を指止め、嶋子・本渡の兩城へ取りかけて既に合戦稠しければ、十一月十四日の事成るに、三宅藤右衛門大將にて、林又右衛門・同小十郎・大野助左衛門・岡次四郎左衛門・同七郎左衛門・澤木七郎兵衛・原田伊豫・柳本五郎左衛門・三宅藤兵衛・佃八郎兵衛、並河九兵衛・青木勘右衛門・佐々小左衛門、加様の者松倉・寺澤・細川人数共寄合ひ防ぎて、一揆共を討捕るミいへ共多勢を入替へ攻めければ、三宅・並河・佃・青木・佐々五人も討死す。残る人数は富岡の城へ引取りにけり。一揆共は本渡に留る。富岡の城に楯籠る人数には、岡嶋次郎左衛門・同七郎左衛門・原田伊豫・大竹嘉兵衛・稻田平右衛門・淺井卜庵・三宅藤右衛門・澤木七郎右衛門・嶋田十郎左衛門等、鍋嶋・細川兩公へ加勢を乞ひければ、兩公在江戸也、鍋嶋信濃守勝茂の留守居諫早豊前三千餘騎にて出陣す。龍造寺より五・六里の

所也。刈田の庄に扣へたり。細川忠利の留守居志水伯耆守、四千餘騎にて肥前の河尻に着陣す。去れ共自戦は天下の御制禁也。御下知に任せよミ鎮西の御目付豊後府内へ使者を立て、牧野傳藏・林丹後守へ此の由注進有りければ、彌上意を守るべし、追て指圖を下さんミ有りける故に、兩國の人数待合ひて居たりける。斯く延々に成る内に一揆共八千餘騎にぞ成りにける。松倉方の米藏、三江村ミ云ふ所に有り、一里計の間也。是へ一揆共押寄する、三江村三百餘人の内過半は切支丹也。大將分の侍高橋彌次右衛門・高島次郎左衛門・入江與右衛門三人の鐵炮大將を討取り、三江村の兵糧も一揆の手に入りにけり。寺澤方の大將關善左衛門・國枝清左衛門・柴田彌五左衛門・小笠原齋宮、其の外の軍勢共都合三千餘騎にて楯籠る。一揆共一萬餘人にて四鬼ミ云ふ所に陣取る。富岡城一里隔て勢揃して、十四日に攻懸けて、互に火花を散し戦ふに、一揆共二百餘人打たれて敗軍す。多勢なれ共野人共にてばらばらに成りて落行くを、方々へ追付き追付き追討に首取りて勝鬨を揚げにけり。嶋子・本渡の恥辱を今こそすゝぎける。かゝる所に上使ミし



て板倉内膳正・石谷十藏上意を蒙り、嶋原松倉城へ着き給ふ。根本此の一揆は松倉・寺澤の兩將の收納厚欲の致す所也。百姓共に向ひて、訴訟の事あらば、其の品により沙汰すべきこの御事也。鎮西の御目付牧野傳藏・松平神三郎・林丹後守、長崎の守護馬場三郎左衛門も馳來り、高來城に集り、上意の趣承る。松倉長門守・寺澤志摩守も御暇給り馳下る。上使詮儀ありて、此の上は急に悪徒を討鎮めんさ着到を付けて觸廻し、人數等を催しけり。鍋嶋勝茂在江戸にて、子息紀伊守元茂・同甲斐守直澄一萬五千餘騎、筑後久留米の城主有馬玄蕃頭豊氏も在江戸にて、子息兵部大輔忠重八千餘騎、同國柳川の城主立花飛驒守茂政も在江戸にて、子息左近忠茂五千餘騎、寺澤・松倉の兩勢一萬餘騎、十二月六日に出勢す。鎮西の御目付を軍奉行に相定め、口々手合して數萬の人數にて取廻す。嶋原・天草兩所の一揆共、有馬の浦原の城へ取籠り軍の詮儀致しけり。有馬の浦の原の城は昔よりの名城なるを修理して引籠る。原の城惣人數は三萬六千餘餘人也。惣大將は天草四郎太夫時貞也、其の外の大將には芦塚忠右衛門・渡邊傳左衛門・赤星主膳・馬場休意・會

津宗印・同右京・毛利平左衛門・林七左衛門・松竹勘右衛門・三宅次郎右衛門・久田七郎右衛門・秦村休澤・内田木工丞、此の十三人は浪人にて歴々也、時貞が謀事を助く。城中持口の大將には、山田右衛門佐・大浦四郎兵衛二千餘人、千束善左衛門・戸嶋宗右衛門・上總助右衛門・同三平五千餘人にて二の丸を堅めけり。取出には田嶋刑部五百餘人にて楯籠り、三の丸は大江源左衛門・布津村吉藏・堂崎對馬・北有馬久右衛門、三千餘人にて固めたり。有馬掃部串山・北濱・千々輪・口の津・上津村五ヶ所の人數五百餘人、大矢野三左衛門千四百人、深谷次右衛門五百餘人、箕村忠兵衛・木場作左衛門六百餘人也。軍奉行には大矢野松右衛門・山善右衛門・有馬監物・松嶋半之丞・布津村代右衛門・天草玄札也。使番には池田清左衛門・口津左兵衛・千々輪作左衛門、鐵炮二千挺の大將には柳瀬茂右衛門・鹿子木右馬助・時枝隼人、惣目付には蜷川左京、旗奉行高句權八・穂浦孫兵衛、其の外の者共何れも持口を固めたり。十二月二十日に寄手は上使御目付等の下知に隨ひ、関を揚げて攻懸る。城中より鐵炮を打懸けしに討たる、者數しれず。夫にもこりず、扉の際に付

く者を山刀・鎌にて突伏せ切伏せ防ぎけり。立花が手の者に立花三左衛門・十時吉兵衛・佐田清兵衛・渡邊次郎右衛門・綾部藤兵衛・東田三郎右衛門・岡田久右衛門・小野掃部、人持物頭二十八人討死し、手負六十九人、討死三百八十餘人也。鍋嶋が手に二百餘人討死し、其の外國々の使者等上使に隨ふ者三十餘人討たれけり。城中には死する者一人もなし。是併し城中より降參せんかと思ひ悔るが故也とぞ。十二月二十九日の事成るに、上使兩人被申けるは、近日松平伊豆守信綱・戸田左門氏綱上使として下向し聞く。定めて以前の城攻に不覺したると思召したる成るべし。此の度は是非に何れも討死し給へ。敵味方對様の人數にて、野人共に攻付けられ末代の恥辱也と、正月元日辰の一點に討出で、関を揚げて攻懸る。久留米侍從忠重拔がけて扉の下へ付きけるを、城中より打出す鐵炮に一千餘人討死し、寄手悉く敗北す。城中是にきほひて悪口して打出でたり。此の時板倉内膳正討死也。石谷十藏・松平神三郎も手負ひて引退く。夫より寄手に下知なければ、漸くに繰引きにけり。城中より追討にせんさしけれ共、時貞制して出さざり

ける。此の時討死諸手合に三千九百二十八人、一揆共の手負死人九十餘人と聞えけり。松平伊豆守・戸田左門は有馬に着船し、重ねて國々へ觸を廻し、先細川忠利二萬三千餘騎、筑前の黒田右衛門佐忠之・同甲斐守・同市正を大將にて一萬八千餘騎、嶋津下野大將にて六千餘騎、都合其の勢十二萬五千餘騎にて備へたり。さやかくする内に、一揆も今や今や待ちけれ共、合戦も始まらぬは兵糧詰と覺えたり。いざや夜討に出でんさて、二千人を三手にわけ、芦塚忠兵衛・布津村代右衛門・天草玄札請取り、千三百人を上總三平・千々輪五郎左衛門請取り、寺澤・鍋嶋・黒田三人の手へ攻入り燒立て、上を下へ返せば、黒田監物討死す。鍋嶋の人數に手負討死八十餘人、黒田勢に五十餘人、寺澤勢に二十五人討死す。去れ共きびしく防ぎければ、一揆共三手合へ百餘人打死し、生捕十七人、其の後の一戦に首數都合二百五十八、生捕二十四人也。斯る所に城中より出丸を拵へ置きし所を、鍋嶋勢此の出丸を乗取らんさ心かけ、仕寄を付出しけるを、諸手の人々を見て、すはや鍋嶋より先乗をするぞと見る所に、鍋嶋の手合の御目付柳原飛驒守子



息左衛門十七歳にて手勢を引具し、理不盡に乗入り、原の城一番乗榊原左衛門と高聲に名乗りけり。父飛驒守是を見て、左衛門討たせて何の後榮か有るべきと、續いて乗入り出丸を打破り、二の丸へ押入り小屋小屋に火をかけ攻戦ひ、打取る首數甚だ多し。諸手の人々是を見て大に驚き、口惜や鍋嶋に先をせられし四方より攻入る程に、一揆共は本丸へ引入り死物狂に戦へ共、多勢込入る事なれば、二十七日の戦に敵味方の分もなく原城は死骸にて一段高くぞ成りにける。大將時貞が首は細川手の陣野作左衛門打取りけり。夫より城中亂立ちて逃ぐる者を追討ち撫切にして、一人も不殘討取りけり。一揆の人数都合三萬八千人とぞ被記ける。寄手打死・手負には。

細川忠利手に 討死二百七十四人 手負千八百二十六人  
黒田右衛門手に 討死二百十三人 手負千六百二十八人  
同 甲斐守手に 討死三十二人 手負三百四十五人  
同 市正手に 討死百六十人 手負百五十六人  
鍋嶋勝茂手に 討死百六十人 手負六百八十三人  
有馬豊氏手に 討死七十八人 手負百八十五人

せければ、其の儘捕へほだしを打ちて詰牢へ入れにける。其の後城中より落人有りて、御目付へ生捕り右衛門事を尋ねられしに、返忠顯れ牢舎と成由語りければ、何れも不便に被思、生捕共の中にほだしを入れながら連來る幾千人の内に、山田一人命助かりける。天命の程こそ不思議なれ。原城を引ならし平地となし、國々の大將歸陣有り。伊豆守・左門兩人は天草・長崎邊へ打越え仕置等申渡し、名護屋・唐津・福岡の庄・豊前の小倉に着陣す。斯る所に太田備中守は上意を蒙り、豊前の小倉に着陣有る故、九州の大將何れも來集す。御説の趣は、今度天草・嶋原の一揆は、都而守護の政道不正故也と何れも被仰渡、松倉長門守は美作の森内記へ御預、舍弟右近は生駒壹岐守へ御預、寺澤志摩守は領知を召上げらる。榊原父子と鍋嶋は、御軍法を破りたる由御不審を蒙りしが、追付き御赦免被成。其の後何れも歸國を被遂、海内靜に成り、目出度御代と成りにけり。加州より天草へ山崎小右衛門を被遣しに、持筒足輕の武部久左衛門を召連れしに、久左衛門は城中破る、日手に合ふ首一つ取りけるに付き、百石御知行被下、御歩行の内へ被

立花茂正手に 討死百二十人 手負九十七人  
小笠原右近大夫手に 討死十九人 手負百四十八人  
松平丹後守手に 討死三十一人 手負二十七人  
水野日向守手に 討死百六人 手負三百八十二人  
寺澤志摩守手に 討死二十三人 手負三百十五人  
有馬左衛門佐手に 討死三十九人 手負三百八人  
戸田左門手に 討死四人 手負三十四人  
松平伊豆守手に 討死六人 手負百餘人  
討死二百六十五人、手負六百二十三十餘人、合七千四百九十九人とぞ聞えける。

諸浪人共數萬人有之といへ共、殘る所は農人原なれば、一心不亂に吉利支丹に執着し、一命を捨つる事稀代の例しと云ひつべし。城中に山田右衛門と云ふ者諸道に達して、八百人の勢を預る。つくづく思案して、天下を引請け運を開かん事かたし。我れ眞に切支丹にてもあらず、浪人なれば馳加る所也。所詮返忠せんと思ひ、其の通りを矢文に調へ、有馬左衛門手へ射込みける。頓て御目付に見せ、返筒調へ右衛門方へ射返すに、城中廻り番の者拾ひて四郎に見

召加。山崎小右衛門は今の山崎久兵衛也。

加州津幡山姥堂の事

寛永十四年夏の末夜半計の事成るに、加州河北郡津幡村と云ふ所に百姓の門をたたく者あり。いまはあるじも寝たりければ、誰ぞと尋ねて聲を聞くに若輩なる男の聲也。此の家主は信心者にて佛性に近し、依之我れ來れり。此の近邊山廻りの山姥なるが、山廻りの折節近所にて安産をせられ、味噌汁を望む也。壽命長遠の祈念の爲に味噌汁施し給へと云ふ。女不思議に思ひけれ共、有合ひければ土器に味噌汁に團子をもちてあたへ、後を見れども闇夜にて見えざりけり。翌日野へ出でて見れば、麻晶の中に人の足跡あり、見れば土器もあり。不思議とよと思ひ、又其の夜味噌汁に團子を土器にもり彼の島に備へけるに、幾夜も不替土器のみ残り。近所の者に語りけるに、皆々不審に思ひ各備へけるに、必ず土器のみ残り。其の所に小兒共の煩ふを、山姥に團子を手向け頼みければ急に平愈す。依之奇妙成る事也と、我も我もと頼みける事大形は叶へり。金澤へ聞えて參詣影敷、彼の百姓に頼みて團子を手向け給へとて、銀子、



米なごを遣しける程に、金澤中に隠れなく、目病は急に明らかになり、腰ぬけは達者に成り、つんぼは耳聞に成り、子のなき者は参詣の夜より身重く成りて、利生甚しければ、金澤より参詣數多に成りて、彼の家に初穂銀多く溜りければ、いざや社を建てんきて、九尺四面に社を建て、御祓をおき、幣帛を立て、注連を引き、参詣の人々鏡をかけ、鰐口を懸け、鳥居を立て、子供の衣類をかけ、もて遊び物、奈良物の小脇指なご山の如くに積みにけり。金澤よりは後々歴々の奥方乗物にて、多くの女中・供廻り、夫に付き若侍も老人も稀代也きて参詣す。此の事御兩殿に相聞え、頓て制禁に成りにけり。此の根本は、ある侍中の奥方に被仕若女房、同家の若黨密通し懐胎成りて、夫婦伴ひ主人の家を立退き、越中河上に女の宿の有りし故夫へ心ざし、津幡まで出でけるに俄に産の氣あり。宮の木陰に休らひ、夜に入り在所の裏屋敷へ忍び出で産をまけて、其の夜子は近邊の川へ投入れ、在所へ行きては叶ふまじき、上方を心ざし夜々忍びて上りしが、先づ山中の湯へ行き養生致しのほらんこ、湯治いたしありけるに、所々追手懸る由

傳へ、山越に白山さして行き、神主兵部方に忍びて有りけるが、一兩日逗留し女を刺殺し、男は自害を遂げにけり。兵部迷惑がりて死骸を河原へ出し埋めさせて、家をこぼち、土三尺削りて捨て、又作事致しけれ共、其の穢難に遭ひけるにや、追付き病死して兵部の家は絶えにけり。

利常公御屋形へ御成の事

寛永十五年春・夏の内に將軍家光公御成の儀、前年より被仰出、不時に御成可有由御内書有るに付きて、十四年より茨木小刑部に御作事奉行被仰付、御露地・泉水・築山等出来し、つまりつまりに富士見の亭・麻木亭・達磨亭・傘の亭・三角亭・鳩の亭なご、名付けて、珍しかりける御物好の御亭共出来し、掃除以下相調ひ、御案内の時節駒込へ家光公御鷹野に出御ありて、二月十八日に本郷の裏門より御通り、御書院へならせられ、御膳等被召上、御亭共御見物、異國本朝の美酒佳肴遠來の御菓子等品々備へ置く。竹中是三臺子前に伺公して御茶を上げ奉り、扱常々御取立の兒小將をざりを御覽なさる。まだ其の頃は御若盛の御時也。一人興を催し給ひ御機嫌能く、利常公・光高公・利次公・利治公何れも御目

見ありて、又裏門より還御、追付き御禮して御登城被成けり。其の後又上野へ御成にて、南光坊へ入らせられけるに、踊子の事御老中より内書ありて、何れも出立を極め、役者共被指添、終日上野にて御見物あり。又其の後酒井讚岐守殿下屋敷へ御成にて、又踊子御望の由内書ありて上げせらる。子供を馬上に覆面させ被遣しに、讚岐守殿下屋敷まで道中の見物山王祭の如く、御成御書院より人橋をかけた、上様今はゑいやみ御舉被成候、又一をざりて御所望被成候に、櫛の齒を引く如くに申上ぐるに、利常公一人御機嫌能く、何れもの歸りを待請けさせ給ひ、上様御機嫌の御容躰をば人々に御尋ね被成けり。其の後上様御望にて、御城西の丸へ子供を上げさせられ、又御見物被成ける。利常公は又々踊を手替りに被仰付被取立、重ねて被召上、御見物被爲成候様に、酒井讚岐守殿へ御内談被成ければ、讚岐守殿申さるゝは、此の頃保科彈正殿より踊取立て上覽に備へらるべきこの御内意ありて、達上聞候所に、何ぞ踊子と云ふ者は六ヶ敷事か、又左様にもなく心安き事かと御尋被成候に付き、拙者申上候は、中々六ヶ敷事共に御座

候、小身者なごは一年の物成にて難成旨申上候處に、左様に六ヶ敷儀にてあるならば、重ねて何方より見せ可申すも、曾て見まじき由申せし上意被成候間、必々御無用に可被成由讚岐守殿被申候故、踊の儀は止みにけり。重ねて上覽被成候は、國々より可被上の躰に讚岐守殿心付きたる由取沙汰也。其の年五月金澤へ御歸城被成けり。然る所に切支丹の御吟味盛に成りて、江戸より申來るに任せ、高山南坊・鈴木孫左衛門方に奉公致したる者、又其の時知行せし百姓まで御吟味ありてすさまじかりける事共なり。此の年六月十四日の夜、北國筋に砂の降る事夥敷、草木の葉の上に灰をまきたる如く也。後々に沙汰せるは、松前の大風砂を吹立て闇に成る由申しけり。

利常公御隠居並虫送の事

寛永十六年正月の御禮朔日より始りて、一・二・三日御能被仰付、其の上に件の踊をさせ、御家中又は寺社方にも見せられ、御振舞萬々相濟みけり。三月下旬に江戸へ御参觀御登城あつて、方々の御勤例の如し。扱御隠居の御願兼ねて被仰上置きけるにや、五月中旬に御願の通被仰出、小松へ御



隠居料として二十二萬石、淡路守殿へ越中婦負郡百塚御在城として拾萬石、飛驒守殿へ大聖寺にて七萬石、残る所は筑前守殿へこの御事也。何れも忝く思召し御禮被仰上、方々より使者御見舞毎日門外に市をなす。則ち御家督の御祝儀六月二十日也。加州本多安房守・横山山城守へ御父子様より御書被成、飛脚を以被仰遣に付き、兩州より添書せられ、物頭へ觸れ、夫より組中へ觸れらるゝ。追付き江戸御飛脚頼に立ちて、瀧長兵衛小松へ罷越し御作事可申付由にて、長兵衛は小松へ参り、御城中へ入りて繩張を極め、堀・堀なごを申付くる内に、御繪圖等出來す。又追付き御家中小松・富山・大聖寺の衆も相極る。小松城には其の頃前田志摩・前田長松・前田長次郎・竹嶋殿のましますに、瀧長兵衛は御意に任せ、奥方並に露地以下まで走せ廻り繩張し、くひを打ち我儘にす。家來の者共餘り成る仕形哉と存じけれ共、鼠も社に依りて貴しと云ふ如く、小松衆は是非に不及、取る物も取りあへず、家財を金澤より晝夜の差別なく持運ばる。先づ二の丸に御假屋を建て、御本丸の地形をならし、所々の堀をさらへ、橋を新敷掛けさせ、原五郎

左衛門・分部卜齋・穴生の彌七、其の外役人・足輕等入替り御普請し、來年御歸城切ミ上を下へ返して急ぎけり。御家中の侍屋敷御繪圖に任せ割符ありける故、町中も建替り、梯も公領橋も河上へ少し宛上けて懸直る。其の年金澤には何方共なく髪切虫來りて、男女のたぶさをぶつぶつと切る由風聞す。あなたにても切らるゝ、爰にも切らるゝ。殊に女の髪のを第一切る事なれば、いざや送れと云ふ程に、女の衣裳取りかざり、船を造りて鬼のをせ、鬼の手を大き成るはさみにして送り、川へ流しけり。町より侍衆に移り、殊に奥方には是を忌み出で、小袖を惜まず彼の鬼にきせて送る。追而御停止に成りけり。

利常公小松御入城の事

寛永十七年六月十日江戸御發駕ありて、東海道より小松へ御入城也。光高公よりは箱根まで御膳を御拵へ、御辨當にて御泊りへ被上、御供中上下共にも被下けり。金澤より又關ヶ原まで出向ひ、御膳を上げ奉り、御供中にも被下けり。二十一日に小松二の丸御假屋へ入らせ給ひ、御城中の繪圖御覽被成、中土居に古市左近、枇杷嶋に見小將、三の丸に

人持、其の外牧嶋・竹嶋・葎嶋・松任町、泥町・さうけ町・上牧・園村・小寺、夫々御指圖にて引越し引越し、町家に借屋して作事申付け、其の年の内に大方移らるゝ。神尾竹松・青山與三を被召寄て、主殿・將監に被成、御家老に被仰付、前田長三郎を權佐に被成、寺西若狹を副て四天王と名付け、二の丸に並居たり。主殿病死の後へ山崎長門入替る。小幡右京・同下野・堀三郎兵衛をば三谷に置かせらる。爰は昔一揆の大將岸田常徳寺居城して、近郷を領せしに、信長追拂ひ給ひし時鶴川村へ退去す。三谷の脇に蓮臺寺と云ふ所あり。能き瓦土有之由被聞召、三ヶ年以前に矢野所左衛門に被仰付、小屋を懸けさせられ、瓦土工忠右衛門に棟梁させ、瓦を焼初むるより、小松御在世の間爰にて瓦出來す。御馬出には今枝與右衛門・原八丞・吉田左近・福嶋武左衛門・栗田四郎左衛門・平岡志摩・岡嶋兵庫・一木逸角・岡田隼人・佃源太左衛門・半田五郎左衛門、三の丸後町には淺野藤左衛門・小林豊右衛門・長谷川大學・稻葉道二・鷹栖松雲、牧嶋には前田内藏允・神戸藏人兄弟・西村右馬、葎嶋・竹嶋の内には松平治部・九里覺右衛門・大橋又兵衛・同市右衛門・前田七郎

兵衛・宮部三右衛門・藤村英庵・建部九郎兵衛・笹田助左衛門・杉本次郎左衛門・武藤庄兵衛・野村半兵衛、海老町口には永原土佐・津田玄蕃、大領野に御馬廻七人、其の外數百人屋敷取りして、思ひ思ひに作事を營み入りけり。御城中まで所々の船共入りければ、水つきにて濕地さは乍申、又少しは自由にもありけれ共、金澤より引越し一兩月もある内に、皆人癪を煩らはぬはなかりけり。

大聖寺の侍從利治公御入部の事

同年十月十二日に、飛驒守利治公江戸御發駕とぞ聞えける。御家中の士共去秋より當年へかけて引越し、町家に居るもあり、作事して入るもあり。織田左近・玉井市正・脇田帶刀・神谷治部御家老として、田丸兵庫・山崎庄兵衛・梶川彌左衛門・才監物・渡部八右衛門・村井勘十郎・佐分利儀兵衛・内田太郎左衛門・榎田主水・前田勘右衛門・猪俣助左衛門・河地才右衛門・深町孫市・岡崎安左衛門、其の外は士・與力・歩行等追々に引越す。十月十日に大聖寺大地震ゆり、町家悉く破損し押倒され、人馬死する事夥し。武家も破損し、作事等出來せし人々二度造作になりけり。其の地震



金澤までもひゞき、堀溝の水を道路にゆり上ぐる程の動き也。扱利治公は御着の日直に吉崎邊へ御鷹野に出でさせ給ひて、御入城をぞ被成ける。其の翌年江戸御参観時分まで御作事、御露地等御普請被仰付けり。

前田長松家來矢野治左衛門事

小松に前田源峯居士より内記、左兵衛、長松迄四代を経ぬる所なれば、凡そ星霜四十一年に及びり。竹藪は丹羽長重以前より代々根組深くして、切りすかす事度々に及びり。然ればさしてあやまりにも不可成さ何れも申しけるに、前田志摩内に樹木を伐り竹を剪り屋敷をあらしたるよし、利常公被聞召殊の外御立腹にて、御吟味中々きびしくなりて、矢野治左衛門其の中に多く竹を切りたる由にて切腹仰付けらる。治左衛門妻は萩田助右衛門姉にて、助右衛門方へ引取りけり。

金森平三郎申分の事

同年七月盆中の事なるに、所々にをぎり夥敷、餘り騒動なりければ、利常公は小松に入らせられ、光高公は御在江戸也。御隠居の物始め也。いか成る申分も出来せば、御留守

の面々宜しかるまじ。其の上小松への聞えも、打鐘りたるこそ可然事也。夜廻りを出し早々踊を追ひちらせし、老中より被申渡。夜廻り衆罷出で、所々の踊を追散す。然る所に金森平三郎は小松へ引越す内なれ共、病氣に付き養生の爲金澤にあり。淨住寺旦那にて参詣致しければ、夜廻り衆取籠めてごがめけり。其の頃までは御留守中は月夜も提灯也。金森殊に火は燈さずご咎めぬるも道理也。金森是は寺参り也、目も明かぬ人々哉ご少し詞荒に答へければ、夜廻り衆申すは寺参には作法もあらめ、撫付に茶筌髪、上下は着せず、偽り至極なり。うろたへて足輕共の棒にあたり給ふなご申しければ、金森刀に手を懸けたり。互に雑言に成りければ、近所の者共出合ひ扱ひて兩方相引にす。早や小松へ相聞え御吟味殿敷、夜廻り氏家十兵衛、日夏市郎右衛門兩人切腹被仰付、金森は御追放被成ける。人皆申しけるは、俄に小松、金澤の水際立ち、御隠居の者を金澤衆取籠にするご被思召、御心底に御ひがみもありけるやご。夫より金澤衆の氣遣ひ、何かに油断はなかりけり。

龜田權兵衛夜討に逢事

同年七月下旬の頃さかや、龜田權兵衛を夜討にして金銀を取りて行きければ、老中吟味せられて、家來の者共捕へて拷問様々也。然れ共曾て家來に知る者なし。其の頃龜田屋敷は惣構の外敷際也。神戸清庵ご三輪法受の間に並び、龜田前に堀をひぢ折り、法受の境に堀を通し、兩方共に堀端に塀を懸けたり。法受ご龜田間の堀を傳ひ來て、權兵衛塀を切破り、下臺所の水流しの下を切りぬけ忍び入り、寢間に入り權兵衛をば討ちければ、金銀の有所知れず。物置へ入りて見れば、女を縛めて置きけり。汝何故縛められたるぞ、金銀の有所申すならば助可出ご云ふ。女聞き、我れ權兵衛殿の氣に違ひ、一二三日爰に不食にて斯の如し。放して給はり候へ、金銀は寢間の脇に可有ご申しければ、繩を切りかまへて此の事申すなご云ひて放しけり。然る所に御吟味漸く日數を経ても知れざりけるに、女一人目安を以て注進す。權兵衛を夜討に仕る者、津田源右衛門殿家來蜂谷清兵衛ご申す者也。同類に組するは才鶴理助ご申す者也。其の外にも候はん由申上ぐる。此の者共親兄弟捕へて御吟味あり。彼の女始は蜂谷の妻女成るが、近頃離

別せられ、後妻をねたみありけるが、便宜をうかゞひ申上ぐる。才鶴は拷問せられ、ありの儘に白狀事細々ご申しけり。蜂谷は老父有之、久々龜田方に奉公す。年寄りて追出さる。此の者忍び入る時の案内者也。蜂谷は夜討の後追付き参宮致し、下向して三日目に無病にて頓死す。其の翌日此の事露顯す。大神宮の神慮新にして難儀を遁れけるご、皆人難有こそ思ひけれ。老父は生捕られ拷問せらる。清兵衛弟ありて欠落し、江戸にて捕へ、御下屋敷鈴木孫左衛門方にて糺明。原田又右衛門承りて、同類を探り金澤へ注進す。其の後江戸にて成敗被仰付。同類共本多安房守の家來に多く有りけるが、佐藤久右衛門ご云ふ者は親子五人刺殺し、其の身も自害す。佐藤權平ご云ふ者は、父の腰ぬけたるを刺殺し、家に火を懸け自害す。中村善之丞は盲目の父を刺殺し立退く。坂上平右衛門ご云ふ者は親子兄弟六人一集に立退く。房州より何れも追手を被掛けられ共行方なし。小松より御目付に神戸藏人被遣、前後吟味承届け事濟み、小松へ罷歸り言上す。何れも罪人御成敗被仰付。其の中に御小人次郎兵衛ご云ふ忍びの者のせがれ有りて、御成敗に







つ玉を込め、柱に結付け、筒先を我が胸元に指向け、引がねを杖にて押しやり、胸打破れて果てにけり。神變奇特ありこいへ共、運盡きぬれば斯の如し。神は非禮を受け給はぬ理り也。

利常公江戸御参観の事

同年の暮より春へかけ、利常公御領分わけ被仰出。越中新川郡は御隠居分に成りければ、葛巻隼人・前田八左衛門・山崎半左衛門に御馬廻一組被遣置、新川御收納・小物成・山奉行、會所大原次郎右衛門・前田兵左衛門に勘定人を被遣、役々を御定被成。正月の御禮として三ヶ國は不及申、江戸上方より御用人共小松に充滿す。御子様方より御名代の御禮、歳暮より年頭までの御規式相濟み、小松中は人・馬・乗物透間もなし。金澤前田孫九郎を長松一集に被召出、長松は對馬に被成一萬石、孫九郎は志摩に被成七千石の御知行頂戴せらる。長三郎は三千石被下權佐に被成、家中侍共人分けして夫々に勤めけり。當年は光高公御國入なり、急ぎ御参観可被成して、三月中旬御發駕有りけり。

光高公御入國並津田勘兵衛事

る。安江木町酒屋九郎次郎は何源太左衛門掣なるを、是も指し越すに付きて江戸へ被召寄時分なれば、津田勘兵衛も其の昔少年の時分年久し、いかなる縁に依りて左様の事もありけるやこ、皆人知る者なし。昔は若き者伊達する者は是非に此の宗門に成りて、珠数を首に懸け、切支丹の道具にこんだつこやらん云ふ物を腰にさけ、是を威勢こする事なれば、勘兵衛も幼少の時分左様の事も有るやらんこ推量計は申しけれ共、極まりたる證據なし。殊に父遠江守道空の年忌には、宮腰口禪龍寺にて百日の江湖を附け、大法事を執行せられ、佛神へ歸依して正・五・九月は兩愛宕へ参られ、大般若の讀誦にて祈禱ありしに、いかなる災難こぞ人申しける。或説に南町の邊に柴屋こ云ふ町人あり。日本にたばこのはやり來る時、此の柴屋こ云ふ者初めて金澤より賣初めて、きざみたばこなきしけり。踊歌にも、柴屋たばこ屋らんじやう屋こ諷ひける。此の町人申分仕出し、勘兵衛批判にて負になり、磔に懸りける。此の一門共勘兵衛を遺恨に思ひける由申傳ふるに付き、若し此の末々の者ありて札を立てけるやこ諸人申ならしける。斯くて勘兵衛江戸

寛永十八年四月上旬に光高公加州へ御着被成、御分國の様子共被聞召、御加増・新知・縁組・屋敷の望等まで夫々に被仰出。大事の儀は三年不改の道を御守被成ければ、別に替る事なし。少し宛の御事共町中へ條數書被成、巻物一卷町奉行小塚藤右衛門・長瀬五郎右衛門に相渡り、何れも町中拜見仕り相守りける。御領分八宗の惣録達を被爲召、御咄なき被成けり。年寄中等への御成もありて目出度かりける御事のみ也。秋の末に至りて、津田勘兵衛方へ御成の用意こして作事等を營み、道具の拵へ京・大坂へ人橋を懸らる。然る所に津田勘兵衛は、切支丹の宗門たる事まぎれなしこ大手の辻に高札を立つる。光高公御耳に立ち、利常公へ御飛脚にて被仰上げる所に、先づ江戸へ勘兵衛を被指越、申譯をも仕る様に御意ありければ、俄に江戸へ被参けり。詮もなき儀こ思召しけれ共、其の昔の切支丹御吟味はころびければ事濟みけるに、今程は御吟味にて、親の代に切支丹にて子は他宗なれ共遁れ難し。然る故に猪子九郎左衛門・横田彌五兵衛・金瘡の不亂坊・宮腰達磨寺の不樂坊、其の外足輕以下までも江戸より指し來るに任せ、江戸へ遣さ

へ着きしかば、利常公より言上被成けれ共、詮もなき事なれば、湯嶋邊にいたづらに年月を送りしが、終に病死ありける。せがれ伊織・舍弟半之丞病中より孝行を盡し、禪寺へ移し葬送し、加州へ歸りける。哀なる事共多し。父遠江守は與三郎こ申す時、明智日向守内にして、若年たりこいへ共一騎當千の剛の者也。備前長光の刀を明智より給り、本能寺への先手也。其の後高野山に有之を太閤被召寄、御目見致し、關白秀次公へ御附被成しが、秀次公御生害の後、今枝内記一所に當御家へ被召出、道空こ改め、子息勘兵衛に家督を譲り、光高公の御前にて昔の武功の御咄共申上げ、御寵愛不斜、勘兵衛代に成りて御分國郡中の御沙汰共、いか様共勘兵衛存寄り次第に可仕旨被仰出、諸代官に下知をなす。惣領娘ありて、松平伯耆次男を掣養子にして津田伊織こ云ふ。其の娘を葛巻内藏助に嫁娶被仰付。與十郎十四歳の時、伊織子息龍之助十一歳の時分、切々能を興行あり。面かけずに或時は松風・村雨こ成り、又熊野・懂こ成りて、家來木村忠右衛門脇にて、山崎仁左衛門狂言にて、金澤大名小名參會見物影敷繁昌の折節、かゝる笑止成る事



出來すこ、袖をしほらぬ人はなし。右高札を立てける時、公事場より添札立てける寫し。

津田勘兵衛、先年切支丹宗門御改にて高山南坊流罪之刻、彼宗門ころひ申候得共、内心は立歸候様に當二十日此所に札を立候。乍去札之書様慥ならず候に付、御披見に入候事難成間、七日之内に密に爲告知、其身罷出御穿鑿於落着は、最前御定之御褒美之上に増被下候様に可申上候。此上申顯さず候はゞ、右之札意趣に立たるべき者也。

十月二十三日

奥村源左衛門

岡嶋市郎兵衛

小塚藤右衛門

右板津左兵衛に書調へさせ立置かれけれ共、何の重ねて異儀も無之。去れ共指置き難く、江戸へ下向き聞えけり。

三壺聞書卷之十八

家綱公御誕生の事

寛永十八年八月三日に、將軍家光公の御若君御誕生被成ければ、天下の悦何事か是にしかんや、諸國の諸侯より御産着大小の御腰物・樽肴・御馬代、國に在る人々は名代の使者、天下御世繼の事なれば、日本國の靈佛靈社八大龍王まで守護を加へ奉る。御代々の御吉例にて、御名を竹千代丸様と號し奉り、天下の諸侯より御腰物・御脇指献上あり。

長光御刀	國次御脇指	尾張殿
同	同	紀伊殿
同	同	水戸殿
正宗御刀	義弘御脇指	利常公
二字國俊	來國次	松平越後守殿
増屋郷	來國次	松平筑前守殿
一文字	新藤五國光	松平薩摩守殿
和州包長	來國俊	松平長門守殿

來國光	安吉	松平出羽守殿
信國	正宗	松平新太郎殿
備前眞長	國光	松平隱岐守殿
菊一文字	來國光	松平右衛門佐殿
光忠	吉光	加藤式部大輔殿
備前長光	來國光	松平阿波守殿
來國行	兼光	鍋嶋信濃守殿
延壽國泰	相州行光	藤堂大學頭殿
來國光	左文字	上杉彈正大弼殿
包永	國光	佐竹修理大夫殿
左國吉	國綱	森内記殿
備前眞長	來國光	伊達遠江守殿
正恒	國光	松平土佐守殿
定利	信國	有馬玄蕃頭殿
光忠	吉貞	保科肥後守殿
來國俊	來國光	井伊掃部頭殿
春屋長光	久國	土井大炊頭殿
來國光	同銘	酒井讚岐守殿



重助	安吉	堀田	加賀守殿
延壽國信	則重	酒井	宮内少輔殿
但馬國光	新藤五國光	戸田	左門殿
來國俊	國光	小笠原	右近大夫殿
來國光	青江吉次	松平	越中守殿
包光	國吉	松平	式部大輔殿
正恒	包長	本多	内記殿
則房	來國光	奥平	美作守殿
一文字	吉光	立花	左近將監殿
守家	國次	酒井	河内守殿
備前三郎國守	義弘	永井	信濃守殿
門國	次貞	水野	美作守殿
光重	國重	丹羽	左京大夫殿
正恒	次吉	南部	山城守殿
守家	安吉	堀	牛之助殿
長光	安吉	松平	安藝守殿
左吉貞	境志津	松平	下總守殿
來國光	同銘	細川	肥後守殿

此の外御脇指一腰宛の人々は爰に略せしむ。都て御刀七十七腰、御脇指百五腰也。大小合百八十二腰、献上の諸侯百三十三人也。何れも御拵等結構を盡し上げさせらる。君が代の千世へんこてのしるしにや緑色ます住吉の松松枝の久しき御代を仰ぎつゝ、民もおしなへ悦びぞする千秋萬歳の聲のみにて目出度かりける事共也。竹千代様御小姓御胎内より被召置事爰に加州利家公越前府中に御在城の時、義景浪人舟橋に居住す。久津見善兵衛とぞ申しける。此の者利家公に被召置、加州へ来る。三人の子供あり。善兵衛死去の時、庄右衛門、半左衛門、忠兵衛とて三人に家別れ、何れも御知行被下。惣領庄右衛門妻は天徳院様御召仕の女中にて、江戸より來れる女也。此の夫婦の中に娘一人有之。父庄右衛門死去に依りて、奥村快心の家來音山道榮息子を以て養子に被成、則ち名跡被下、久津見庄右衛門とぞ申しける。此の夫婦に男子二人、女子一人ありて、父庄右衛門死去す。兄四歳、弟二歳、娘は當歳也。庄右衛門後家つくづく案するに、此の子供成人してたこひ御知行被下とて、其の間久しかるべし。又

母もいまだ年若也。所詮は江戸へ娘を連れ行き、御城へ奉公の才覺致し、子供の成人するを待ちて見ん。我も當所に一門もあらばこそ立寄る方もあるべけれ、命ながらへ又こそ申通じ候はんこ、二歳の弟を音山道榮夫婦に渡し、兄の主水と娘と其の母と我が身四人、江戸へこそは参られけれ。頓て江戸へ参着し、春日の局へ案内して、母も娘も諸共に御城へ被召出。母を中し申して十人の表使に加り、娘は音羽と申して竹千代様の御母君お樂の方に被召仕、二人の子供を部屋にてそだてける。然る所にお樂の方御懐胎と聞きしかば、天下の御世繼にておはしませこ、天神地祇への御立願諸國共に願ひ奉り、別して女中方日々夜々の祈願共中々申す計なし。早や御帶祝ひも過ぎて、春日の局御意を得られけるは、何方にて御安産なさせ参らせ候はんやと申上げ奉る所に、下へおろし可申由上意也。其の趣を申しければ、お樂の方仰せけるは、我が身の事は何方にても苦しからず、若し御若君にてましまさば、大臣の御位は月日星の御位さかや承る。左様に御座可被成若君を、下にて御出生の事勿躰なし。いかゞ各々思召すやこありければ、其の通

り重ねて達上聞けるに、其の儘置可申旨上意にて、居成に御産所を究めけり。夫に付きて折々は家光公局へ入らせ給ひけり。或時家光公お樂の御局へいらせ給ひし時、音羽がせがれ主水は走り出で退く所を上覽ありて、誰が子とぞ御尋ありければ、春日の局申上ぐるは、中が孫、音羽がせがれにて御座候由申上ぐる。是へ呼べとて被召寄、主水御前に畏る。家光公お樂の方に御ゆびさし被成、あの腹なる子は男子か女子か申せと上意ありければ、主水居たる所をすつと立ち、着たる小袖のつまをかきまくり、腹を御前へやりつけて、是にて候と申しければ、からからと打笑はせ給ひ、能く申たる物哉、夫ならば汝を小姓に附置く也。側に居て能く奉公申せと上意あり。女中方は一同に、扱々目出度御事也、能く申したる主水哉と聲を揃へてほめにけり。春日の局被申上は、京・田舎にて辻占と申す事を承り候にも、幼き者の申す事を證に仕る御事にて御座候。若君様に疑ひなく、御代長久の御瑞想何事か是に増るべきと被申上。案の如く若君にてましませば、主水は御胎内より附き参らす事なれば、御相伴にて朝夕を被下、成人の頃松平和泉守



に御預け、元服して又助ごぞ申しける。末頼母敷事成るに、餘り果報がち成る故か早世すること哀なれ。加州に残りし弟は音山道榮取りそだて、十六歳の時庄右衛門名跡を利常公より被仰付、御知行被下置。佃源太左衛門掣に成り、男子女子出生して母空敷成りければ、兄弟ながら又江戸へ音羽方より呼寄せて、兄を主水ご名付け、先の又助名跡に被仰付、不相替出頭しけり。不思議なる御縁にて御近習に徘徊す、難有御事ご申しけり。

稲葉左近切腹の事

寛永十八年七月上旬の事なるに、光高公は西尾隼人・丸毛道和・古屋所左衛門を被召、稲葉左近方へ参り可申間は、其の方罪科の事我れ不知。先年利常公へ對し奉り楯を突き申すに付き、今に何共不被仰出其の分になし置かれ、追付き御隠居被成。我れ既に家督して金澤へ入城せしめ、中納言殿御憤を謝せずんば不孝の罪を蒙る也。罪の輕重は遠慮ありて御尋に不及。兎角其の方が一命を我に得さすべし。不便には思へ共早々切腹可仕旨被仰渡。何れも畏りて御前を立ち、左近方へ罷越し座敷へ呼寄せ、御意の通り申聞け

れば、左近承り、誠に以て難有御意にて候ものかな。父命を重んじ、御孝行の道に叶はせられんに、我が命を御用に立候事、生前の本望に奉存所に候きて、行水して何れも御苦勞の段一禮いたし、いさぎよく切腹致しけり。弟の宇右衛門も一所に被仰付。哀成次第なり。抑此の稲葉左近は、最前利常公御若年の頃、稲葉美濃守殿口入にて被召置、御用等被仰付、諸事才覺人にて裁許共御意に應じければ、能州の郡代に被仰付。其の先には寛永の初の頃まで山口彌五兵衛裁許也。昔七尾には慶長の時分前田修理殿御座被成、石黒覺左衛門所司代也。扱稲葉能州へ初めて村廻りして、先奉行の手に私曲の儀、非義の沙汰等有之は目安を以可申聞、公儀へ相斷り望を叶へさすべしと觸れければ、百姓共申しけるは、先の御奉行に非義等の事少しも無御座旨申しけり。此の沙汰兩殿へ相聞え、山口彌五兵衛手柄の旨御譽被成由取沙汰あり。其の後左近つくづくご思案して、利常公へ申上けたるは、能州は昔利家公の御時より御領知にて、大かた給人知にて御座候。越中は御公領多く、能州は山海の珍物出づる所多し。上方の船便も宜しく御座候間、能州

を御領に被成、越中を家中へ出ださせ被下候ば、可然候はんに申上ぐる。御意には、尤なれども先年より取來る分は是非もなし、自今以後越中にて可被下旨被仰出けるに、跡目・新知漸くにすり替り、能州大方御領に成りにけり。諸給人は越中下免にして、早損・水損難儀ごこそは聞えける。又鳳至郡の内甲村の肝煎九門ご云ふ者、大身に富家也。此の者近在の小寺の坊主ご公事を致す。左近批判にて九門貢公事に成り、九門を捕て火罪被申付。其の時九門腹を立て、此の報ひを左近に思ひしらせんご、悪口致し果てたりご沙汰せし也。其の後富田下總相司にて公事場奉行被仰付、又其の後公事場を替りて武器土藏裁許・御算用場をも司る。左近下知にて能州に小代官ありて勤めしが、一人は田川次郎右衛門ご云ひ、一人は板屋兵四郎ごて辰巳用水の堀の指圖致しける者、此の兩人は算勘達者故被召出代官を勤めけり。此の兩人の手前の算用を左近吟味せられしに、左近種々の非分を申しかけ、兩人引負銀拾貫目計にたみ上げて達御聽、一門懸りにして取立てれば、兩人手ご身になり、妻子家等にも離れ、難儀千萬申す計なし。兩人の者思案して、我々

道橋御藏の破損修理、又は新藏造立、一つごして左近殿指圖の外はなし。其の時の勘定等速に逐けたり。然るに我々私曲の様に御聽に達する事こそ無念なれ、たごひ我々存分達せずご云ふ共、せめて申わけして乞食にてもせばやごて、年々左近が私曲非分共、並に自分の申わけ巻物一卷書記し、上通り江戸へ御參觀の節、金津の上野にて目安をかつき上けにける。御近習の人々他國地にて目安上け奉る事沙汰の限り也。御國へ罷歸り御意を待つべしごありければ、金澤・小松に浪人してこそ待居たれ。去れ共彼の目安を被取上、御道中にて御覽被成の由取沙汰せり。翌年御歸城あつて、房州・城州・因州三老へ被仰出、稲葉左近手前を御吟味被成けるに、目安の面御不審の條々申わけ、しごろもごろに不首尾なる儀共にて、老中も興を覺まし、先々左近退出せらるべしごて、宿へこそは歸りけれ。數日程經て又荒木六兵衛奉行にて、左近早々登城可被申、御尋の儀有之由申來る。左近惡敷心得たるにや。御尋は先年安見隠岐を謀事にて流人に被仰付、定て其通り成べし。爰にて切腹仕るべし、御檢使被下候へ。御用の儀有之候は、是にて可承候。登城の



儀は仕間敷申して登城せざれば、六兵衛重ねて委細申含め、早々申遣す。兩度の御召に登城せず。此の上はいか様の御意もあらんご、家來の者暇を望む者には暇を遣し、留まる者には衣類道具を縁引に遣し、用意して待ちける由金澤中に沙汰し、殊に彼は鐵炮玉藥の御藏も預り屋敷の内に入り、近所も騒動して、手前手前に其の心懸して、兵具の塵打拂ひ、鞍置馬に心を添へ氣遣ひしてありけるが、去れども何共御意なかりけり。左近は宿所に打籠り、時節を待ちて居たりける。其の後光高公御入國被成、右の通り仰付けらる。何れも御尤も申しけり。光高公宮腰口へ御鷹野ご觸れければ、皆御供中も揃ひて登城す。稻葉左近前を御通り、長九郎左衛門前へ御出で、安江木町を御通りご披露せしかば、屋敷屋敷より門の前掃除して、左近跡先辻々に足輕番を付け、往來の人々を留め、左近兩脇・後町には登階子を用意して、近所の人々何かあらば堀を乗越えんご心懸ありけるが、無異儀左近切腹の掛聲聞えければ、扱は事濟みけるご安堵の思ひをなす。檢使も埒明きて登城し、委細言上致しければ御褒美被下、骨折の段御意被成けり。

利次公御入部の事

同年十月中旬に淡路守殿富山城へ御着被成、大聖寺飛驒守殿ご御代り也。其の年の春より富山へ引越す人々には、富田下總・同右衛門・近藤・甲斐・瀧川玄蕃・松平久兵衛・不破内記・村隼人・同勘左衛門・那古屋藏人・生田四郎兵衛・岩田勘右衛門・堀田左兵衛・淺野將監・三輪彌市右衛門・堀才之助・蟹江主膳・富田彌五作・秋山左助・入江權兵衛・淺野五郎左衛門・西尾五左衛門・多羅尾勘兵衛・山崎長兵衛、其の外小將・御馬廻・御歩行・御鷹匠、思ひ思ひに作事美々敷造營し、富山繁昌にこそ成りにけれ。新川郡は小松の御領なれ共、御父子の御間也、百塚に俄に御城御取立もならざれば、替地被進御居城也。地子・小物成は小松御馬廻組ありて裁許致しけり。

光高公江戸御參觀の事

寛永十九年正月元旦に御家中の御禮請けさせ給ひ、五日に御能被仰付、人持・物頭御振舞被下。年内より今春權兵衛・春藤勘右衛門其の外役者共罷下り、御松離子も相勤め、拜領萬々目出度御事。追付き御能式三番相濟み、高砂より吳

服まで七番也。其の内海士一番は淺井紀伊之助に被仰付。光高公の御座の右に天徳院泉滴和尚・波着寺法印着座也。千疊敷の正面に本多房州くより頭巾にて着座也。縁通りは御家中の少人数百人並居たり。瀧野長兵衛御前の白洲に伺公して、御用ごも幾度も承りへんばいす。扱役者共に鳥目・吳服共を被下ければ、小將衆要脚廣蓋持ちて舞臺へ相續く。奥村河内は舞臺の中座に着し御小袖を被渡、大夫より始り、舞臺掃掛の孫左衛門まで頂戴す。誠に以て目出度御事申す計なし。斯くて三月中旬に金澤御發駕をぞ被成ける。

利常公御歸國の事

同年五月二日に利常公江戸御發駕、下通り御歸城の所に、小松懸橋の爪又は嶋田の近邊まで、小松の人持・物頭・御用人近御迎に被出けれ共、何ごやらん御機嫌不宜御容躰にて、何れも登城被致相詰めける所に、小松に御留守の物頭・出頭人、小松の内にて御目見致しける事御意に不入。扱被仰出は、越中境・善光寺・高田迄も御迎に罷出可申所に、宿に居ながら不罷出事心懸のなき也。いかなる用事も可有

事也。江戸より半途までは江戸より送り、國よりは又半途まで可罷出所なるに、沙汰の限り也。さて、物頭分は閉門被仰付、結局金澤より相詰る衆、江戸より御供の面々、翌日より被召出御用共被仰付、小松衆は難儀してぞ居たりける。去れ共頓て御赦免被仰出、御用相勤めらる。三侯に御亭を被仰付、或は中土居の御普請、葭嶋の御花鳥等被仰付出來す。池上又右衛門・横地善九郎預り裁許す。

三谷喧嘩の事

同年七月は、小松町中近在所々の橋詰にて踊ごも盛也。利常公被聞召、申分無之様に申付けよご古市左近に被仰渡。奉畏候ご御式臺の長谷川少太夫・石川治郎助等に申渡し、小道具の小者ごも召連れ辻々へ罷出で、猥りに見ゆる者をばしかりて制す。三谷には小幡右京屋敷に相撲ありて、近在の強力者集り興行、見物も夥敷群集す。然る所に黒田頼母は黒綸子に紅裏の投頭巾にて、若盛の事なれば裝束美々敷踊場へ出で走廻り見る處に、津田玄蕃子小將二人、若黨一人召連れ小松より踊に罷越す。白手拭にて覆面し、振袖長々ごして大小指し、其の時分のくにやをざり、たんだお



なきやれ思ふかたへ踊りける程に、諸人面白がりける折節に、頼母は色々のたはふれごこの上にて、ふくめん追取りければ、一人の子小將立廻り、狼藉也。刀を抜き頼母を一討うつ。堀采女後に在合せ、子小將を打留る。覆面さられし子小將、頼母三つ三つ切結ぶに、頼母に切伏せられ、小將二人は枕ををならべて討れけり。相撲も踊も崩懸りて、小松へ退くもあり、在々へ走るもあり。頓て小松へ聞えければ、馳來る人数は幾千人なり。然れ共頼母は三谷へ引取つて看病せり。此の勢に小松の踊もやみて三谷・小松は見廻談合に夜を明す人々多かりし。明日朝になりて津田玄蕃、是非共御聞に達し、相手を切腹せしめん云ふ。前田内藏被申けるは、玄蕃殿の仰尤に候へ共、頼母は正敷御從弟の事なれば、又者の相手に成り難し。兎角御聽に達し御意次第可然し、有りの儘に御耳に被立ければ、頼母は御追放被成、玄蕃には堪忍可仕由被仰出、是非に不及夫にて相濟みけり。玄蕃は門番二人成敗し、相添出ださる若黨は追放被申付。依之其の年の踊・相撲は止みにけり。子小將一人は大澤惣兵衛惣領、一人は長九郎左衛門給人の子なり。

八條様へ御縁組の事  
公方様より内々上意にて御縁組被仰出、洛陽桂の御所八條宮様へ利常公の姫君おふう様御婚禮の御用意出來し、江戸より九月十二日京都へ御發駕被成けり。奥村河内・熊澤兵庫・石川忠左衛門・森權太夫、其の外御用人多勢御供にて京着被成、目出度御祝儀は相濟みにけり。姫君は國母へ被爲入御對面被成、御進物共夫々に上げさせられ、光高公より利常公へ、閏九月四日伴八矢を御使者として、御馬代銀五十枚・御樽肴津田立蕃方へ御披露被遂し所に、御満悅の旨御返書被成、八矢へ銀子御腰物被下、江戸へ歸りけり。

天下の饑饉の事

寛永十七年・同十八年耕作不出來にて在々難儀に及ぶ。是は六・七月丑寅のくろあいの風吹き、草木悉く不實、百姓共喰物斷絶して、諸給人に未進多く難儀に付き、小松・金澤在々より百姓共被召寄水間度々の糺明、家財は申すに不及、人馬を代替て取るこいへ共更に及ぶ事にあらず。小松には人々手前何程の未進云ふ事帳面に記奉入御覽、千石に付き二百石・二百五十石・三百石に及ぶ。半納は公儀より

御貸米被遣未進に添はせ、半納は捨りになり、何れも是非に不及儉約になり、下々の奉公人は大かた未進の方に罷出奉公す。其の外下々の男女、扶持方のみにて召仕ひけり。江戸より京都の海道、北國筋人馬の飢饉死人、路次にみちたり。十九年の夏金澤米五斗三十二匁の直段、五・三日の間也。夫より當作直り豊年に成りて、暮に至り金澤米五斗九匁宛に成りにけり。

綱利公御誕生の事

寛永二十年の春利常公江戸御參觀也。光高公金澤に御入城被成ける。江戸より上使として田中主殿介殿御越に付き、光高公松任まで御迎に御出也。御馳走人として寺西主馬・鶴見左門也。堤町淺野屋にて御馳走申す計なし。追付き被罷歸、こや角もある内に、十月にもなりぬるに、光高公の御前様御産の催しますよし、江戸より日々の御飛脚にて、早々御參觀可然旨御内書有之に付き、俄に十月二十二日御發駕被成、晝夜共に御急ぎにて、七日の御道中、同二十八日に御着府ありて、追付き御登城被成。公方様一入御機嫌能く御目見も相濟みけり。御城より御上屋敷へ女中方

の御見舞、乗物・騎馬櫛の齒をひくよりも繁く、御奥方・御表座敷御出入衆、晝夜御老中御一門方の御見舞、御門外は馬の立ち所なし。十二月十六日御安産にて、殊に御男子御出生、上下の悦大かたならず。御抱守吉田覺右衛門・渡部左兵衛・今井左太夫・今村勘右衛門被仰付。則ち御名を犬千代丸様と號し奉り、圍繞渴仰言語に不及。御一門方其の外御念頃の御大名並に御家中より、御腰物・御産着・樽肴進上也。御分國中萬人の大悦、家々の推賞萬歳を唱へ奉る計也。

宮部彌三右衛門妻下女に被殺事

同年秋小松霞嶋の内宮部彌三右衛門御番の留守に、妻女うたゝねしてありけるを、腰元の小女郎十四歳に成りけるが脇指をぬき、右のほうさき一太刀打つ所を、外の女共聞付けて小女郎を捕へ、近所の者を呼びて手負をかんばんやうし、其の内に彌三右衛門罷歸り吟味する。子息市郎右衛門は御小將の内にて御供也しが、母存生の内に逢はせ被下候様に組頭へ願ひければ、江戸より御暇給り罷歸り、母存命にて様々看病致す。彼の女は籠舎致させ、療治様々するこいへ



共終に死去致しければ、跡ををさめて法事執行し、忌中も相濟み、彼の女を取出し糺明して、同類又は頼みし者を尋ね、様々の呵責に苦勞を致してありの儘に白狀す。人に頼まるゝにもあらず、同類も候はず。日頃此の内室嚴敷人を召仕ひ、少しの事にも手荒なる事度々にておそろしく存候處、去る方より音信に菓子到來す。彼の小女に預け置かれしを、誰か取りけん、又鼠にさられるやらん、奥方の耳に立つならば例のせめに逢ひなんこ存じ、切殺して自害せんこ、小者部屋へ行き、脇指取りて出づる由白狀す。今江の松原へ馬にのせ連行き、竹鋸に引かせつゝ磔にぞ懸けらるゝ。其の頃年寄りたる者の語りけるは、主人を殺す事八逆罪の科なり、尤重科の事なれば、いか様に呵責せしめてもあきたらず。去れ共命をさらるゝより大きなはなし。焼がねを身に明き所なくあて、鉛をわかして流しかけ、命有るか無きかと思ふ程にして如此被行事、餘り過ぎたるかしやく也。夫をいかに云ふに、慶長十四年の頃不破彦五郎にて千五百石の身代也。此の内室の腰元にせんこ云ふ小女あり。茶を運び内室へまるらせけるに、折節草紙

を讀懸り、餘り面白くやありけん、其の茶を取りて側に置き、草紙を詠めける所へ、虎毛の猫來り、右の茶を呑みける。やれ此の茶を捨てよとありけるが、猫一足・三足よるめき倒れ、淡を吐きて死したり。不審なる次第にて、彼の女を捕へてきびしく尋ねけるに、茶の間の女彦五郎と密通度々に及びけるが、彼の女尾張町木藥屋丹齋方へ參り、砒霜石云ふ物を買取り、粉にして茶の中へ入候由ありの儘に申しければ、彼の丹齋吟味に及ぶ。丹齋申しけるは、其の藥を賣渡し、みせの端へ出で、毒藥を賣渡す由再三呼はり渡し申候。我等一味の儀は無御座と申せども、丹齋並に茶の間の女房・小女三人を牛にのせ、金澤中引渡し、才川泉野にて火罪に仰付けらる。丹齋角頭巾を常にかぶりしが、火焰の中にかぶりければ、後々まで丹齋帽子と申しける。然るに彦五郎夫婦子供打續き死去ありて、他家より名跡を繼ぐと云ふ。又杉江兵助と申す人は、利家公御子小將にて左門と申して覺え目出度かりける。此の家來を城ヶ端へ米拂に遣しけるに、知行米を賣り代銀取りて欠落しければ、彼の者の妻女とせがれ十五歳なるを、才川橋の上坂の

上に磔に懸け給ふ。其のせがれ美少年にて、若き者共執心多く、身替りに云ふもあり、追腹せん云ふもあり。毎夜其の下へ行き題目念佛申して弔ふこいへり。然るに此の兵助に娘二人あり。姊は大橋外記に縁組し、妹は高島主膳に妻合す。兵助死去の節、大橋外記子を兵助に被成、家督被仰付けるに、小松にて癩病を煩ひ早世也。故兵助娘を不便に思召し、大川勘兵衛と云ふ覺の侍村井家の臣也。此の子長八郎を踊子に被召出。随分發明者にて出頭也。彼を兵助後家養子に被仰付、他人の家にぞなりにける。高島主膳は病死の時、三歳のあぐる云ふ娘に、九里覺右衛門第十三歳なるを縁組被仰付、主膳に被成けり。主を殺し親をなみする事大罪なれば尤なれ共、怨をむくふには輕きをよこし、恩を報ずるには厚きにしかすこいへり。分際過ぎてかしやく苦痛せしむれば、必ず其の報ひありて宿敵と成るこいへり。其の身にいか様の罪あるやらん、官部も無心許と申しけり。

江沼郡那谷觀音の事

正保元年秋の頃利常公御鷹野の折節、那谷の岩屋を御覽可

有とて御出ありける所に、高さ十丈計の石山に、老木・枯木茂りあひ、藤葛はひまこふ。山の間に洞ありて、其の中に觀音堂を建て、眞言坊主一人花王院と申しける。是を召し縁起を御尋の所に、坊主畏りて縁起の卷物取出し、其の次第を申上ぐる。傳へ聞く、當山は人皇四十四代元正天皇の御養老年中の事なるに、越前國雄智の山中に泰澄と云ふ行者あり。此の所へ來り巖の景を見物し、暫く逗留ありし時、朝暮此の山に紫雲たなびき、空中に觀世音の像を拜し奉る。泰澄不思議の思をなし、靈佛靈神のましますやと讀經して、巖の麓に徘徊ありし所へ、鳥一羽飛來り浮石の上にとまり、こゝこゝとつゝきけり、不思議に思ひ石を除き掘りて見れば、御長六寸六分の圓浮檀金にて鑄立てたる觀音にてまします。扱こそ思ひ、所の吏官に命じ岩洞に堂を建て安置し奉り、讀經通夜せられ、暫くまざるむ夢の中に僧一人來つて。加賀の國末久方に守らんこ幾世を経てか茲に有けん此の御夢想を蒙りて有難き思をなし、可然僧を置き社堂を守らしむ。瑞驗あらたましまし、寛和年中に花山法皇此



の岩屋寺に御幸し給ひ、山の景を散覽あり。和國に珍敷仙窟也。則ち此の山に皇居なし給ひ、入寛禪定法皇と號し奉る。其の時分勅使立ちて、左大辨宰相下向也。暫く逗留の所を今に勅使村と云ひならはし候。近郷の山々を法皇御幸あつて御見物度々に及び、少し御歩の所を人恐れて沓をぬぎ往還す。はだし坂と云ふは是也。法皇崩御の御時天より天蓋下り、御輿の上に覆ひけるを、天蓋橋と今に申候。葬り奉る所を菩提と申す。在所是にて御座候。入寛法皇御在世の時三十三所の札所に可被成て、三十三所の初は熊野の那智、終りは美濃の谷汲にて打納む。前後の寺を取り那谷寺と號し、岩屋寺を改めらる。寺家二百五十ヶ寺、又は三百ヶ寺に及ぶ事もあり。甲冑を帶する衆徒三百餘騎、國中兵亂の節は一方の味方となる。かゝる名所の古跡にて候へども、其の後荒れ果て、酒甕・酢壺のかけのみ残り申候。申上りければ、利常公追付き御再建可被成て、石切の勤七に岩にきざはしを仰付けられ、所々に石燈籠・石堂など作らせ立てさせられ、京・大坂より唐木を御取寄せ、御堂御建立ありて御祈願所と被成けり。かゝる越の山中に無

垢世界のあるべきは誰か知るべき。祈願誠を以てすれば利生あらずといふ事なし。此の縁起御尋の節、御供廻りの人々在所の肝煎方に休息す。亭主の祖母一人百八歳に成る云ふ。此の祖母申しけるは、我れ信長様・太閤様の御時代より存命仕候。此の谷々山々に大材二抱三抱の木生ひ茂り、日影も見えぬ程にて、寺社の廻廊入違ひありけるを、柴田殿の時分より伐り採りて、小松・大聖寺の用木薪になりて、皆丸山になり申す由物語致しけり。

利常公江戸御參觀の事

正保二年二月十五日未明に、小松二の丸御假屋より御發駕被成、松任にて御辨當光高公より上げさせられ、御機嫌能く津幡近郷御鷹野被成、日暮に至りて今石動へ被爲入、方々へ御鷹匠に御小將一人宛被遣。利常公も芦毛の小荷駄に召され、菅笠を召し、御鷹野に被爲出、御御柄をば武藤少兵衛、鷹匠の假名を書付け御前へ指上ぐる。御柄奉行市川五助・山崎市兵衛・小倉四郎兵衛三人預りて、御意に隨ひ拂ひけり。其の時方々より上ぐる進物は、中川彌左衛門御前へ取次ぎ、前波三郎平・山田九郎右衛門御進物奉行相勤めけり。

二・三日石動に御逗留ありて、高岡へ被爲入、御鷹毎日野へ御出し、御自身も御出被成、夜話になりて諸奉行群集す。中村久悦御用共承り申渡す。御御柄共、金澤老中を始め人持・物頭・小役人等まで何れも拜領す。宮城采女・淺加左京は、瑞龍院様の御墓所石塔の工地を作らせ奉入御覽、繁久寺の差圖も究りけり。昔より越中は川たくさんにて橋かけず、七不思議の内也。大小に付き一つも橋のなき所なるを、悉く橋を可被仰付て、橋の工地を作り奉入御覽。何れも大川共に舟渡し、小川は歩渡りにて、在々所々の運送御調物を川へ投打ち難儀仕り、常に願の事なれば諸人難有奉存る。英賢様御年忌にも成りぬれば、報恩謝徳の御志廣大無邊の御事、末代に至るまで難有と申しあへり。越中に三十日計御逗留被成、三月二十八日江戸御着。卯月朔日御登城、同日御上屋敷へ御振舞に被爲入、御一門中指集り給ひ、御機嫌能く神田へ御歸被成けり。

光高公御逝去の事

三月二十八日利常公江戸御着府の日、光高公板橋まで御迎に被爲出、御行列見ゆる時分になり、光高公御馬より飛び

下り、御駕籠の傍へ走り付かせらる。利常公も御乗物より下りさせ給ふ。御機嫌能く御着、恐悦奉存由被仰上ければ、其の方御無事珍重存候、早々先へ御越候へと御意ありければ、奉畏候、御先へ罷越可申候、御屋敷には内藤外記・高木筑後被待居候と被仰上ければ、心得て御申候へと御意被成、御乗物に召し御下屋敷へ入らせ給ふ。御門の下に犬千代様御座なさる。利常公御乗物の戸を開かせられ、御言葉懸け給ひ、御屋敷へ入らせ給ひ、御屋敷にて御膳等も相濟み、御上屋敷へ御同道にて御着被成けり。同日御口祝の御振舞過ぎて、翌五日は酒井讃岐守殿正客にて、小堀左馬介殿・酒井雅樂頭殿、其の外御一門方御上屋敷にて御振舞相究り、利常公へも御入被下候様に被仰上處に、昨日早や御祝義相濟み、今日は昨日の御困勞にて御斟酌に思召すの由御返事被成けれ共、是非に御出被遊、御挨拶被成下候は、忝可被思召との御事にて、五日にも御上屋敷へ御出被成けり。酒井讃岐守殿・宮城越前守殿・小堀左馬介殿・溝口金十郎殿・岡田將監殿・松平安藝守殿・織田出雲守殿・中根壹岐守殿・内藤外記殿・高木筑後守殿・前田右近殿兄弟・溝口源



左衛門殿・同孫左衛門殿・横山内記殿・本多帶刀殿、何れも表御座敷の御振舞、御膳も相濟み、御酒宴半に光高公御目まひの心地にて、御正氣取失はせ給ふ。何れも肝を消し、興覺めてぞ見えける。安藝守殿御後を御抱被成、利治公は御額を持たせられ、御氣付藥・針灸等取々様々の御あつかひ、御醫師玄塚法印被召寄、灸治可被成て寸法のために拔穂を乞被申ければ、青木權十郎心得て元結を引抜き押延べて渡しけり。灸を被成けれ共、次第次第に御面相も替らせ給ふ。御客衆を初め何れもあきれ果て、言の葉もなかりけり。御奥方へも聞えければ、御前様あつこ宜ふ。御聲の下より、すでに絶えらせ給へば、御藥御氣付まであわてふためき騒動す。今朝の御膳もいまだ不被召上、何れも難儀に存じ奉り、光高公少し御氣付かせ給ひ、粥を上り候はんこて御奥にて拵へ、御膳を表へ遣しけり。其の時御前様にも御正氣付きければ、御相伴に粥を上らせ給へて、御局岩崎・今井・松村なご取々に進め奉り、少し上らせ給ひけり。御前様御心付かせ給ひければ、是非共表へ出で、御氣色の御容躰を御覽可被成し仰せられ、幾度も出でさせ給へ共、

女中取付き奉り、御客衆も多く御座候由申上げ留め奉る。暫く東西鎮り返り、人聲打絶え、十方を失ひあきれ果てたる有様は、言語に絶する所也。御客衆も追々に立ち給ひ、御一門方は御次に茫然として御詰被成。利常公御一人御歎き入りて御座なさる。竹田市三郎は神田の御屋敷へ人を遣し、御前に人もなし、早々誰にても可被參旨申遣す所に、御屋敷には作事普請等も相止め、上下上御屋敷の吉左右を相待つ所に、竹田市三郎よりの書狀來る。石黒權平御留守仕り、御次の間には河合宗仁・福田彦左衛門・出野善太郎、是等も一所に罷りある。別所三平・河口長太郎・山本五郎三郎に早々可被參旨申渡し、何れも御上屋敷へ参りけり。青木權十郎利常公の御前へ出で、謹みて申上げ、るは、乍恐御歎の儀言語に絶し奉る。去れ共殿様左様に御歎被成候ては、下々定めて長夜の闇に成る計に御座候。犬千代様御座被成候上は、御力を被爲添候はゞ難有可奉存し申上ぐる。其の時實もやご思しけん、御涙を拭拭はせ給ひて、奥へつこ入らせられ、御前様に御意被成けるは、犬千代いまだ幼少也、筑前殿は居不被申、今は御姫より外に便なし

こ、御袖を御顔に押當てさせ給ひ御歎き被成ければ、御前様わつこ計にて、早や絶え入らせ給ひ、惣女中は一度に聲を上げ、御殿もゆるぐ計に歎きけり。其の内に御前様の御看病を仕るもあり。利常公は神田へ入らせ給ひて、三日御食事上り給はず、江戸中は御上屋敷・やよすがし馬乗物幾千萬、武家・町方おしなべて此の君を惜み奉り、袖をしほらぬはなかりけり。金澤へ飛脚立ちて、御分國は不及申、道中宿々馬繼に上下老若、一子の別れは物かはご歎きしたひ奉る。坂本に御人を付置かれ、金澤並に國々よりの弔衆を帳に付け押留め返しけり。利次公は先達て江戸へ御着府被成、利常公に御目見被成けれ共、何の御挨拶もましまさず。夫より御遺骸を加州へ送り奉る御用意を被成けり。

御尊骸加州へ送り奉る事

尊骸を金棺に納め奉り、金澤へ送り奉る。御供の人々には青山織部・宮崎彌左衛門・脇田小平・石黒左近・伊崎彦兵衛・矢部覺左衛門・氏家久兵衛・加藤半右衛門・長谷川三右衛門・古江五兵衛、其の外御歩行・料理人・板前、御泊御泊にて御靈供を備へ奉り、廣徳寺より出家御供し、毎夜御經讀誦し

奉る。金澤へ御着、天徳院へ移し奉り、御葬送の規式相濟み、御遺骨高野へ送り奉る。其の時の御供には、金澤より前田志摩、小松より小幡下野と有之所に、下野病氣に取結び、寺西若狭に相替る。富山より近藤甲斐、大聖寺より才監物也。其の外御歩行・料理人何れも御供致しける。高野山天徳院にて御法事御執行、御位牌石塔造立し奉り、何れも罷歸りけり。哀なりける有様也。

於金澤御法事御執行の事

五月十日尊靈の五七日の事なれば、五日の法會天徳院にて御執行被成けり。導師の智識は其の頃天徳院泉滴和尚遷化にて、いまだ後住不定。爰に小松玉龍寺の八代目大平山徳岩叟文堯和尚は、惠覺和尚に玉龍寺を相渡し、金澤へ隠居せられ龍淵寺と云ふ、是を導師に被仰付。其の故は第一天徳院泉滴和尚の門弟也。大玄の一派也。此の時節御領國の曹洞宗の智識達を竹笠下になし、祖意の活法を唱へ法間被仰付事なれば、年若なる智識は難成に付き、和尚は其の頃一の大老也。北國無双の智識也。源峯居士・利齋大姊御夫婦の位牌もまませば、前田横山・今枝・岡嶋家何れも崇敬



の御事にて撰び出だされ、御廻向こそ執行せられけれ。御戒名は陽廣院殿前羽林莊殿天良大居士と號し奉る。御分國は申すに不及、上方の惣録の智識、納經、諷經使僧の群集筆紙に不及、其の外非人施行、獄舎の開關、罪科の輕重押しなべて慈助を施し給ひけり。

追腹の事

淺井源右衛門は尊靈の御守として、三輪主水に替り晝夜御前に仕へ奉り、其のいさをしみ深く、あるにあらぬ慕執の涙留兼ねて終に追腹せられ、高野山の御供を白骨となりて被致けり。一騎當千と諸人申しけり。小笹善四郎は常に御露地に被召仕、御飼鳥御預被成けるに、或時相役の村雲次郎助と喧嘩をし、村雲を討留むる。切腹疑ひなく思ひしに、光高公理非分明に聞召被分、御助置き被成ければ、身不肖にして先達て御供は推參至極也、誰か御供あるならば二番は我ご心懸けてある所に、淺井追腹と聞くや否や追付き切腹す。其の身纒なる者にて候へ共、名は廣大に聞えけり。高澤織部・落合勘解由・武部九藏・磯松左内・水野勘兵衛、此の人々は餘りに堪兼ねて剃髮染衣の姿となり、尊靈

の御菩提をいのり奉らんご、修行にこそは出にけれ。

八條様御追悼の事

江戸廣德寺に光高公の御座敷を以て御影堂建立被成、佃源太左衛門御奉行也。一七日大法會執行せらる。公方様より御名代御燒香を御老中被勤、其の外御老中御一門御參詣夥し。洛陽桂の御所八條の宮様より、御追善として紺紙金泥の法華經如來壽量品御自筆に被遊。御奥書に曰。右志所北陸道加越能三州之太守菅原朝臣光高三十一歳にして、孟夏初之五日卒去畢。予結嫁姻而經四箱。雖然終未而哀悼之悲涙深而如海。仍紺紙金泥之一軸書寫之而、以靈魂之備於牌前、而修菩提者也。

如斯の一軸、天良大居士の御牌前に備へさせらる。

寶勝寺千岳和尚追善の事

千岳和尚諷經の日、追善として頌を牌前に備へ奉る。其辭に曰。加越能三國使君者。羽林次將兼筑前刺史。淹在武城幕下。而奉公勞身焦思。一日獲候豫接待賓客。遊宴未罷眩暈顛倒而卒矣。嗚呼哀哉。中時不祥氣。嗟乎惜哉。不幸短命而德

爵不永保。寔中傷有餘。哭慟不足矣。翌日鎖着六骸於棺内。還于加州金澤。便遷于亡母之牌所天德禪院。終作北邙煙畢矣。仍改官名。而號陽廣院殿前羽林莊殿天良大居士。供佛齋僧者日爰連矣。仍比丘辱蒙國恩。而寓居城下者年尙。依是倡臨濟下一派尊宿。而諷經一場次。以牌中二七字按冠履作追悼頌。以奉獻於良公大居士靈前爾。蓋德死哀活之情見于頌所。庶幾者定中點頭。

行住坐臥偃事理

陽々即起陰々止  
誰言昨夜入泥丸  
廣文館裡合稱骨  
拋擲塵勞兼妄想  
院扁陽廣兜率外  
若人德業悉歸仁  
殿中出格羽林郎  
可惜征人有餘德  
前臣堪愛後臣憐  
大命俄遷三十一  
羽林氣勢直還廉

本體如然无上士  
懶見譜殘一卷書  
率陀天上大安居  
觀之老少更無賴  
堪譏佗兼心膽大  
便作近臣觀國光  
恭謙讓上又温良  
賓客唯如驥走泉  
國民仰面哭蒼天  
恬淡淤優氏具膽

美譽芳聲如介石  
山非南地永嵩々  
林人野客有能養  
恩惠甚深無日忘  
短世頹齡士卒愁  
箴醪味水此良將  
將帥惠山高海深  
居常受作視聽箴  
臥安綉枕蟒橫道  
起駕瑠鞍虎出林  
巖頭松色有今古  
老木却榮々木腐  
價傳世門少將名  
龍鳳終不藏鱗羽  
天生格物致知性  
明德齊家治國賢  
雨絕夜深人不見  
杜鵑啼月影堂前  
良執威權機未倦  
托開兩手收弓箭  
□祥駿馬祖生鞭  
老將應言吁我殿  
大君請暇辭宮殿  
小子讓邦遺契券  
會者定離不可哀  
脚頭轉處常樂院  
居士投財去安往  
國人向後有誰養  
威權計策聖賢行  
不務地廣務德廣  
士農工賈幾摧腸  
三國使君俄弔喪  
仁德宜都二卷石  
早曠陰矣雨曠陽  
正保二崩家作孟夏四月其日其辰  
前往正法現少



林自圓成國師十三世的孫千岳宗仍蒲拜

此の外にも追善の詩歌數多ありし也。誠に會者定離の習ひ、哀別離苦の理り頼みなしこかや。

前田志摩の事

前田志摩は尊靈別して御念頃中被成けるに、思ひの外御早世ありければ、御いさをし深く、世の中物つく思はれ、さまをかへ高野山に引籠り、尊靈の御菩提のみに懸、朝夕燈明をかゝけ給ひ、則ち法名了心とぞ申しける。以後には江戸にて草庵をむすびます。御母の祖心禪尼の存命の内、其の面影をも見まほしき故也とぞ聞えける。抑此了心の母儀祖心尼と申すは、牧村兵部大輔光重の娘也。利家公御念頃なる故御養女に被成、前田源峯の惣領美作へ嫁娶被仰付、男子數多出生也。左兵衛・熊之助・孫九郎三人祖心の腹也。かゝる中をいかなる事にや離別ありて、祖心は蒲生氏郷の長臣町野長門に再嫁也。長門死後、將軍家光公に被召仕、別けて御前宜しく、法躰して祖心とぞ申しける。美作は後に内記と申しける。長九郎左衛門頼連の妹を、後の内室に被仰付、内記死去の後竹嶋に屋形を立て住居あり

し故、竹嶋殿と申し、金澤へ引越し法躰して久香院宗伯禪尼と申しける。美作惣領左兵衛又對馬と申しける。安見隱岐掣也。熊之助は今枝民部の掣也。娘一人ありて熊之助早世也。改名は源香居士と申す。左兵衛に男子數多出生、後父卒去ありければ、此の子を長松丸と申して幼少也。孫九郎後見にて家を治め、成長の頃利常公御隱居の二年目に、長松を對馬に被成一萬石、孫九郎は志摩に被成て千石被遣。志摩弟長次郎を權之助に被成、其の弟を主水に被成、何れも御知行被下けり。根本長松の御母は利常公の姫君也。佐久間半右衛門方にて取りそだて、後安見へ養子に被仰付、縁組被仰出也。然るに光高公志摩へ別けて御念頃なる故、常々被仰けるは、我が家督申請くる時節御取立可被成由被仰ければ、頼母敷思ひ被申けるに、思ひの外に御卒去ならせ給へば、世をあぢきなく思ひ、又は悲歎に堪兼ねて遁世この儀尤至極とぞ聞えけり。

綱利公御家督の事

家光公は、光高公の北の御方餘り御歎き切なりと御聞に達しければ、尤道理至極也、歳の盛りこいひ、文武二道にして

北國筋第一の大名なり。我等も愛惜愁傷深しこいへ共、老少不定の習ひ歎きても詮なし。筑前守もこのわらんべになられたりと思はるべし。同六月十三日上使として酒井讃岐守忠勝・松平伊豆守信綱を以て、今年三歳にぞならせ給ふ犬千代様へ御家督被仰出、三ヶ國御拜領也。此の上は返らぬ執着をひるがへし、犬千代成長を守立て給ふ事、亡父も満足たるべき由、祖心・近江なごへ被仰含つゝ、御前様への上使被仰入れれば、流石北の御方も御尤も思しけん、御機嫌取り直させ給ひて御禮被仰上けり。十二ひこへの紅錦繡の御小袖を召しかへられて、清泰院様と號し奉る。御歳十九歳にぞならせ給ふ。花の盛りをかゝる御事、天上の五衰とは申すべしと、諸人袖をしほりけり。其の頃御家來の面々寄合ひ歎き申しけるは、公方様御一門數多御座被成けれ共、光高公程の御念頃なる御方なし。先年上様板橋口にて御鹿狩の御時、御一門中、御譜代衆、御大名方皆々出でさせ給ふこいへ共、光高公は將軍と御手を引合ひ御物語被成御有様を皆拜し奉り、御威光目出度き御事天下に隠れましまさず。御登城被成節は、御城御式臺所々の御番所の歴々何

れも蹲踞し、御引馬御先へ立て江戸中御出被成節は、御三家衆よりいかめしく勝れさせ給ひけり。和歌の道に達しさせ給ひ、御慈悲深く御遠慮深し。かゝる名將御隠れ可被成て、天の告にやあるやらん、其の年の正月歳旦の御歌に。  
我こし三十字に餘る一文字の歌によまる、年の數々加様に被遊けるも不思議也。小松利常公淺間の嶽の下を御通りの日、夥敷大鳴りして人々驚きあへり。御供中肝を消し、是は御大名にたゝるこ云ひ習はすが、あやしき事哉と申しけり。いまださこし有之けれ共畧せしむ。

万菊様御誕生の事

斯くて清泰院様は恩愛別離の御涙かわき給ふ間もましまさず、若君三歳の御時なれば、何の御辨へもましまさず、御いたいけにおはしませば、御愛想を被成、しばしが程の忘草、露の間の御機嫌も直させ給ひ、御ゑみ顔見奉り、女中方は心よげに安堵の思ひをなすこいへ共、まだ晴れやらぬ思ひの雲、心の月も打曇り、時雨るゝ雨に御袂のかわく間もなき御獨居の間の内、杉の板戸の明暮も月日を送らせ給ひけり。殊に只ならぬ御身故、いこゝ御なやみも重りし



が、閏五月十三日に御安産をぞ被成ける。殊に若君にてましませば、万菊様を奉申て、伴八矢に諸事御用共可承の由被仰渡。金澤・小松より子小將をして宮城左平太・佃源八・神戸太兵衛・橋爪長三郎・行山丹助被召寄、若君様に附け奉る。是に付きても母君は亡き人の御事をいさゝ思召出されては、御歎のたねごなりにける。忘形見の若君御兄弟ましませば、御頼母敷思召し、少しは御慰の種ごなり、月日を送らせ給ひける。痛はしかりし御有様、たごへん方ぞなかりける。

利長公三十三回御忌の事

正保三年五月二十日は瑞龍院様御年忌にて、内々より御寺御墓所の御造營美々敷被仰付、御墓所の掃除以下相濟み、御茶湯・灯明なごの御爲に、海老坂の繁久寺を御墓所に御建立被成、御分國中の曹洞宗大衆千人の都合也。其の外風經の衆數百人、五月十六日より五日の御法事の間、日々夜々の勤行、大乘妙典一部讀誦・頓寫・懺法・施餓鬼・拈香・法問・朝參・首楞嚴金剛般若經、一々次第無殘所。瑞龍院様へ御奉公申上げたる人々は、四月二十日より相詰めて御番を

勤む。津田立蕃・宮城采女・市川長左衛門・北川久兵衛四人は惣奉行也。御一門方御焼香、人持・物頭其外不殘參詣也。二十一日・二十二日・二十三日は御能被仰付、出家衆見物、又御郡中百姓等見物被仰付、勿論御施行百石、獄舎開關、御報謝様々也。

利常公御歸國の事

去年は光高公御逝去、萬菊様御誕生、御上屋敷の御事を今枝民部に諸事御談合旁にて、正保三年七月まで御發駕御延引、七月七日に御暇出で、同十二日に御發駕、高岡へ御着の翌日英賢様御牌前へ御參詣御焼香被成、御墓所へも御參詣相濟み、高岡に五・七日御逗留、常願寺川の橋臺なご工地被仰付、追付き御發駕、八月二日に小松御着被成けり。

於竹様の事

利常公小松へ御歸城、御居間の脇に御座敷建てさせらる。御奉行佃源太左衛門に諸事被仰付、御大工伊右衛門・由兵衛指圖を上げ奉り御好出来、早々に急がせ給へば、追付き戸障子繪様ごもに光りかやく事也けり。其の間に稻垣三

之丞、年寄りたる御歩行加藤新左衛門・武部久左衛門なご、京都より京極殿に申す女中を具して罷歸り、九月上旬に移徙ご聞えける。佃源太左衛門申しけるは、御本丸御居間の脇に明地あり、植木花鳥も不被仰付、いかなる御思案やご思ひけるに語りけり。御移徙の御祝、其の時分骨折りたる者共拜領す。其の節佃源太左衛門方へは、御身別して骨折りたるにて、御樽一荷に巻物二本・鳴一番、加藤新左衛門御使ごして京極殿より被下由にて持參す。佃承り、京極殿に申す御方は終に近付にも成不申、定めて門違ひにてあるべきご云ふ。新左衛門申しけるは、一興なる申分かな、御興入の御祝ひ也、頂戴せられ御請を調上げられ候へご申しければ、源太左衛門は、我が心を知らずや、殿様の外に何方より何を申請けたるぞ、早々取りて歸れご怒りければ、新左衛門面目を失ひ罷歸る。古市左近へ其の通り申し達す。其の儘御耳に被立所に御機嫌能く、左近方より可申遣の由御意なさる。左近家老高桑兵左衛門へ口上申渡し、新左衛門に相添へ遣す。其の時佃頂戴して、追付き登城致し御請申上げにけり。其の後追付き金澤より御姫様御迎に被

遣に付き御着城、御前へ御出被成、何共物を不宣、息繼兼ねて御涙を流させ給ふ。利常公御覽被成、如何成事にや姫は機嫌悪敷ご被仰ければ、局御傍にありけるが畏りて申しけるは、恩愛の御中御疎々敷、久々侘敷御住居にて年月を送らせ給ひ、今年十五歳にならせ給へば、一つは御恨敷思召し、又は御對面の御嬉しさかたがたの御涙にて御座あらんご申上げれば、利常公もさすが御父上の御事なれば、御容顔もすこし替らせ給ひ、御いごをしみ深く思召し、誠に姫が道理也、先づなごさませ可申旨被仰出、京極殿へ入らせ給ひ、其の後は御船遊び、那谷参り、安宅の湊の濱遊び、御馳走申す計なし。此の姫君の御母は、鈴木權太夫娘にておこわの方ご申して、天徳院様へ宮仕へ奉り、御遠行の後は利常公の御前も宜敷、姫君達を引廻し御奉公ありし内に、御出生の姫君にて、御隠居の前年より御城をおろし参らせ、竹田市三郎屋形へ入れ奉り養育被仰付、いつごなく御成長被成けり。其の時より惣構の門を閉ぢて往還を留め、明かすの門ご名付くる也。小松へ御越の後門開きて、往還自由になりにけり。



本多長松へ婚姻の事

同年九月下旬に本多安房守政長を小松へ被召寄、お竹様を長松に嫁娶の儀被仰出。房州忝く奉存旨御請申上げ金澤へ被歸、夜を日に繼ぎて用意出來し、十一月二日に御輿入こ極り、御供には岡嶋兵庫・大橋又兵衛・原五郎左衛門・淺野藤左衛門・佃源太左衛門・福田彦左衛門、其の外歩行、女中の輿の添足輕等也。御行列には御長柄、其の次に猩々緋の覆にて鐵炮十挺、御長刀、對の御挾箱、御からかさ、其次に御貝桶、美々敷御作法にて小松を御出被成、松任にて御辨當ありて、日暮合に提灯にて金澤へ入らせらる。本多房州野町の端へ御迎ひに被罷出。町中は御家中より長柄を立並べ、提灯を燈し辻堅め有て、數萬人きらめき立ちて房州の屋形へ入らせ給ひけり。

本多家先祖の事

頼朝の御時本多次郎近恒云ふ勇將あり。其の苗裔にて徳川家御代々に仕へ奉り、東照宮の御時代に本多平八郎・本多彌八郎兩家になり、其の枝葉繁多也。何れも紋は立葵也。平八郎忠勝は天下無双の勇士也。先年長篠合戦の時落書に。

家康に過ぎたる物は二つあり唐のかしらこ本多平八

此の平八郎は後中務大輔に申しけり。忠勝に三子あり。美濃守・出雲守・眞田伊豆守内室也。又美濃守忠政に三子あり。中務大輔・甲斐守・能登守也。出雲守忠朝は大坂討死也。其の子を内記に申しけり。又彌八郎をば佐渡守正信に申しけり。正信に三子あり。上野介・安房守・大隅守也。或時家康公被仰出は、自今以後喧嘩仕る者、主君の用を脇へなす大罪也。親子兄弟迄斷絶可被成旨被仰出。佐渡守承り、御尤にて御座候へ共、喧嘩は親兄弟の可存にて候はず、御一家も廣く御座候處に、誰か喧嘩をば仕出し給はん、是は計らざる所に御座候。唯理非に御構なく兩成敗に可被仰付に申上ぐる所に、其通りに被成けり。然るに早や其の年の暮に本多安房・戸田左門氏鐵の弟戸田帶刀に云合ひ、秀忠公の乳兄弟眞田嶋之助を意趣討に打ちて立退き、舅の直江山城守方に立忍び、夫まり福嶋左衛門殿へ召に應じて四萬石にて在付き、安藝へ被參けれ共、正則異風にして半狂人也、家も久しかるまじこて廣嶋を立退き、江州堅田に引籠りありしに、關ヶ原合戦の節程々緋の羽織にて陣中へ切つて入り、

石田方を切崩す。家康公御覽じて父正信に、あれは何方の手の者ぞ御尋の所に、佐渡守承り、安房に知りてあきれ、馬鹿者にて候と申上げれば、家康公御笑被成ける也。堅田へ引入有之所に、加州より被召に付きて金澤へ參り、四萬石領せられしが、其の後一萬石御加増也。此の安房守惣領に大六と申す子一人ありて、後は志摩に申しけり。病者故京都へ養生に被參、終に空敷なりにけり。京にて召仕の女に一子を生ず。天下無双の富人石川宗林養子にして跡式を相渡す。病者になるに付きて金澤へ來り、青地四郎左衛門養子に被仰付、青地采女云ふ。志摩二男を主税之助と申し、本多下野の跡式になり、其の弟丹波は主税之助の跡式になりける、本多帶刀是也。女子一人あり、栗津右近室也。先年御上洛の時安房守御供也。江州膳所の城主戸田左門へ立寄り、酒宴の時酌に出でたる女房を、房州所望ありしに、左門被申は、懐胎致したるに聞か、安産して可遣さありしに、房州是を聞き、男子ならば殿へ申して知行さらすべし、女子ならば縁に付くべし、其の儘給はり候へこて金澤へ召具し、是を萱屋殿に申しける。程なく男子

出生す。本多刑部にて千石被下置しに、父左門濃州にて死去の由にて、跡式になり戸田采女に申しけり。其の後萱屋殿死去あり。後鳥丸大納言殿の娘綾小路中將殿の妹を召寄せ、藤の丸殿に申しけり。此の腹に長松出生ありて安房守とぞ申しける。此の妹は前田對馬室也。父房州死去の後、藤の丸殿法躰して南祥院とぞ申しける。抑御當家御代を取り給ふ根元は、關ヶ原・大坂兩度の合戦勝利を得給ふが故也。少しもおくれあるならば、天下秀頼公に隨ひ申すべきに、此の佐渡守智謀不淺故により、將軍幾度も危き事ありけれ共遁れ給ひ、終に天下を治め給ふ故に、御代々の將軍家佐州を御崇敬、父母の如くに思召すも理り也。御國へ上使ある時も、大坂筋違等の御普請にも、毎度房州被指出、比類なき事共皆人々の知る事なれば是を略せしむ。



三壺聞書卷之十九

石黒權平事

正保四年正月は年内押詰の二十九日より御禮初り、金澤・富山・大聖寺より御名代、其の外江戸・上方等不及記、正月中は毎日太刀・折紙・禮錢の出でざる日なし。六日・七日・八日には今春權兵衛に御能被仰付、道成寺・土蜘蛛の外品々也。見物人無殘所事濟み、御參觀の御用意にて御用繁く、三月十九日御發駕相極る。其の日御機嫌能く、朝六半時御發駕被成、同二十九日には鴻巢に御泊り、九半時に御立ちなさる。其の頃専ら夜道を御好みありて、晝はゆるゆる御休足被成、宵出宵出に出でさせ給ふ。提灯の光は上下晴天の星に異ならず。然るに鴻の巢を出給ひて、本鴻の巢へ一町半計になる時分、はるかか御後に夥敷亂合ひ、人聲高く鳴り渡る。古市左近・竹田市三郎御乗物に付き申しけるに、喧嘩相聞え騒動仕由被申上ければ、利常公御ふみ出しの戸を明けさせ給ひ、誰ぞ聞いて參れし御意の所に、竹

田市三郎・鹽川豊右衛門・嶋田又八・坂野市之丞走りけり。其の間御駕籠を立て置きて人聲を聞けば、人を追尋ぬる聲而已也。御供中畏りて待ちける所へ、竹田市三郎・大橋市右衛門を同道して來り、御駕籠の際へ寄り、市三郎申しけるは、市右衛門被申上候へしありければ、市右衛門申上ぐる。石黒權平を飛驒守様御家來江守彦左衛門若黨が切りて逃申候。權平は未だ存命にて御座候。其の趣は御押への後に湯原八之丞・平岡志摩・大橋又兵衛・一木逸角・佃源太左衛門・荒木六兵衛・石黒權平、其の次に私・脇田三郎四郎、如斯段々乘懸にて御供仕る所に、鞍置馬一疋に若黨一人・中間一人にて引通り、權平乘懸の右の脇を追懸け、横合に弓手の畠の中へ引きかへす。權平の馬は既に倒れんこしける所に、權平馬より飛下り、刀を抜き追行き申す所に、提灯持ちて何れも追懸候へ共、闇の夜にて所々に小笹敷・桑原なご御座候て、しばし尋候へ共見付不申所に、彼の若黨立歸りて、權平を三ヶ所切りて逃申候。權平は倒れてうめきの聲を聞付け、何れも寄りて鴻巢へ連行申候由申上ぐる。利常公御意には、其の中間めはし仰の所に、市右衛門申上ぐ

るは、馬を引き御先を心懸けて脇道を走り申す所を見付けて捕へ置申候由申上ぐる。早々江戸へ遣し牢へ入置可申旨御意ありて、御駕籠を急ぎ本鴻巢へ入らせ給へば、早や明け六つにぞなりにける。御機嫌以ての外に替らせ給ひて、朝御膳をも不被召上、うそをあそばし、御びんの髪を逆様に立て御座なさる。其の中に御供中食事も濟みて罷出る。宮城越前守殿御使者進物持參し、岡嶋兵庫へ御披露候て、御返事被仰聞候へし申しければ、兵庫申しけるは、加様の時節なれば披露難成候。先々御歸候へ。是迄の御越は可申聞由申して使者は罷歸りける。石黒權平方へ左近・市三郎の家來に念頃の御歩行其の外付添ひて看病す。いまだ御發駕不被成内に、河合左助參着して市三郎・左近に申しけるは、權平手負は大事に御座候。三ヶ所の疵共いえ合ひたる如く也。是は内へ血の引きたる故也。鴻巢より百人計人足を出し、相手を尋出し申由語りけり。利常公御出被成、靜まり返りてしづしづ御駕籠をやりければ、岡嶋兵庫御駕籠の先を走廻り、此の中に飛驒守様衆の御座候は、御後へ下り給へし申しけり。飛驒守様より御歩行人八人御迎の爲御供致

しけるが、承るし申して皆々見え隠れに御後へ下る。犬千代様・淡路守様衆は御供を勤めけり。漸く半里計も御出ありしが、市川理左衛門を召されければ、御簾のきはへ寄り、御直に何やらん承りて走り出で、蕨の渡しにて出向ひ、又御簾際にて御返事申上ぐる。後に是を聞くに、今枝民部方へ參り、公方様御醫師外科の了伍とやらんを頼み、權平方へ早々可遣旨仰渡さる。然れ共其の日の暮合に權平相果つる。斯くて江戸へ御着ありて、津田立蕃方へ御飛脚立ちて、江守彦左衛門若黨の親兄弟並に請人六・七人火罪に仰付けらる。彼の若黨は板橋の一里山に登りて、腹を切りて書置をし、私親・請人等の義御赦免被成下候へし書置きて自害し死しけるを、板橋の在所より注進す。利常公の御耳に立ち、親・請人何れも助け候へし重ねて御飛脚立ちけれ共、後になり、中間をば江戸にて御成敗被成。江守彦左衛門は御名代の御迎ながら、御使者に參り骨折りて閉門す。去れ共頓て御免を蒙る。此の石黒權平は、先祖伏見に御在城の時御用承る町人加州へ參り、金澤の眞中繁昌の所に御屋敷拜領し、むさしや庄兵衛と申しけり。むさしが辻



の棟梁也。此の者のせがれ權平優にやさしく踊り子に被召出、心は人に愛敬せられ、上を敬ひ下を能きに取りつくろふ者なれば、諸人惜みけり。餘り御近所に徘徊して、冥感に押されける事拙き戒行哉とぞ申しける。

加藤式部大輔流刑の事

同年六月上旬に、奥州會津の侍従加藤式部を中國石見國吉水へ移さる。或人物語に、其の意趣は、父左馬介先年高麗陣にて比類なき働あり。當御代になりても度々の覺多かりし故、上意御念頃にして、會津浦生飛驒守跡へ四拾萬石にて被遣、子息式部に家督無相違下さる。然るに家老堀主水と云ふ者不届なる子細ありて、生害せしめん内々被存所に、主水聞傳へ、ある夜會津を立退き高野山へ引籠る。足弱共は内々より方々へ退け、手勢を引連れ甲冑を帶し、萬代山へ廻り新川橋を燒拂ひ立退く。加藤式部無念に思はれ上聞に達す。公儀より高野山へ捕手を遣さる。衆徒共證儀して云ふ様は、昔より山へ入る者出す事無之といへ共、先年關白秀次公を害せしより武威たくましくなりて、大師の威神力も及びがたし。唯時の宜しきに隨へて、堀主水

を捕へて出す。頓て評定所にて御吟味の所に、主水申しけるは、先年式部殿大坂御陣の刻秀頼公へ内通の儀あり。我れ達て是を諫む。夫より式部殿我等に心こけやらず。其の後又不義なる事御座候て、折々諫言を申入る。いへ共、良藥口ににがく忠言耳に逆ひて、いよいよ奸人權を取る。然る所に徒に殺害たるべき由風聞故、不及是非立退候。此の上は何分にも被仰付候へし申上ぐる。其の後頓て主水を式部に被下、成敗可仕旨被仰出に付き、成敗を遂げ、爲御禮登城致さる。上意として主水申分を被仰聞、全く主水申す所誠さば不被思召、此の方少しも別儀なき由被仰下、誠に忝上意也。式部驚き奉り、誓紙を以て無如在通り申上ぐる。其の上式部今程年も罷寄り、世間も苦勞に奉存、會津四拾萬石指上申候。何方にても御扶持少々被下候は、難有可奉存旨達て申上る所に、此の方に無御心許は不被思召、去れ共願に任せよと、石見の内にて一萬石御扶持せられ、難有奉存貧樂に暮し申さる。斯くて保科彈正少弼は、甲州信玄の侍にて、信濃の高遠を領知せり。子息肥後守正元の代に成りて、出羽の山形鳥居左京跡へ被遣けるを、此の度會津式部跡へ

御加増にて遣さる。根本は肥後守殿は秀忠公の末の御子たる故也。家光公の御別腹の御弟なり。

鷹栖松雲が事

同年六月十一日に、神田の御屋敷へ江戸薩摩小左衛門を被召寄、あやつりを被仰付、御一門方御出入衆を朝より御招ありて御振舞也。別けて犬千代様・萬菊様・岩松様何れも御入被成、牛や蝶なごを樂屋より出し、御目に懸け慰め奉る。御中入の時分になりて、子小將仲間ひそひそと叫き出し止む事なし。又小屋小屋にも走り廻りさゝやきける。あやつりも過ぎ、御客衆も御歸ありて、御子小將の内河田市十郎自害して罷在る由御聽に達す。いかなる子細ぞや、無心元由御意被成所に、狂氣と相見え申旨申上ぐる。利常公御思案被成、狂氣にてはよもあらし、前田權之助参りて委細承りて参れと被仰出。權之助畏りて河田市十郎小屋へ参る所に、市十郎いまだ存命也。御意の趣被申渡所に、市十郎臥しながら、扱々難有御意哉と手を合せ權之助を拜み、一々物語をぞ致しける。御茶道鷹栖松雲事、御存知の通り御前跡宜しければ、子小將共一所に相詰め、何れも無隔心咄し

申す所に、餘り寵恩にほこりて、澤田五郎八に執心の義止みがたく、我等に中をあつかへと偏に頼み申すに付き、無是非私五郎八に内談致し候處、五郎八申しけるは、我等御奉公に被召出、江戸へ被召寄に付き、父誓紙を申付けたり。命の用にも事により立つべし。御法度の義も品により傍輩のために破るべし。衆道の事はかりそめにも破る事なかれ。其れ以て破らば生々世々不孝たるべしと申渡す。一命の儀用に立つ共此の儀は御免あれと云ふにより、則ち松雲に申聞せ思ひ止れと申置く所に、松雲不機嫌にて打過ぎ、何とやらん手前にうさうさ敷仕るに付き、たわけ者ぞ存候所に、己が事を脇へなし、市十郎こそ五郎八と密通する由松雲人に語りなし、仲間の面々も不届みや思はれけん、何れも我等に疎隔致しけり。又返り忠の者ありて、推量の通りに私へ爲知候者御座候。あの坊主首をはね申す事はいさ安し。女同事の者を手に懸けてはよしなし。所詮言上せんにはしかじと存候得共、命をかばひ言上せんもよしなし。私も少しは御法度に背き奉る所もあり。所詮身を捨て御尋の時申譯致さん、態と半死になりて待居たり。是



こそ松雲が度々の手紙にて御座候きて、權之助へ相渡す。權之助罷歸りて言上ありしに、殊の外御氣色替り、其の坊主め先づ打殺せし御意被成。長谷川庄太夫承りて松雲方へ行き、御意にてあるぞ覺悟致せし申しければ、手を合せ免し給へし申す所を、只一打に打臥せけり。早々小松へ御飛脚立ちて家財闕所し、子供あらば殺害可申付旨、前田内藏承り、妻をはだかにして追出す。松雲妹あり、去る方に宮仕へして居たりしが、此の程煩ひて引籠りありけるを、是も衣類・道具押へて追出す。娘一人ありて男子はなかりけり。河田市十郎は觀妙院子にて、別けて勇成る子也きて、先年をぎり子に被召出。根本武士の筋にて歴々にてありける故、一命を輕んじて申譯を致し相手を取る事、我が身に取りはなりがたかるべし、あゝ惜い哉人々申しけり。

犬追物の事

同年十一月十三日江戸近所御城を去る事二里にして王子村に云ふ所へ、犬追物御見物に出御なる。嶋津薩摩守光久年々言上にて御許容の所也。王子村は御鷹場にて、御茶屋あるを用ひて棧敷規式の所也。御茶屋の南に東西四十六間、

南北十一間に棧敷かまへ、將軍家の御一門・御譜代衆のみ御供也。南西の中程に上段をかまへ御座所也。棧敷の南十二間隔りて馬場あり、東西四十二間・南北四十間也。四方に唐竹にて垣を結び、高さ四尺五寸也。中央に十八間四方に色砂を敷き馬を立つる所也。爰を榜示きは云ふ。中央の四・五間四方に繩を張り、是を小繩云ふ。此の内に砂をもり、繩をひき高くせり。埒の坤の方に戸あり、犬塚の口云ふ。異の方に戸あり、物陰の口云ふ也。皆轅門にかた取り、南・東・西の埒の上にかざりの幕目の矢をさしはさむ。一方に十二桁あり。一桁毎に四つ結にして四所にかくれば十六筋也、十二桁に合せて百九十二筋也。三方合せ七十六筋也。是れ三手の犬追物の矢數となり、三手の内に上手・次の手・下の手の名あり。埒の外良の方に假の役所を構へて日記の座也。舊例は御座の次の間なれ共、御近所を恐れて如斯し。役所の内に箸一對金銀の箔だみ、五色の餅を二重宛高盛にして作り花をかざり、其の下に五色の漆を備ふ。箸の縁を金紙にて飾る。木を以て瓶子一双、金銀の箔を置き、松と鶴との繪を書き、蝶花形を以

て口を包み、此の外観・紙幣なごも爰に納む。役所の前筋の埒に戸を拵へたり。是は貴人出入のため也。埒の外に西の方に假屋あり、射手装束の調所なり。

將軍家御供の人々の事

其の日巳の刻將軍家出御ありて棧敷の上段に入らせらる。中根壹岐守正盛・牧野佐渡守親成・久世大和守廣之以下、近所小臣衆伺公す。御座の西次の間は、水戸中納言頼房・尾張宰相光義・紀伊宰相光貞・水戸中納言光圀、其の次彦根中將直孝・若狹少將忠勝・高松侍從頼重・前橋侍從忠清・河越侍從信綱・阿部豊後守忠秋・永井信濃守尙政・朽木民部種綱、其の次座は井伊頼貞・佐直滋・小笠原右近忠真・奥平美作守忠昌・本多内記政勝、御譜代御家人列座也。西の方面の端の棧敷には、越後少將秀就・備前少將光政・阿波侍從忠英・毛利甲斐守秀元・越前少將光通・因幡侍從光仲・出雲侍從直政・土佐侍從忠義・肥前侍從勝茂・安藝侍從光晟・伊賀侍從高次・肥後侍從光尚・美作侍從長綱・松平刑部頼元・同播磨守頼安・松平淡路守利次・織田出雲守信友・毛利和泉守光廣・立花左近將監忠茂・京極山城守高國・有馬中務大輔忠郷・黒田右衛門

佐長之等の諸大名、何れも列座せられけり。嶋津薩摩守は御座の簀子縁に於て躑躅す。御座の東は御旗本の歴々也。其の外諸役人充滿す。庭上には大番衆並に歩行衆警固なり。

式次第の事

彦根中將・若狹少將・前橋侍從・河越侍從・阿部豊後守等は、御前の御障子を開く。尾張・紀伊の四卿は御目見也。嶋津を召して、今日は天氣晴れ、年來の本望相叶ひ可爲満足も上意也。嶋津謹みて拜禮す。杉重・折肴等嶋津父子より上げらる。犬追物可初申被仰出、嶋津承りて本座に直る。其の時に御譜代衆御目見あり、即ち御障子をさす。小笠原右近大夫を召して御挨拶に被召出。累代弓馬の法を相傳の家なれば也。阿部五郎三郎御腰物持ち伺公す。日記の執筆烏帽子・素袍を着して、ちいさ刀にて埒の外より役所へ廻る。鍋屋伊賀云ふ者也。鬘斗目に水干を着し、末廣の扇子を持ち、髪をさげ、金箔のはね元結にて薄げせう、かね黒く眉作りたる童子二人相隨ふ。是は幣を振る役人也。射手の奉行新納刑部・伊藤仁右衛門、烏帽子・素袍・小さ刀に



て東西に徘徊す。装束にて侍四人、羽織袴にて足輕二人相隨ふ。竹杖ついて八人、ゑほし素袍・小き刀にて四方の角に二人宛立つ、是はいぬかけ物云ふ。又五人同装束にて戸の外に居る。是を犬放しの者云ふ。此の五人はたすき懸けたり。又二人鬘斗目に肩衣着し戸の外に居る。是は犬下知の者云ふ。西南の假屋より三手の射手三十六騎、しづし進んで出で、烏帽子・素袍を着し、小き刀左の肩ぬぎ、弓籠手つけ弓を持ち、曇目の矢一筋取添へ、又腰にも指す、二筋又は三筋也。右の手に竹の根鞭を持ち、左右の股に鹿の皮の行膝を付け、足に沓をはき、弓は重籐・三所籐、矢は鷲の羽・馬の毛色は品々也。蠶に紅の大總かけ、嶋津舎第五人は總に金糸を交へたり。思ひ思ひの鞍を置き、今日をはれ拵へければ、言語の及ぶ所にあらず。何れも小き刀をさす。身は木にて作り、其の拵は金銀を盡す。検見は赤頭巾に素袍、小き刀末廣・黒塗の鞭・淺黄の大總を懸けたり。喚次は烏帽子・素袍に、小き刀・竹の根の鞭を持ち、兩人共に弓・矢を帶せず。検見の者榜示際に至りひざまづき、御前へ向ひて拜禮す。其の時三十六騎の討

手・喚次共に下馬して拜禮す。検見馬に乗る。三十六騎並によび次馬に乗る。辰巳未申の二つの戸より十八騎宛埒の内へ入り、十二騎宛相分けて、南北西三ヶ所に立て、南を上手と定め、西を次の手と定め、東を下の手と定め、一騎毎に矢取の介添一人宛、烏帽子・素袍・小き刀にて相隨ふ。検見よび次に籠一人宛相隨ふ。検見につゞき十二騎の上手相隨ふ。

犬追物初る事

一番・二番の次第を定め、一番・三番・五番・七番・九番・十一番は馬の頭を南に向ふ。二番・四番・六番・八番・十番・十二番は馬の頭を東に向ふ。検見下知す。籠は答へ、検見北面にして咒文を唱ふ。犬放つ者犬を繩きつて埒の内へ追入れ、よび次は射手の姓名を名乗り、童子は應諾して幣を振り、執筆の者は是を記す。色々様々の次第ありて犬を射、つかれたる犬は入替ふる。弓手・妻手・月影の矢・おしもぢり・弓手すかひ・妻手よこなもの・袖返し、種々様々の名あり。進退應對の式正ごも有之て、落馬の者は是を謝するに法ありて其の儀を勤む。委細は春齋記録に詳なり。

上手組犬七疋 中り矢三つ

嶋津諸右衛門 一疋 嶋津四郎左衛門  
鎌田 又七郎 種子嶋爲兵衛 一疋  
上井采女 一疋 肝付 半兵衛  
本多 甚兵衛 福屋助右衛門  
嶋津 彌市郎 嶋津 又右衛門  
吉田 長四郎 本多 久左衛門  
検見嶋津十郎左衛門入道 喚次嶋津源右衛門  
次手組犬七疋 中り矢三つ  
嶋津市正 嶋津 中務  
嶋津源助 二疋 山田 彌九郎  
嶋津 七兵衛 嶋津 長門  
本多 六左衛門 仁禮 左近  
嶋津作左衛門 村上 左京  
入来院 石見 村上 内記 一疋  
検見嶋津又左衛門 喚次嶋津作太夫  
下手組犬七疋 中り矢四つ  
嶋津安藝 一疋 嶋津 上野

嶋津 主計

伊勢 兵部  
平田 兵十郎 嶋津 又次郎  
柏原彌太左衛門 菊池 太左衛門  
種子嶋次郎右衛門二疋 嶋津 縫殿 一疋  
嶋津 助 六 本多 右機門  
検見嶋津又左衛門 喚次嶋津佐太夫  
三手の組合交畢、御簾をおろし奉る。重ねて嶋津を召して今一手ご御所望也。畏りて罷立ち御簾を上げ奉る。  
射手組犬十疋 中り矢八つ  
嶋津市正 一疋 伊勢 兵部  
種子嶋次郎右衛門一疋 嶋津 七兵衛 一疋  
種子嶋 爲兵衛 一疋 嶋津 又右衛門 一疋  
嶋津 上野 嶋津 主計 二疋  
村上 内記 村上 左京  
福屋助右衛門 一疋 嶋津 安藝  
検見嶋津又左衛門 喚次吉田久兵衛  
事畢りて日記の役者、幣振の童子退出、既に未の刻に及ぶ。近臣御簾を下す。西の障子を開き、水戸・尾張・紀伊の



四卿御目見、今日の見物を謝せらる。御譜代御家人御目見、夫より御茶屋へ入御ありて御膳被召上。其の間に棧敷にて饗應一座也。御奉行松平出雲守相勤め、諸大名一座、安藤右京・井上河内守御奉行也。御譜代衆一座は大番頭御奉行也。御振舞過ぎて嶋津薩摩守を御前へ被召、御盃を被下、彦根中將・若狭少將・前橋侍從・河越侍從・阿部豊後守等同公す。前橋侍從承り、貞宗の御脇指を薩摩守に被下。頂戴し奉り、國綱の御脇指を献上す。次に嶋津又三郎へ御盃を被下、國行の御腰物拜領す。光包の御脇指を献上す。前橋侍從御前へ奉る。嶋津父子拜禮して退出す。誠に末代の面目何事か是にしかんや。暫く有りて還御被成、阿部四郎五郎正之當番にて有之、犬追物の事仰出さる。是は正之並に子息左衛門正繼に御弓の事を被仰付故ぞ聞えける。

犬追物の節御城御番の事

松平式部大輔忠次は御本丸御留守也。松平越中守定綱は御本丸大手の御番也。内藤帶刀忠久は櫻の御門に居らる。松平丹後守光重は西の丸の御番也。稻葉美濃守正利は二之御丸東照宮の御宮を守らしめ、水野監物忠善・松平若狭守康

信は紅葉山の御佛殿を守護し、其の外所々御番所は夫々に被仰付相勤めけり。

嶋津一黨登城の事

同十六日嶋津薩摩守登城す。白書院へ出御ありて古老・執筆・近臣等同公す。御太刀定利・御馬鞍置・銀二百枚・御吳服三十、太刀折紙也。前橋侍從披露にて献上す。御會釋ありて嶋津は退出す。子息又三郎御禮仕り、銀百枚・狸々緋十間献上奉る。前橋侍從披露、太刀折紙引きて若狭守挨拶す。其の次に嶋津家老嶋津圖書久道・新納右衛門久詮、其の次嶋津舎弟五人、嶋津安藝久雄・同市正忠弘・同源助久之・鎌田又七郎政由・伊勢兵部貞昭、次に又三郎家人町田勘解由久則・鎌田源左衛門政有、薩摩守家人一同に九人御目見仕る。夫より下段へ出御ありて、射手役人等四十一人御目見仕り、其の後何れも河越侍從・阿部豊後守柳の間へ出で、嶋津家老並に舎弟役人等五拾人呼出し、御吳服を被下。六つ・四つ・三つ宛の高下あり。

大納言竹千代様へ御目見の事

同十二月二日に大納言様二之御丸の御殿へ出御被成、上段

に御着座、彦根中將・若狭少將・前橋侍從・河越侍從・松平和泉守乘壽・酒井日向守忠能以下伺公す。嶋津出仕拜禮、御太刀長光・御馬鞍置・銀百枚・狸々緋十間之を進上す。今度犬追物台覽に備へ奉り忝き旨言上す。太刀折紙日向守披露し、嶋津退出す。又三郎罷出で、御太刀馬代金一枚・御吳服十献上あり。又其の後嶋津を召して御手づから鬘斗を被下、頂戴の時に御腰物則光を拜領す。又嶋津より御脇指吉光を進上す。又三郎を召して御手づから鬘斗を被下、御脇指兼光を被下、頂戴し、又三郎より御脇指安吉を進上す。夫より入御被成、嶋津家老並に兄弟衆役人等御目見ありて、御吳服被下、事畢る。犬追物に申す事は、神功皇后三韓を平らげ給ふより事起り、三浦介・上總介那須野に狐を狩りしよりの規式を學べり。鎌倉の柳營・京都の幕府興行せられ、三管領四職の家々に執行す。信長公・秀吉公の御時は亂逆なる故其の沙汰なし。其の法式は弓馬の家に傳受あり。今四海太平の御代の一端也とて、上下悦び奉る。

犬追物初りの事

抑犬追物に申す事、人王十五代神功皇后三韓を討ち隨へ給

ふ時、新羅・百濟・高麗の國主共皆降參致す時、我々は日本の犬となりて御國の御用に立つべしと御詔言申しけり。其の時大盤石の面に皇后御弓の筈にて、新羅國の王は日本の犬なりと御書付け御歸朝被成。其の時分は皇后の御胎内に十六代目の應神天皇やまします。御歸朝の刻日向の宮崎にて御誕生あり。是れ今の八幡大菩薩也。故に犬を異國の敵にかたがり、國家を治め給ふには此の事必ず執行す。清和天皇の御連枝なりし文德天皇の御子孫能有と申す御人武將となり給ふ時、源の姓を被下。又清和の御子に貞純親王は常陸の太守也。其の子經基に源の姓を被下。源氏の家の元祖也。此の能有と經基の兩家は武士の元祖なれば、武藝此の家に取傳る。此の家六代の末に當りて八幡太郎義家の御弟新羅三郎義光は、小笠原の元祖也。故に小笠原家に武藝今に傳へたり。近衛院の御宇久壽元年に、玉藻の前云ふ女障碍をなすを、則ち那須野の狐となり、安倍の泰成が相するにまかせ、三浦介・上總介に射さしめらる。是れ犬追物の規式也。後堀川院貞應元年二月六日、鎌倉の御所南庭にて犬追物あり。其の後後土御門院寛止六年八月二十二日



に、將軍慈照院殿犬追物取立て、細川右京大夫勝元馬場へ出御あり。今出川の義親卿御同道也。又牛追物云ふ事、神功皇后の異國退治して御出船の時、備後のこまりに着岸あり。沖の方より大牛二つ來りて御船をくつがへさんさす。住吉大明神來りて牛を取りて海中へ投げらる。此の所を牛まろばしと申しけり。後々は牛窓と云ひならはせり。犬追物の事皇后八幡の御縁起にあり。牛追物の事風土記に詳なり。安徳天皇壽永元年四月頼朝金洗澤の邊にて牛追物見物被成、下川邊庄司行平・和田小太郎義盛・小山田三郎・愛甲三郎など射たりける式掌あり。右犬追物の一章は御儒者春齋に被仰付、上意を以て撰ぜらるゝ其の記を有増書出す者也。

前田右近大夫利意殿の屋形修造の事

同年十月朔日より前田右近殿奥方の作事始る。先年大和守利孝殿の造營の屋形年ふりて夥敷破損す。其の暮に右近殿嫁娶の祝義あるべしとて、犬千代様より御入用修造被仰付。御奉行佃源太左衛門承り、御大工伊右衛門・江戸大工理兵衛召連れ指圖を極め、化粧の間・長局・湯殿・雪隠・物置・二階・

土藏まで事新敷造作し、十一月晦日には戸障子張付繪様金具までかゞやく程に出來す。其の頃御上屋敷に御飼鳥の大まぜ籠並に惣廻りの駒よせ等、古きを退け新敷出來す。後藤木工左衛門・中村次郎右衛門御材木相調へて相渡す。暮へ懸けて事開敷、森權太夫・青山織部勘定承届け、右近殿御入用相渡し事済みにけり。同暮に至りて右近殿より佃源太左衛門方へ、其の時の作事奉行山岡市兵衛を御使者とし、時服一重に肴を添へて被送。年寄られ、遠路の所毎日曉より暮へかけて通ひ被申、早速出來大悅の旨口上あり。佃に其の由申入るゝ所に、源太左衛門承り、此の拙者何方より何を請けたる事やある。夫は犬千代様へ御上げあれ。拙者は三十六俵より千石迄度々に被下、用にも無御座候。中納言様への御奉公こそ仕候へ、右近殿への奉公にて無御座由申して相返すべしと云ふ。いかに申しても御使者には左様被申間敷とて、留守の由申して使者を返し、進物取りて歸りけり。翌年の春二月利常公佃源太左衛門を被召、舊冬右近方より何か進物もらひけるやと、品川左門を以御尋の所に、加様加様とありの儘に申上ぐる。則ち御耳

に立ち御機嫌能く、銀子十枚被下ければ、頂戴して歸宿致し、右近殿被下物を相返したる事今更仕合也とて、悦び限りなし。



三壺聞書卷之二十

中納言利常公根津越御歸國の事

正保五年の秋改元ありて慶安元年云ふ。其の年正月閏ありて、出替りの奉公人閏正月二日を切に主人に暇を乞ひ、既に罷出づる者あり。御下屋敷の馬場に七日さか様に釣り御成敗被仰付。其の後四月は東照宮三十三回御忌にて將軍御參詣、御一門其の外天下の諸侯公家門跡不殘。參觀の衆は日光へ直に國元より參詣して江戸へ參觀す。歸國の衆は日光より國元へ被罷歸。時に利常公は日光道中はせき合ひて、其の上八條の宮も入らせられ初めての御對面。其の後門跡衆御振舞かたがたに、五月下旬江戸御發駕、直に日光山へ御社參にて、倉ヶ野へ被爲入。夫より信濃田中の御泊り、翌朝誰々は御供、誰々は本道を罷越候へ被仰渡。根津越にかゝらせ給ひ、田中の橋を打渡り、西の山際さして御出あり。犀川の河上高水に付き、芦毛の御小荷駄に召して川を越え山へかゝらせ給ひけり。一騎打の山坂の谷へ

下りては嶺に上り、傳馬其の外不自由にて、岡嶋兵庫は牛に乗りて御供也。馬の沓にこごをかき、牛の沓をかくるもあり。相田村の御辨當に飯米もあらざれば、粟飯を拵へて下々に用ふる也。其の夜の御泊り、飯田より北に當りて上野云ふ所也。御本陣に、肝煎の家を頃日作事致し、屋根板敷、壁の下地まで出來し、いまだ壁をば塗らざりしに、屏風・戸障子立廻し、御本陣に被成けり。御次番諸役人は、皆御居間の軒の下・中庭に星をいたゞき夜を明す。夫より御發駕ありて、其の晩は越後山の下青海十右衛門所まで御着也。道中食物なくて下々飢に臨み、山道いかゞ思召し、市川五助に被仰渡、菓子拵を拵へ半途まで持出で、供廻に可被下旨御意に付き、御泊にて用意し、桶並に曲物・櫃なごに取入れ爲持罷出。され共渡すべき所なし。あまかざりが嶽の麓に清水涌出でありければ、御先の御供中一人宛呑みて行く程に、御先つかへて半時計御馬を立てさせらる。其の折を得て御先へ市川五助谷峯を越え罷過ぎ、行列の者共に菓子を手渡しにあたへけり。然る所に俄にあまかざり・まな板が嶽の間より黒雲上り一天を立覆ひ、車軸の

雨しのをつく如くにふり、雷電夥敷ひゞきければ、芦毛の御馬も驚きあやぶければ、利常公御明衣に塗笠を召し、御杖にて御歩行也。御袖より瀧を流して御歩み被成。然る所に大所云ふ村、其の日の御辨當場にてありけるに、此の所の末に大河あり。飛驒信濃越三ヶ國の山合にて、千筋の川の流落合ひて糸魚川へ流る、姫川のかみなれば、双方けはしく、大山の谷々より瀧を流して急に落ちける川なれば、峯嶺にひこしくなりて、大所のはね橋を橋臺共につき流す。其の通り岡嶋兵庫飛脚にて申上ぐる。然らば大所泊りなるべし。誰ぞ遣し大形に宿札を打たせよ古市左近に被仰出。御近習に小澤九右衛門御供す。古市小澤に申渡さる。九右衛門畏りて御先を走廻り、御鳥見の杉野清右衛門・宰領山田九郎右衛門兩人に申渡す。兩人御先へ走りけり。然る所に中川彌左衛門・青木主計兩人御迎ひこして参り行逢ひて、何程是へ御座ありたるぞ尋ねければ、十町計此の後に御座候由申しければ、無程かけ付きて千度一度の所の御供也。是は橋の落懸りし時渡り濟まし、其の後に橋落ちて残る者足すりして居たりけり。宿札は兩人參

りて、武本三七・古市左近・河口長太郎・別所三平・竹田市三郎は面々に宿札打ち、佃源太左衛門・白井半平に異風衆・射手衆打込み、其の外夫々に一軒に十人計宛打入れ、其の外は野陣にて何れも外に伏しにけり。七つより天氣晴上り、御本陣に入らせ給ひけり。  
指上る進物繰越の事  
深山の事なれば飯米不自由なる所に、岡嶋兵庫才覺にて近郷へ飛脚を遣し取集め、御供中へ出入二日分の扶持方を相渡しけれ共、鍋に事かき、鍋一つにて幾度も飯をたき、家具一つも用ふべき物あらざれば、露の葉・柏の葉を挽こして用之。長九郎左衛門使者進物に御駕籠の者二十人召連れ大所に參着し有之。又茨木小判部使者進物持參、是も大所にて指上ぐる。其の外は川向の山の原に、御迎衆に使者共數百人並居たり。利常公御居間より正面に少左りへ寄りて眞直に見えければ、古市左近に、あの進物をば何こもして此方へ取付けよと被仰出。左近承り、小澤九右衛門を呼び被申渡。九右衛門御露地の縁の下に畏りて承る。利常公御意に、先づ繩を一筋何こもしてはれと被仰付。畏りて金子



權右衛門を呼び弓矢を爲持、笠間新助をも同道して川の端へ出で、矢筈に細繩をくくり付け、金子一矢射やりければ、向の岸に羽ぶくらせめて立ちければ、迎の衆寄りて是を取傳へて濱引繩を引通す。先づ一番に富山侍従利次公の御進物桶を箱を結付け、五十間計の川上をくり越す。中程にて水にひたるに、香物の入箱一つ中にて落ち、みなぎる水に浮きぬ沈みぬ流れ、岩の角にたゞき付けられ微塵になり、桶は残りて向ひへ着く。松岡四郎兵衛御前の縁の端まで持參す。別所三平御傍に立ち、何ぞ何ぞありければ、淡路様よりの鮎の鮎にて御座候、香物一箱川へ流れ候由申上ぐる。鮎にてよいはご御意被成。其の次に竹の葉苞一つくくり付け越しけるを、山田九郎右衛門持參仕る所に、何方より何ぞご御意被成。津田立蕃方より生鮎にて御座候由申上ぐる。何より能き物を越したる由御意被成。夫より次第次第に状箱・進物繰越し、御本陣に御菓子・肴山の如く積みにけり。然る所へかます云ふ物へ米一斗ばかり入れ、岡嶋兵庫・新七郎左衛門奉りて小澤・金子・笠間に申渡すは、川向に市嶋佐次右衛門濱引持たせ、足輕・小者拾人

計山の坊云ふ所に有之由に付き、御扶持方遣す間遣し候へし申來る。三人聞きて川向ひの衆に大音上げて申渡す。河向ひの者共耳をかたふけ顔をしがめ聞けども、川の流の音百千の雷の如くにて鳴り聞えぬ由にて手を振る、何れも氣の毒に思ひ、笠間新助鼻紙一枚取出し、大石の上に廣げさせて、草の葉をもみ出し、其の汁にて山のほとつ書付け、かますに結付けて河向へ渡す。何れも寄合ひ開きて見る跡は、あかし物を案ずるか、連歌俳諧の句を工夫する有様也。中にもござかしき者の云ひけるは、山の坊に鐵炮の衆の見えければ、夫へ渡せ云ふ事ならんご爲持遣す。後に佐次右衛門慥に請取り、定めて御扶持方なるべしご心得て給候由申しけり。中一日御逗留にて御發駕被成、水いまだ脇の下まで少しさがりて深けれ共、川越に江戸より堅田勘左衛門・林孫右衛門、御先番の足輕等裸になりて、山本伊兵衛・市川五助子小將衆乗懸を引廻し、御供中川越え濟みて、利常公御馬を乗入れさせられ打上り、青海にて御辨當を被召上。其の日境へ入らせられ、翌日御發駕、金澤まで御着の日御召替に召され、淺野川より笹嶋豊前屋敷の前より

九人橋にかゝらせ給ひて、本多房州へ被爲入。お春様御安産の節也、漸く肥立給ひけるを御對面ありて、才川河原町にて御供中は行列を亂さず待請け、御供致し小松へ入らせ給ひけり。

本多 兵庫 事

利常公小松へ御歸城ありて早々御用共被仰付。其の中に先づ本吉の御藏を小澤九右衛門・澤崎太左衛門に被仰付。其の用意共大形に出來の時分、小澤九右衛門に菫嶋御普請の儀被仰出惣奉行にて、其の外小奉行數多被仰付。然る所に金澤より當本多安房守登城也。去年六月三日前の房州政重病死ありて、大乘寺にて大法會執行せられ、回仙院大夢道中居士ご號し、廟堂を造營ありて善美を盡し、供養修行申す計なし。追付き江戸より御折紙到來し、無異儀名跡長松丸へ被仰付。當安房守是也。然るに利常公、房州に大夢秘藏の古筆の儀御尋あり。安房守左様の物は無御座由被申上。利常公御意には、第一家の重寶也、なき事よもあらじ。長松幼少なればこて家老共知らざる事あるまじご、年寄・出頭人共被召寄御吟味被仰付。然る所に大夢往生の時、居間

より用簞笥一つ本多兵庫取出し、宿へ爲持遣す由注進の者あり。頓て兵庫御吟味の所に、右の通り露顯す。依りて大野・宮坂の松原にて殺害被仰付。家老共の内松田助左衛門・篠井雅樂・蜂岡伊賀・大橋新之丞は閉門被仰付。去れ共頓て御赦免にて、與力に被仰付。兵庫事寺田庄左衛門にて家久敷者の子也。寺田左京ご名付け、幼少より近習に召仕ひ、殊の外出頭し本多の名字迄拜領し、追腹をも可仕所に、不所存なる心底、天魔の入替るにやご諸人申しならしけり。此の年六月四日に安房守内室春姫様御病死にて、利常公御いごをしみ、房州も愁傷尤ごぞ聞えける。去れ共忘れ形見の姫君を残し置給ひ、御成長の後前田三左衛門殿の一子三吉殿へ縁組被仰付けり。

菫嶋御露地御普請の事

先年菫嶋に御書院を建てさせられ、牡丹・芍薬其の外花鳥等、横地善九郎・池上又右衛門預り是を守る。御書院には與力の者番を勤めありけるに、廻り廻りに辨當を持參しけるが、其の中に小泉彦左衛門にて成田半右衛門與力あり。至つての貧家也。此の者幼少の時、岡嶋故備中寵愛の子



小將にて、小泉齋宮に申しける。備中家多く分れて浪人致し、成田半右衛門與力になる。辨當麗菜也にて相番共笑ひけり。別けて掃除坊主色々あて言申しけり。彦左衛門聞兼ねて、先づ坊主を打ち切り、相番共を切りまくる。皆悉く切りまくられて散々になり、彦左衛門は自害す。其の時より廻り辨當を停止せらる。其の喧嘩の注進、今度道中山の下にて御耳に立ち、其の御書院の外は小笹原にて草深く、萩薄生茂りたるを地三尺削りて、捨土奉行近藤加左衛門五十餘艘の小舟を以て、赤土・黒土・砂・砂利並に石を運び入れ、地形六尺盛上ぐる。惣廻り堀下の石垣は、前田彌五作奉行にて杉野茂平・後藤木工兵衛・桑原彌七是を築く。人足は宮城采女方より二百人、小澤九右衛門二百人召抱へ、四百人の小人共毎日毎日罷出で、御意に應じて岸藤右衛門・市嶋佐次右衛門・池田長左衛門・山田九郎右衛門召連れ追廻し相勤む。宮城内藏助は能州より濱松のこびたるを積廻し、葎鳴にて上ぐる。池上又右衛門は金澤へ被遣、大名・小名の嫌なく露地を見廻り、御意に應ずる木竹石等を宮腰へ廻し、船にて葎鳴へ積廻す。金澤衆より石・植木・手水鉢・石

燈籠思ひ思ひに進上す。分部卜齋・小原庄九郎御前をはなれず、木の立振を目利して、御意を請けて植ゑさせける。分部伊左衛門は串野より松を見立て、數千本葎鳴へ舟にて積廻す。永原大學・建部九郎兵衛・九里覺右衛門・笠間新助、其の外時に依りて上木金左衛門等にも御普請の事御頼み、御臺所者共を召連れ御普請の助成せられける。其の外若き小將衆一人も不殘引綱に取付き、九里覺右衛門木やりにかせ、木を引き石を引き、其の懸壁天地もひやく計也。池のさやかかけ作の御座敷の數々、印子の金具、探幽の繪、筆紙の及ぶ所にあらず。漸く成就し、金森宗和を初め、金澤老中より次第次第に何れも御茶被下けり。追付き山代へ御湯治被遊、其の内江沼郡中の椿の木をこらせられ、葎鳴の惣廻り堀の内に植ゑさせらる。中村彌五作・同小左衛門に葎鳴を御預け、足輕十人・小者二十人付置き、雪のふせぎ等仰付けらる。

萬菊丸殿御隠れ被成事

慶安二年三月中旬に、中納言利常公東海道より江戸へ御参観、御登城御目見相濟み、方々の御勤先例の通り相濟む。

卯月の初頃より江戸度々地震にて、一日に二・三度宛もあり。又一日に一度の事もあり。御上屋敷の女中方は是に驚き、地震のゆる度毎に、萬菊様を抱き奉りて地震の間へ走る事度々に及べり、幼き子を驚す事は驚風の起る習なり。何の御心もましまさず御機嫌よかりし御時不圖抱き走る程に、やがて驚風の御心地出でさせ給ひて、四月五日終に御隠れ被成けり。御兄弟ましませば、何事に付きても御便に思召す所に、空敷ならせ給へば、御母君の御歎き言語に絶する所也。殊更御祖父利常公は一入御難儀に思召し、御出入の人々にも、長生してかゝる愁傷の儀に心肝を痛ましめ、迷惑なる事推量可有旨被仰。何れも御尤に奉存旨申上けらる。扱付き奉る男女共に御遺物を被下、御國へ歸るもあり、尼になりしもあり、御子小將共は御遺物として御腰物一腰宛被下、其の上に暮に下さる、御衣類・御鼻紙代等も被下、加州へ御返し被成。主君にはなれ奉りてせんかたなく歸國しける。哀也し有様也。宮城左平太・神戸太兵衛・橋爪五郎三郎・行山丹助・佃源八一所に御暇被遣。中にも佃源八は、直に高野山へ参詣致し、御位牌を天徳院に立て参

らせ、法事を修行し日牌を上げて小松へ罷歸る。高野より具に前田内藏允方へ申來り、又江戸へも永願方へ申來る。利常公の御耳に立ち、又清泰院様の御耳にも立ちて、源太左衛門に奇特の至り被仰出也。

利常公年頭御禮に御登城の事

慶安三年正月二日には、早朝に式正の御膳の上に、はや朝御膳被召上御登城ありて、御上屋敷へ御出也。御下屋敷には緩々人々似合似合の祝にて休息す。年内より堺町彦作歌舞伎の座に、新かぶきの用意して、上方より珍敷見物の藝者共罷下るに聞えければ、今日は中納言様方々御禮共相濟み、御上屋敷にて御膳上がらせ給ふなれば、終日の御留守也、いざや堺町へ行かんとて上下不殘見物に出でにけり。別して子小將衆一人も不殘、彦作が二階の棧敷に弓手の座敷塞りけり。歌舞伎初り、装束も新敷、事珍敷組合せ、其の中に源左衛門云ふ三十計の男女の出立になり、置手拭をしやんこいたゞき、二八・一九計の女性を天女の如く出立たせ、東寺の野へ若菜摘に出づるまで三人舞臺へ出てければ、定めて三尊の來迎せやらんは是なるべしと、人皆難



有思ふ顔ばせ也。然るに好色にめでぬる大名春の野の遊興に出で、彼の女性共に二つ・三つ問答の上に酒宴始り、土器めぐる折節、源左衛門立上り扇子を開き。

面白の海道下りや、何と語るを盡せじ。加茂川・白河打過ぎて、思ふ人には粟田口さや、四の宮川原や十ぜんじ、關山三里打過ぎて、人松本につくこのう。見渡せば勢田の長橋打渡り、野路しの原や霞むらん。雨はふらねごもり山や、小野の宿さやすりはり峠の細道、今宵は爰に草枕、假寝の夢は頓てさめが井、ばんばさふけば袖寒く、伊吹おろしに不破の關守、戸ざぬ御代こそ目出度けれ。

如斯舞納めければ、數千人の見物共、そよやけいしやう羽衣の曲、又は五節の舞姫が、生くるは死ぬるはちよいちよいこ、聲々に呼はるは雷よりもおびたし。是れ世の中に流布する所の源左衛門海道下りの開基なり。是非もなく面白かりける事にや、天が下に流布して五十展轉の麥取座頭迄、今宵は爰に草枕、假ねの夢は頓てさめが井さ、少しかたぎを似せて舞ふだにも、興あり顔に賞翫す。定めて末世

慶安三年四月十九日午の刻の事なるに、天氣能くしてから風烈敷吹きけるに、本郷五丁目加賀の御下屋敷へ行く道筋に富士塚まで小山あり。其の際に小家ありて火を出し、其の火の粉長屋を打越え、御式臺の唐破風獅子に牡丹のほり物の内へ吹付たり。下よりは見えけれ共中々消すべき様もなし。天井の内に年々の微塵三尺計積りてありけり。夫にもえ付き、こけら屋根の裏をつたひて、先づ天井より御書院・御居間・御臺所へ焼通る。其の内に屏風・唐紙に火懸りて一軒も不残焼失し、御亭の土藏・御居間の土藏・奥服土藏に火入りて、いんこ坂より下なる子小將長屋共押返して、御作事小屋、角物・板の御材木、夫より中町・馬場兩町、百人小屋・長柄の者の長屋まで七つ時分に焼済む。御屋形の高梁さも今を盛りこもえければ、犬千代様の御土藏二つの上に、火消衆人山を積重ねて防がる。利常公は其の半に御露地の者共に植木を掘らせ、爰かしこ御指圖にて植ゑさせらる。古市左近は亂髪に鉢巻して、明衣に手拭帯して、薙刀の鞘をばし杖に突きて屋形の廻りを走り廻りて下知せらる。日も暮頃になりければ、惣廻り假板を以て

の勞氣を救はんため、歌舞の菩薩のかりに源左衛門と顯れつるこ、皆執着限りなし。源左衛門海道下りの始なれば記しけり。

諸勝負時行事

此の正月はいかなる事にや、江戸中に寶引さいろく、かるたの遊びはやり來て、本郷湯嶋の町方にばくちの上手共集り、二三百兩宛の勝負にて富めるもあり、身代を失ふ者もあり。加州の御下屋敷へ移り來て、上下押なべ夜を明し、いかなる老子・孔子の道をつらぬく人々も、たしなみ道具を代替て、爰にせんぎ、打つ程に、有徳なる者は一夜は錢一貫文に百文宛の利息にて貸す者もあり。小屋をかして一夜に一兩・二兩取るもあり。正月より四月の初まで止む事なし。去れ共盗人もなく喧嘩もなし。取分けたふさるゝ者もなく、不思議さよごぞ申しける。此の金銀の集り所は、永原長次郎・酒屋茂右衛門・豆腐屋友立にて留めたり。其の年の夏中より江戸中辻々の辻寶引・辻さいなぎも御停止になり、屋敷方も厳しく御制禁にて、普通にばくちは止みにけり。

御屋敷火事の事

角柱等ひたひた立て打圍む。内はほのほに明るけれ共、圍みの外圍ければ、奥村因幡より提灯百張に蠟燭を燈し、惣廻りに釣らせらる。日も暮れければ、利常公は飛驒守様屋形へ入らせ給ひけり。其の時の火事に塵一つ不除して手ご身になられしは、武部九郎兵衛・佃源太左衛門其の外御料理人平井權右衛門也。其の外小身衆に多く有之。其の翌日には松平安藝守殿・前田右近大夫殿・織田出雲守殿・溝口金十郎殿・小堀左馬殿・岡田將監殿、其の外本多帶刀・横山内記より何れも人足被遣、千五百人餘の着帳也。御自分足輕・小人相加へ、焼柱・灰なぎを取退け、釘・鏝を拂ひ捨て、山懸りを片端より掘出し、地形をならさせて、先づ御式臺一ヶ所御立前に建てさせらるべきにて、地形をつかせ、石ずゑ等をも居ゑにけり。其の間に材木は、佃源太左衛門毎日百輛計の牛車にて付寄せ、數千人の大工松原半右衛門・西村彦兵衛・富田七兵衛惣奉行にて、其の外請取請取の小奉行幾百人、聞きより聞きに至りて急ぎけり。

飛驒守殿御座敷事

飛驒守利治公は、春に至りて利常公御相伴にて、酒井讃岐



守殿其の外御振舞可被成こ思召し、御書院御次の間を正、二月に至りて作らせ給ふ。御道具は五・七年以前より舛屋治左衛門異國の物を取替へ引きかへ御覽に入れ調上ぐる。御座敷印子の金具、家のほりもの、探幽・依屋が書きあらはす唐繪・草花の繪様、金銀をのべ敷、誠に前代あるべき事共不覺、ていねいなる御座敷、疊まで入れられ共、いまだ何角指あうて御振舞もなかりしに、利常公入らせ給ひて、餘り濕氣にて有之間座敷をたゞませ可申旨、古市左近承りて、御大工半次・由兵衛に申渡し、大工・足輕數百人召連れ、彼の御座敷を其の日の内に取退け、跡をならし、御露地を拵へて、小さき御假家を立てにけり。何れも何れも結構なる御座敷、手の付け所もあらざりしが、君命こは云ひながら冥加恐敷御事やこぞ申しける。利治公は何分にも御意に入り申す様にこ、日々に被仰越こぞ聞えける。

御式臺建家の事

五月四日に市橋左次右衛門は葭嶋小者百人召連れ、江戸へ到着す。松原半右衛門・富田七兵衛に被仰付、五日に足代を爲仕可申旨被仰出。左次右衛門召連れ來る小者百人に足

輕五十人指加へ、御大工横井太郎兵衛罷越し、指圖を以足代を立てければ、人足廻しこして池田長左衛門・山田九郎右衛門等下知に隨うて、端午の日寅の刻より取懸り、澤栗千本・檜丸太千本、三間に七寸の角五百本・二間に六寸角五百本、鋸五千丁にて段橋を四ヶ所につけ、足代の天井は馬場の如くに立濟み、七つ時分に仕廻ひ、夕べ着したる人足共骨折なれば、今からなりこも休息し、明日は建家なれば何れも可罷出こて、其の日の御普請止みにけり。

御式臺建ちて利常公御歸國の事

端午の翌日、御式臺の小屋を取ほぐして足代の廻りに備へ置き、七日には利常公御出ありて、即時に柱立虹梁を組上げ、はや葺下地になりければ、其の日の内に屋根をふき立て、所々に壁の下地を組入れ、御小將・御歩行まで惣懸りに小壁の下地をかきにけり。三日の内に壁も塗り、後より足代こもを取除けたり。其の内に御發駕の御用意相調ひ、十三日には御暇の上使こして松平和泉守殿被參、十九日には利治公御屋形より御發駕被成。東海道へ懸らせ給ひ、尾張の熱田より御舟に召し、太田へ上らせ給ひ、關ヶ原に御陣を

ゑられ、同二十八日に小松へ御着被成けり。

京極殿歸洛の事

古市左近は江戸より御暇被遣、京都へ被罷登、三位の局に暫く休息して有之所に、小松より御妾の姫君京極殿を上京こして、稻垣三之丞被指添都へ送らせ給ふ。古市左近出向ひ、相談ありて送り届け、左近も三之丞も同道して小松へ被罷歸けり。京極殿御腹に御出生の御若君を鶴松殿こ申し、が、御早世こしまして、其の御愁傷のわする間もなく、御歸洛こします御心の内思ひこやられて哀なり。

小松にて中土居の御普請並儉約被仰付事

同年六月より宮城内藏承りにて、市嶋左次右衛門・岡本善太夫・池田長左衛門等に御露地小人御預け、毎日中土居へ御出被成御普請被仰付。秋中になりて金澤・小松の侍大身小身共に、大いなるすりきり人を御吟味被仰付、除知・人すべ等並に家を賣り道具を拂ひ、或は御貸銀拜借するもあり。跡目被仰付こざる人もあり。子小將組には家老を與力に被仰付、儉約の儀を被仰渡こもあり。足輕を付けさせられ儉約被仰付こもあり。足輕等も手前能き者五・七人有こて、御

褒美銀一枚二枚被下こもあり。其の上給人共手前に百姓共年々未進積りて、給人損料有こ之者ありて、百姓中御吟味被成、御貸米を被仰付、未進を收納被仰付こもあり。夫より百姓共耕作に精を入れ、油斷なく作付けたる者あらば、指して未進もある間敷こ思召し、委細被聞召難儀に及ぶ。在々へ作食等も御貸付被成、御取立こぞ聞えける。

將軍家光公御世界の事

小松中納言利常公は、慶安四年三月江戸御參觀、北陸道より江戸へ御着府被成、富山侍從利次公の御屋形へ入らせられ、御屋形御普請等被仰付。然る所に將軍家の御不例、年内より膈症の御煩こて、内々よりやがらの魚を捕り、次第に年内より上げさせ給ひけり。然れ共御氣色次第におそろへさせ給ひて、四月二十日終に御他界なさせらる。御末期の御時に、御鏡にて御顔色を御覽こせられ、逆も御存命被成難くや思召し給ひけん。

鏡には知らぬ翁の影見えてもこの姿はいづち行くらん加様に御詠歌被遊終らせ給ふこ聞えけり。竹千代様十一歳の御事也。長松様・徳松様御兄弟御三人おはしませば、頼



母敷は諸人奉存さいへ共、御幼君の御事なれば、天下の諸侯も下民に至るまで、いつにすぐれて此の御他界の御事歎き入りたる有様也。阿部對馬守・堀田加賀守追腹いさぎよく遂げらる。二十三日に東叡山護國院に移し奉り、夫より日光山へ送り納め奉る。天下の諸出家参りつぎひ、さながら江戸中は皆落髪しける様にぞ見えにける。三十五日には萬部の御經を讀誦せられ、御戒名を大猷院殿贈一位大相國台靈と號し奉る。夫より年中かけて、護國院御廟前に金燈籠・石燈籠思ひ思ひに天下の諸侯より御寄進有之、御靈堂を御建立被成、金銀をちりばめ、天台山より僧侶を請じ、別當所を建てさせられ、毎月二十日には御燈をかゝけさせ、綱利公御參詣被成けり。

諸侯登城の事

家光公御不例の御事なれば、參觀の衆中は常より江戸へ早く着上せらる。去れ共御他界故歸國の衆御暇の沙汰もなし。日本國の大名衆江戸に充滿して、晝夜共に往還の人員やが上にしげし。町なごへ出づるには随分氣遣ひ多かりけり。然る所に御老中より何れもへ御内談有之由にて、大形の

大名衆は御登城也。江戸中に其の隠れなし。いかなる事哉と人々耳をかたふけたり。其の日に至りて御登城あり。二時計りの間に何も下城被成けり。老功の町人共下馬へ罷出で、世間の様子を考へ辻占を聞きにけり。御大名衆御下城被成所を町人共見参らせ、宿々へ歸り妻子共に申しけるは、何れも心安く酒も茶も呑み申すべし。天下は一段御靜謐也。夫をいかに云ふに、度々加様の時節を伺ひ見るに、天下のさわぎになるべきときは、大名衆の供廻り殊の外足早くなり、さながら飛鳥の如く也。又御靜謐にて可なききは、供中の足音したしたと静かにて、足の拍子揃ひたり。此の度下城の足音扱々聞き事かな、靜にして一拍子に揃ひ、我等如きの禪門は誠に難有事也と語りけり。はたして何れも目出度事のみにて治る御代なる。扱中納言利常公は其の日御下城ありて、中村久越・古市左近に御咄の上に、老中の相談は國大名共當春の御暇を押留め、皆在江戸に可仕哉、又は代表の御暇可被遣やとの相談也。我等進み出て、何れもいかゞ思召候や、我等存じ寄りは竹千代様御機嫌能くおはします也。何方に野心の者の可有や、急ぎ御暇被

遣可然。夫をいかに申すに、是に留置き、在江戸せば人馬夥敷人込みに、若喧嘩等も出来せん、加様の時節は小事も大事になる事安し。各如何と申しければ、老中を初め一門衆も尤も同ぜられ、早々御暇可出衆には御暇可被下に極りて退散せり。被仰ければ、兩人扱々御尤の御意難有旨申上ぐる。扱追々に御暇被下被罷歸、其の内に東は出羽・奥州、西は九國の果迄も、諸宗の惣録、公家・門跡衆日光社參、其の年は道中宿々も指合ひて、織る糸筋よりしげかりけり。

丸橋忠彌由比正雪事

同年夏中より秋へかけて世間色々取沙汰ありてひそめきぬる。其の中に丸橋忠彌・由比正雪事は、久々浪人して文武二道に達し、諸藝に勝れ軍法に達し、諸浪人を語らひ、弓・鐵炮・玉藥其の外兵具を貯へ置き、江戸口々へ數百人宛手分けして、風上より火を放し鐵炮打立て、其の時騒ぐ大名小名を、誰さもいはず理不盡に討取り、江戸中をさわがせて、其の中に御城中の藥藏へ火をかけ、江戸中を闇にして上を下へ返すならば、一揆起りて何方にても強きに加

り與力して、天下亂國になるならば、諸浪人も世に出でなれん。着帳極り、夫々に役儀を定むる折節、返り忠の者出来し、評定所へ書付上ぐる。御老中分別ありて、穩便を以て所々にてひたひたと生捕り御吟味ありければ、御譜代衆の子供なきもあり、天下の浪人共の業なれば、一人も不殘淺草口・駿河大坂・粟田口所々にて磔にぞかけられる。天下の御運たくましく、老中の思案世を貫く分別にて、少しも騒がず、心易く四夷を亡し、當君を仰ぎ奉り、千代萬代安全の初めぞと、家々推賞の聲のみ目出度かりける御事也。

竹千代丸様御任官の事

同年八月上旬に、上方より勅使・新院使とて、關白殿・花町殿・烏丸殿御下向、其の外高倉大納言、官務大外記殿、日野中納言殿に諸役人等江戸下着せられ、其の日限に登城有り。御白書院上段に竹千代様御着座、品川内膳・吉良若狹守御腰物・御太刀等持参して、左右に伺公せられ、其の規式聞えたる御有様なり。覽箱より勅語を出し讀上げ奉る。淳和學兩院別當從二位征夷大將軍氏長者源朝臣家綱、新



田竹千代丸を號し奉る。御舍弟長松丸・徳松丸御兩人、左近衛大將左馬頭綱重・右近衛大將右馬頭綱吉を御任官被成。夫より兩典既を申し奉る。將軍家初めて御一行御判形にて、兩典既へ十五萬石宛御折紙を被遣、中一年過ぎて將軍家右大臣の宣旨を蒙らせ給ひし時、兩典既は其の時宰相にならせ給ふ。于時御加増十萬石宛被遣。則ち甲府の宰相館林宰相を申し奉り、將軍家の御脇士にて世に頼母敷奉存也。

三壺聞書卷之二十一

佃源太左衛門事

慶安四年には將軍家光公御他界、家綱公御任官、上下御間敷最中に、加州利常公の御屋形も漸く出來して、御家中の長屋長屋も端々に立ちければ、町家より何れも追々に移りけり。利常公も利次公の御屋形に八月迄御座被成、二十一日には御移徙にてありければ、會所原田又右衛門・青木權右衛門・高田勘右衛門も新造の會所へ出座也。佃源太左衛門を被召、馬場の頭に長屋を建て、供廻りの者共を入可申旨被仰出。畏りて罷立、地形等を申付け、今枝民部へ足輕小頭を以て申しけるは、貴公の御入候御家は、先年瀧野若狹に御物師共一所に作事被仰付、女中の家に候所に御拜領被成御入ある儀御尤也。惣廻りの長屋は、御料理人・御細工人・御歩なごの長屋也。明日は取こほち馬場へ取寄建申候間、御内衆を何方へか御出し候へし申遣す。民部は俄の事也、家來共何方へ可遣様もなし、此の長屋は其の儘指置可被申

由被申遣所に、佃承り、瀧野家こそ御拜領可有に、長屋の儀は其の儀不承、是非に取り可申由申遣し、翌日の未明に足輕五十人・御小人五十人申渡し、今枝長屋こほちに遣す所に、足輕も其の由民部へ案内す。民部聞きて暫く待て、御意を得てこそきて、やがて古市左近を以て被申上所に、御意には、佃源太左衛門申す趣尤也。只今民部に長屋を被下也。指置可申旨、山本伊兵衛を以て源太左衛門に被仰下。佃承り、御意の上には、其の新宅なり共可被遣旨申上けて、別に取立て、御供中を入れにけり。此の佃はいかなる御縁やあらん、申上ぐる事一つとして御意に不應云ふ事なし。時に依りて御意を返す事もありけれ共、猶御機嫌に應じけり。抑此の佃源太左衛門は、伊勢の六根云ふ所にて、昔織田信雄卿に仕へ申す佃治部云ふ者の子也。伯父は岩城の内藤帶刀殿に居住す。源太郎申す時、利長公へ大橋九郎兵衛寄子にて、御鷹師に被召置、十八石被下、越中へ御隱居の時分迄御下行取也。三十六俵を九十三匁に拂ひ、作云ふ草履取、與作云ふ小者兩人にて、妻子も不持、金澤より高岡の御代まで相勤め、いつも紙衣にて御



前を徘徊す。或時高岡にて傍輩を切りて立退く者を、佃追懸けて其の敵を討留むる。比類なき手柄仕たる由利長公の御意ありて、五十石御加増知拜領致しけり。其の後錢湯の風呂屋に入り、高岡町人白銀屋左次云ふ者風呂にて口論致し雑言申合せ、源太郎かいげを以て左次が面を多くたゞきけり。左次無念に思ひ、風呂より上り、兄弟鴨嶋の町端に刀を棒を持ち、源太郎を待請け、覺えたるか打つて懸る。さつしたり云ふ儘に、抜合ひたゞき合ひ、左次が片こびんを切りて落す。弟是を見て、兄を打たせてのがすべきかこ以てひらいて刀を打懸けたり。源太郎心得たりこ請け流し、右のかいなを打落し、少しうつぶき、左にて刀を取る所を弱腰半分筋違ひて打伏せ、何國共なく立退きけり。相手は佃隠れなし。町奉行團七兵衛・杉本覺之丞は、神尾圖書・横山山城守兩人に、源太郎を御成敗被仰付候様にこ精をもむ。利長公仰には、宜敷計らひ候へこ御意にて、佃には御内意ありて小松へ立退き、美作殿に隠れ在りける。町奉行の申分も爾々御返事もなかりければ、扱は御赦免こ心得て、重ねて其の沙汰もなかりけり。日數五十

日も立ちて、小松より御託言にて相濟み、罷出で御奉公申上げにけり。其の後佃召仕の女の腹に娘一人あり。御城の女中方に仕はる。いまだ幼少なる故に御耳に立ち、御前をも走廻る折節、利長公御覽じて、汝が父源太郎は何をするや、頃日見えぬ御意ありければ、美作様へ御見舞に参り、早や五日程になり申す由申上げれば、扱々にくき奴哉、遠所へ断なしに行く事こそ大罪なれ、御成敗思召せ共、御取立者の事なれば追放被仰出、飛脚を以て呼寄せ、大橋九郎兵衛被申渡。畏りて候て越後をさしてはせ行き、上總殿御犬引才次郎の弟に才兵衛有之聞及び、彼を頼みて引込みけるに、才兵衛申しけるは、唐犬一疋才覺しておはしませ、頓て在付き給ふべし云ひければ、心得たり高岡へ夜通しに來り、御犬引才次郎方へ行き相談致しければ、才次郎夫こそ安けれこ、生田四郎兵衛へ行き、しかじかの事を語りければ、四郎兵衛能くこそ申來れりこ、御唐犬の内にて殊に秘藏の犬を銀子を添へてあたへけり。佃此の犬を引き越後へ行き、太閤の信長公へ直訴の事を思ひ出し、上總殿御鷹野より御歸の節、道の脇に犬引きて畏る。あれは誰

ぞこ御尋也。佃承り、高岡浪人にて御座候、被召抱被下候は、難有可奉存由申上ぐる。頓て被召置、御禮に唐犬を指上ぐる。よき犬を上げたりて、其の晩百五十石の御折紙を頂戴す。其の年の藏返しを取りて、明くる春出頭致しける所に、早や利長公の御耳に立ちて、慶長十七年の暮に越後へ御使者被遣、佃を被召寄二百石被下ける。寛永六年秀忠公御下屋敷御成にて、三年かけて御作事御普請等相續ぐ。此の源太郎諸事才覺なる故、御調物材木・釘・石・あら物等吟味す。御普請成就の後、二百石御加増にて四百石になり、夫より佃源太左衛門云ふ。去れ共利常公は大かた源太郎被召けり。夫より毎年五十石・百石宛の御加増にて、玉泉院様丸御普請の時七百五十石になり、御持筒足輕共吟味役、江戸にて足輕其の外御小人等迄裁許被仰付、諸事御意に應じければ、二百五十石御加増にて千石に被成けり。扱犬千代様御飼鳥の交籠出來の時、後藤木工左衛門材木の買手也。折々利常公へ御意を得んこて御下屋敷へ参り、佃に伺ひける時、殿の御意に入らんこ思はれば、女房のいばりをする如く、裏へ廻る様なる御心持こ思はれよこ

語り、御次の間にて荒木六兵衛を將基をさすあひこにも、殿の御意の様に、女房のいばりして裏へ廻る將基の手やこいつも云はれたり。或時金澤より役人代りて、人持組・御馬廻の役人江戸へ來着す。本多房州より源太左衛門に、書狀筒罫五本音信ありければ、其の返禮に中納言様御機嫌能く、小ねらのぬか返す様なり。御作事御露地の普請に、拙者なきも隙無御座御事に候。扱思召寄り御音信忝奉存候。併し先年大橋市右衛門承りにて誓紙を上げ申す前書の文言に、殿より拜領の外何方からも物を貰ふなこ髓に覺申候故、返上仕候。則ち御役人中へ渡し進候間、御請取可被下書送りたり。其の外種々與ある事共有之こいへ共略せしむ。

加州にて御領國御改作御心見の事

同年笹田太右衛門・村田長助・栗山太右衛門申す者三人、秋田・酒田・大石田へ御用ありて被遣。江戸へ罷歸りて言上する所に、御機嫌に應じ拜領物なき被仰付、加州へ御用被仰渡御返し被成けり。金澤にて江守半兵衛・堀與左衛門を上奉行にて、右三人に足輕十五人被下、石川・河北兩郡の内



難澁の在々を野廻りして耕作被仰付、作食・農具・人馬の入用被相渡、御取立被成所に、立毛の地をつまやかにして、江・堀・野毛・石塚等も發開し、寸地も損毛無之様に致させ申す所に、過分の未進等出來すべき道理なし。其の年の風俗を他にくらべて見る所に、作毛倍して見えければ、其の翌年よりも多羅尾寺村九郎左衛門・嶋尻村刑部・嶋の次郎左衛門・戸出村又右衛門・二塚の又兵衛、其の外三ヶ國の年寄りたる長百姓ごもに奉行人を立て被仰渡、段々に作食を被相渡、五・三年の内には御分國一統の御改作ごごなりにける。誠に難有被成様かなご、武士も百姓も忝く奉存、誠を盡し業々を勤めければ、農人ごいへ共義の道あるにや、未進毛頭仕ざるのみならず、分限相應に高物成を全うして、未進隠田私曲の申分なかりけり。

利常公御歸國並木村彌兵衛事

慶安四年の秋より、會所原田又右衛門・青木權右衛門は御免ありて金澤へ被指遣、青山織部・村兵助會所へ出座也。其の翌年の春會所にて、勤の次第御聞被成、寺岡與兵衛・杉本九右衛門・岩本善右衛門、其の外清水八郎右衛門に御

知行百石宛被下ける。同五年の四月下旬には、小松へ御發駕被爲成、信州丹波嶋柳嶋六左衛門方に御休みにて、道中道橋掃除、御馳走の方々へ御進物被遣、信州松代の城主水野大和守殿へは八講布十疋被遣。御使者は高槻勘兵衛也。御口上を承り、小拂奉行山田彌五左衛門・木村彌兵衛に、白布を包ませ熨斗添へて渡され候へ、請取可申旨申達す。彌五左衛門承り、此の方は小拂ご御進物品々取込に候間、夫にて紙を御請取り、坊主共に包ませ御越候へご云ふ。高槻聞きて、我等はあなたへ参り御口上申達す役儀也。其の方包みて渡せご云ふ。彌五左衛門聞きて仰尤に候へ共、江戸・小松なごにては左様に致し候へ共、爰は旅宿の御事也、紙は御右筆の所にあり、のしは御臺所にあり、請取りて包ませ御持参あれご云ふ。高槻聞きて、扱々合点のわるき男哉、たわけ者共也ご云ひ捨て御次へ入る所を、木村彌兵衛聞兼ねて、いかに勘兵衛殿何ご宣ふごて、脇指抜き追懸る。藤懸宗句夫に在合ひて木村を抱留めたり。宗句脇指に手障りて少し疵付き血を流す。去れ共木村に脇指さゝせて押留め、御耳にも立つまじき所に、宗句を御前へ召さるゝ由津

田内藏助承りて呼び被申ければ、手のあかを拭ひ包みけるまゝ、是非に不及御耳に立ち、竹田市三郎・津田内藏助・奥村因幡なごに被仰渡、中直りさせ可申由にて、兩人を呼寄せ、中直りの盃を取かはし致し事濟みにけり。去れ共木村彌兵衛心ごけやらず、道中所々にて心懸け、れ共、勘兵衛運や強かりけん、何の異儀もなく越後・越中の境へ八つ時分御着にて、何れも宿々に休足す。卯月晦日七つ半時頃の事なるに、大橋又兵衛奉行にて杉浦仁右衛門を被指添、木村彌兵衛を御本陣へ被召、兩人被申渡は、今度丹波嶋にて他國ご云ひ、我儘なる仕合せ御近所をも憚らず上を恐れぬ所也。切腹可仕旨被仰出。我も人も士は加様の事ある物也、男道の事なれば彌兵衛可爲満足ごいはれし時、彌兵衛承り、御尤の次第也、高槻勘兵衛は如何ご尋申しければ、大橋曰く、勘兵衛も被仰付間心易く思はれよごて、杉浦・大橋・木村三人同道して木村が宿所へ被参けり。折節河合彌助は大筒の鐵炮の望にて、言上仕り加州へ下る。木村・山田に指加りて同役なり。彌五左衛門河合彌助に申しけるは、御用ありて召されなば、此の彌五左衛門ご可被召寄に、彌兵

衛召さるゝ事無心許儘参りて見んごて出でにけり。十間計にて彌兵衛に行逢ひければ、木村はいかに彌五殿、拙者は被仰付候也、不及是非、我れ四十に餘り五十に及ぶ、今幾程ありても別に替る事あらじご宿へ行き、行水致し、大橋殿に申上度事御座候、父方へ書狀を遣し度しご申しければ、夫程の間は安き事、狀を寛々ご調へられよごて宿の後さゝん場に縁取敷並べ、何れも着座して待居たり。木村は親の方へ書狀一通、娘の事を申遣す。妻女の方へ名残の文一通、傍輩中へ連判借銀の事一通、三通事念頃に書納め、敷皮の代に木綿ぶごんに着座して、自我傷一卷讀上げ、拙者いまだ切腹の法をしらず、先年日夏市郎右衛門切腹の時少見て候、手際不調法なるべし、介錯は誰人ごご尋ねければ、大橋被申は、我に替らぬ家來にて松永宗左衛門を申付けたり、能く心得て仕れご云ふ。畏りて宗左衛門は左の脇に畏る。彌兵衛申しけるは、同じくは高槻一所に被仰付下候へ、一目見て一同に仕度しご云ふ。大橋被申は、具足を肩に懸けぬ法もあり、毛頭偽はなし、定めて早や事濟可申さいはれければ、御老牀の御誓言疑ひなし、勘兵衛が様子



無心許奉存由申す所に、長谷川庄太夫参りければ、木村急度見て、如何に庄太、勘兵衛はいかゞ尋ねければ、勘兵衛ははや埒明けて是へ参りたる由申しければ、彌兵衛聞きて、あら嬉しや更は長谷川殿、去年より御式臺にて毎日咄し、只今御目に懸る事三世の奇縁也。其の方介錯頼入る由申しければ、庄太夫辞退す。大橋は頼に候間庄太夫仕れこありければ、畏りて候て弓手の脇に畏る。宮崎豊左衛門か渡邊七左衛門か村山五郎兵衛か、三人の内一人にても逢ひたれども見得ずて、脇指をいたゞき心元に立つるこ、長谷川拔打に致しける。大橋被申は、高槻は閉門にて、はや小松へ罷越也。木村に空誓文して聞かせ安堵致させたり。何れも向後は仕も遂げざるそら喧嘩は無益也とて、何れも宿々へ引入りけり。木村彌兵衛父は木村宗右衛門にて、前田重丸の家老也。せがれを山崎長門與力に被召出、江戸御供にて参りけり。父の宗右衛門法躰して寺へ引込み申すなり。根本此の申分は山田彌五左衛門仕出しけれ共、彌兵衛にゆづりて構はざりけるを能き思案ぞ申しける。翌年御参観の節善光寺の渡し場にて、高槻は長谷川庄

太夫乗りたる舟に荷物をのせまじきとて争ひければ、長谷川申しけるは、いかに勘兵衛殿、木村彌兵衛此の庄太夫は違ふべし。餘りおごり給ひなば、庄太夫命塵よりも輕し、同道申さん云ひければ、高槻少しもかまはず脇へ参りけるを、おこなしきこ是も人皆ほめにけり。

葭嶋御數寄屋の事

慶安五年の十月改元ありて承應元年云ふ。今度江戸より御歸りの節、御大工伊右衛門を山崎へ被遣、遠州指圖の數寄屋を指圖被仰付、御大工八右衛門を南都へ被遣、利休指圖の數寄屋をうつさせ、直に上方より小松へ歸着す。此の二つの數寄屋を、九里覺右衛門と山本清三郎に被仰付、其の年秋中かけて作らせらる。御横目に篠原大學を被仰渡、作事毎日見廻り申さる。利常公毎日御出被成、山崎松屋源三郎數寄屋と遠州座敷と申しけり。其の時山本清三郎に百石の御加増にて二百五十石になり、御小將組に被仰付也。

小松町同心廣田源太夫事

同年十月上旬の頃、小松にて侍屋敷に明家あり。是は子細

ありて跡目なし。然る故にたや番に、いやしき佗人ありてうかれ女を置き、町人共四・五人出入して酒宴を催す。近所の者はを見て、人集めする事憎き仕合とて、幾度もしかりけれ共事もせず。見れば町人見えつるこ、源太夫に申しけれ共其改めもなし。結局源太夫はいはれざる吟味哉とあざむく由を聞きて、近所の者共腹を立て、頓て書付を以て言上す。利常公聞召し、殊の外なる御立腹にて、淺野藤左衛門に被仰渡、町人同類共四・五人捕へて籠舎被仰付、岡嶋兵庫・平岡志摩に被仰渡、家財闕所をなし封を付け、御吟味の所に、町人共廣田源太夫も兼ねて存知の所にて、私共いたづらに出合を仕るに候はず、たや番は日傭すぎの者なれば折々雇仕申候。又日傭を頼度時分は、此の者餘人を雇ひくれ候故目をかけ申候由申上ぐる。淺野藤左衛門は終に左様の出合仕る事不存由被申上、廣田源太夫は藤左衛門殿へ申入れたる由申上ぐる。色々御吟味の所に、廣田源太夫は町中よりまひなひを取り不吟味する由御聞に達し、にくき仕合也とて源太夫父子切腹被仰付。たや番人御追放にて、町人共何れも小松にて歴々なる者なれば、出頭衆よ

り宜しく被仰上げるにや、頓て御赦免被仰付けり。此の廣田源太夫事、町中より銀子十枚宛の合力銀を被下、さして分際もなき奉公人にて、町人といへ共歴々の者共を家來同事のあひしらひ、脇より見ての見苦しさ。然れ共町人は猶以て頭を地に付け馬鹿慙にうやまひけり。成程位高に覺え横柄なれば、町人共うやまふこ心得て、おごりの致す所也と憎まぬ者はなかりけり。

大聖寺にて夜盜共被捕事

同年大聖寺にて在々所々五人・七人の同類にて夜盜に入り、家内の者をしばり置きて取りて出づるもあり。切殺し取りて行くもあり。御吟味ありて捕へんこすれ共知れざりけり。或時下粟津村の肝煎方へ押入りて切殺し、家に火をかけ立退きにけり。又或時湖津村の肝煎兵左衛門所へ七人忍び入る所を、亭主心得たりと起上り、來國光の二尺八寸是にあり、一人もあます間敷とて、刀を抜きて出でければ退散して見えざりけり。或時江戸詰の足輕家へ亂入り、女ミ子供二人切殺し、家の内に埋めて家財を引きまるけ取りて行く。玉井市正・織田左近其の外の人々、憎き次第也、いか



にもしてあらはさん日々夜々の談合の所に、下粟津村の百姓其の焼込の夜に人影を見て、大聖寺へ跡を付け入り見てあれば、渡邊八右衛門預りの足輕町へ入るこ見届け、覺束なくは思へ共、卒度家老中へ内通す。渡邊八右衛門内に馬捕に耳の聞えぬ者あり。三年耳ふさがりて更に物を聞く事なし。此の者常に人々の言葉を聞けば、預り足輕共いたづらするこ思入りて、猶耳聞えぬ躰也けり。盗人共二三入寄合ひて、彼足輕の宿へ馬捕を連れ行き、道具を持たせて來りけり。猶仲間はしらぬ躰にて、何を預けて置きたるやしらぬ躰にもてなし、是は大事なるべしこ俄に耳明になりて、八右衛門に密に品々の事を告知らせ、此の三年の間耳つぶし罷在さいへ共、誠の耳聾にて候はず。夫故言葉の末を聞請けて委細に申上ぐる由申しければ、八右衛門能くこそ知らせたれ、猶耳をつぶし居よこしばし思案せらるゝ所へ、家老中より召に付き登城し、相談を聞き、我等に御任せ候へこて宿へ歸り、大將こかしづく戸澤長右衛門云ふ足輕を居間まで呼び、爰へ近くよれ御用可申渡こて、近々こ呼びければ、足輕は脇刺をぬき傍に置き側へ寄る所

を、八右衛門押へて繩を掛け、奥の露地へ連行き、柱にくゝり付け置き、又中林彌七郎を右の通にして搦捕り、同所にくゝり付け置き、四人まで捕へ、又二人は式臺に帳三十露盤を置き勘定してありけるを押伏せ、手分けしてからめ取り、六人の内に成長の子供二人、是も家々にて搦捕り、十九人籠舎させ御吟味被仰付所に、一々白狀に及ぶ。然る所に潮津村兵左衛門所へ入りたる事を物語す。急ぎ兵左衛門を召呼ばる。兵左衛門心に思ひけるは、先年金物土の物に古き道具あらば早々可被召上この御觸也。來國光の御尋かこ恐しながら罷上りけるに、夜盜の事を尋ねらる。いかにも盗人申す通りに御座候、則ち其の國光の刀を差上げ申すこて指上ぐる。手柄を致し盗人を追返す事無比類次第也、刀を上ぐる代こして銀子五十枚被下て歸りけり。扱九人の夜盜共、下口の山際に並べて火罪に被仰付、幼少の男子を盗人共の目の前にて首を打ち、親ごもに投付ければ、其の首を抱へ黒虜になつて死しけり。夫より盜賊少しもなく、御領國の者共心易く臥しにけり。其の翌年は利治公御勝手御不如意に付きて、中納言様へ御意を得させ給ひて、

一萬五千石分金澤へ被召返、人々は玉井市正・織田織部・由比五兵衛・水越三右衛門・杉若九左衛門・本野源左衛門・水野内匠・長屋五郎右衛門・同源右衛門・毛利又助・渡邊八右衛門也。綱利公より扶助なし被下、忠勤油断なかりけり。

内裏炎燒の事

承應二年の春は利常公御參觀也。如例年御上屋敷にて御膳被召上御登城被成、方々への御進物、御使者數人馬代土産を毎日持參、日々夜々の御振舞限なし。六月二十三日午の刻に内裏炎燒して、類火の公家衆數多也。施藥院・菊亭殿・炉庵老・烏丸殿・日野中納言殿・毘沙門堂門跡・中山中將、其の外町家數百軒也。追付き天下より御造營被仰付、翌年夏御移徙也。其の年の秋天子崩御ならせられ、中年一年過ぎて、明曆二年正月花町親王御即位、當今こぞ申し奉りけり。

犬千代様御任官の事

承應三年正月十二日犬千代様御年十一歳にて加賀守四位少將に御任官被爲成、利常公こ御同道にて御登城被成、口宣の御書御頂戴ありて、公方様より來國次の御腰物御拜領被成、御上屋敷にて御一門・御出入衆千秋萬歳の御祝儀萬々

の後、神田の御屋敷へ入らせられ、御一門・御出入衆不殘御來駕、京都の役者も相詰めたり。五々三の御振舞の上に御酒盛になり、役者立ちて仕舞を仕る。御代を治め給ふ事一萬八千歳こかやこ御祝言半時分、蓬萊山の御盃臺を利常公より加賀守様へ進ぜらる。其の時太郎作正宗の御腰物、愛染國俊の御脇指を、岡田將監披露にて御頂戴被成、富山侍従利次公より來國行御腰物、安藝侍従光晟公より二字國俊、彈正大弼光廣公より長谷部國重を進ぜらる。少將様より公方様へ栗田口國安、中納言様へ一文字、利次公へ新藤五國廣、安藝守様へ長吉、彈正様へ二字國俊、何れも御脇指を進ぜらる。利常公より公方様へ備前秀光の御脇指に御樽肴添へて上げさせらる。今枝民部を始め、其の日御上屋敷に在合ふ人々、御歩行算用人まで御振舞被下。此の頃まで御幼君にてましますに、斯く御成長被成、此の御祝儀に逢ひ奉る事誠以て難有奉存けり。夫より中三年過ぎて、萬治元年十二月二十七日に正四位中將に任ぜられ、將軍家の御諱の字被進、綱利公こ申し奉る。千秋萬歳萬々歳こ上下押なべ悦び奉る。



多田權内事

承應三年には利常公小松へ御歸城被成、御領分中の高・物成・御印を御改め、御郡中へ書きあたへらる。然る所に御歩行多田權内云ふ者は、利常公御幼少より被召仕、守山・小松にて御奉公を勤めし故、金澤御在城の時縁を御ゆるし被成、随分御前もよかりけり。年寄りて病死の時せがれを權内に被成、長谷川大學・小林豊右衛門・瀬川五郎兵衛會所の時、留書致させ可申旨被仰渡、會所に罷在る。妹二人ありて半藤三太郎・上田半左衛門に妻合す。又權内舅は御歩行伊藤喜兵衛也。然るに權内あてめもなく、岡本小左衛門拂付の御城米を妹嫁に連判致させ借用して、御取立の時分になりければ御耳に立ち、御催促の上に迷惑可被仰付と兼ねて心得、欠落をぞ致しける。妹嫁共年々の御下行を以て沙汰仕るべくも、唯兩人の迷惑にて何の子細もなかりけり。然るに權内越前より忍びて小松海老町の茶屋に隠れ、存知の大工助三郎を招き、舅の喜兵衛方におのが妻女あるを、其妹一人添へて盗み出させ、二人の女を連れて別宮より山越えに越前へ行きけり。半藤三太郎・上田半左

衛門密に聞きて喜兵衛方へ参り、娘共を尋ねけれ共在合はず。兩人是は大事と心得て、頓て言上す。然らば伊藤喜兵衛せがれの七左衛門兩人拷問可被仰付とありし時、私共も娘の行方不存候。爰に大工助三郎と申す者、權内別懇の者にて御座候、此の者無心許奉存旨申上ぐる。則ち助三郎を召寄せ、大橋又兵衛・金子權右衛門・山本清三郎吟味せらるゝ所に、大工助三郎夫婦の談合にて、海老町の不閑坊所を中宿にして女子共を盗出し、權内に相渡す由白狀に及ぶ。伊藤喜兵衛父子を山崎長門に御預け、大工は籠舎也。伊藤喜兵衛に悪女の娘あり。年長けて夫なし。それ故に腰引の不閑坊主にさらせて、海老町の端に茶屋を致しありけるが、何れも權内と相談の所也。果して伊藤父子・大工夫婦御成敗被成けり。此の不閑坊と云ふ坊主、幼少の時元和の頃禪龍寺の弟子にて、學文能く致し春藏主と云ふ。寛永の初の頃宮腰に寺を建て達磨寺と云ふ。半狂人の短氣者にて寺を持損じ、能美郡吉竹村にて道場坊主へ掣入し、一向坊主になりけり。其の時江戸より吉利支丹に指し來るに依りて江戸へ被呼寄、御公儀へ出で拷問せらるゝ。其の時

腰の骨折れて腰引になりける。去れ共吉利支丹にてなき旨言ひのがれ、光高公の御前へ被召出、祖師西來の意を語りければ、辯口坊主のよし御意ありて加州へ御返し被成けり。御隠居の時分小松にて其村に居て、あなたこなたを口たき、一日暮しにありけるが、伊藤が嫁になり、世界をのがれて黄泉に入る。扱權内は、女共を越前の三國にて傾城に賣りて世渡る由取沙汰しけれ共、重ねて御かまひもなかりけり。父權内が忠功の事共を思召すにやと、諸人泪を流し難有存じけり。半藤喜助・上田半左衛門は、近頃まで連判を捕ひ、無足の勤致しける。

玉泉院様三十三回御忌の事

明暦元年二月二十四日は、玉泉院殿三十三回御忌に當らせ給へば、其の前年玉泉寺屋敷替被仰付、三千歩の地面を被下、御寺御建立。殊更天神堂を第一に御造營ありて、其の祥月には御法事被仰付御執行ありて、利常公も小松より御参詣被成、金澤老中寺に相詰め、御門の外まで御迎に被出、御目見せられけり。

白山權現の社の事

明暦元年三月中旬に利常公江戸へ御參觀被成、綱利公も御母君も御對面にて、例年の如く御登城並に諸方御勤等相濟みけり。然る所に清泰院様より利常公へ、白山の社御建立被成度由被仰遣に付き、金澤老中へ被仰入、寺社破損奉行人に御大工横江太郎兵衛被相添、白山へ被遣指圖を究め、尾添の者袖取申付、材木等も切寄せ御用意ありしに、越前の領村牛首の者共、十六ヶ村の名主牛首の藤兵衛大將とて何れも罷出で、加州より此の社御建立の謂なし。是は越前の社なれば、中々其の方よりいふ事思ひも不寄と爭論に及ぶ。尾添の者共は十六ヶ村を打絶やし社を建てんと云ふ。いやまで暫し、下にて埒の明く事不可有と、奉行入・御扶持人・大工其の儘捨置き、金澤へ歸りて其の通り老中へ申上ぐる。又尾添村より何れも金澤へ参り、私共に御任せ被成、御存知なき妹に被仰付被下候へ。十六ヶ村の奴原を悉く打亡し、此の方存分に達し可申旨訴へ申しければ、老中怒りて、にくき奴原の詮議哉、下として申分仕る者有之ば、悉く磔に懸けん被申ければ、無是非山へ歸り、はがみをなして居たりける。かゝる所に越前伊豫守殿



江戸より歸國にて、追付き使者を以て金澤老中への口上の一紙左の如し。

爲御立願今度越前國白山社頭御造營可被成由に付、人夫少々登山旨、所之者申來候。左候は、此方へ可有御斷儀如何に存内に、越前守御暇被下就歸國申達候へば、御立願ある上は、何れの國の社頭造營も可有之事歟。然共古來より國之守護修覆申來儀、其上今度從公儀御預領之事に候へば、左様之儀越前守年若にて難心得候間、寺社奉行へ相斷、無子細可爲造營營に候は、幸柚取牛首、風嵐之者仕來、遷宮平泉寺賢聖院執行之儀、前々より例に候へば、所之者申付、人足等御馳走可申由越前守申候間、左様に可被仰上候、以上

七月三日

本多 内藏助  
狛 伊勢守  
有賀 小右衛門

加州御老中

右の通り口上書小松まで持參す。小松にて老中は金澤に罷在り、中納言殿は在江戸也、是より御返札可申こて使者を

越前へ返し、夫より金澤老中へ紙面を達す。披見せられて返事なくては叶ふまじきこて。

一筆令啓達候。先日小松迄御使者被指越候へ共、金澤に罷在、御使者へも不懸御目候。然ば白山建立之儀に付被仰越之通、委細承届申候。社頭破損仕候間致建立度之由、尾添村百姓共申故、其分に申付候。惣て御隣國之儀に候之條、境目等之出入無之様に、中納言依被申付、此度も尾添村百姓共申分御座候へ共、聞入不申候。寺社御奉行衆へ御尋可有之由、其段如何様共御勝手次第に存候。彌造營可仕儀に候へば、自是御相談可申入候條、可預其御心得候、恐々謹言

七月二十日

奥村 因幡  
小幡 宮内  
長 九郎左衛門  
津田 立蕃  
前田 對馬

本多 内藏助様

狛 伊勢守様

有賀小右衛門様

如斯返札を遣し、江戸へ言上に及ぶ。利常公聞召し、公方様いまだ御幼少也、越前・加賀兩人も若年也。我れ今程年寄りて上様を大事に存する上に、いかゞ申分致すべけんや。以後上様御成長の時何ぞ可被仰渡こて、其の後事止みにけり。十六ヶ村の者尾添村の者、徒に雜言申合ひて暮しける。傳へ聞く、白山權現に申し奉るは、養老年中越前の山里に泰澄大師云ふ行者ありて、六根清淨の窓の前に即時觀其音聲皆得解脱の香を薫し、一心三觀の月に心をすます折節に、東山の頂上四時雪不絶、四方山の高根をすそに帯びたる高山に紫雪たな引き、雲中に大日の梵形あらはれて幾度も拜し奉る。いか様靈神の鎮座を思ひ、或時山によぢ登り白根の麓を徘徊す。老翁一人忽然に來現す。いか成る人ぞと問ひ給へば、翁答へて言ふ此の頂上に天照大神の玉母鎮座ありて、垂跡を大日如來の尊像にうつす、北國擁護の靈神也。我は此の山の大事にて、天照大神第二の神素戔嗚尊の第一神大己貴命也。檜新宮に居住して、大權現を守護し奉る也と語りて、虚空に飛行せしむ。泰澄難有奇異

三壺聞書

の思ひをなし、金胎彌陀の尊像を鑄奉り、大社を建立して安置し奉る。近衛院の御宇紹興年中に、比叡山の末社として天台山に白山を勧請す。四時雪降、山徒難儀に及ぶ。一山是を歎き、白山權現を毎年一度宛比叡山に來迎の日を定め、其の外は白山に住し給ふ故に、山門に客人の宮と號す。右開闢の時節は、日本大八州こて、越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡まで一州也。其の後三十三國に分ちて、猶越前も加賀は一國也。又其後六十六ヶ國に別れてより、越前・加賀兩國になる。泰澄大師は越前北の庄岡部の安澄が子也。又越前・加賀・美濃三ヶ國のちまたに白山ありて、三國より參詣の輩は國々の室堂に一宿す。何れも更に辨へ難し。加様の儀を越前の者共根こして年々争ひ止む事なし。中納言利常公の眞實將軍の御爲を大事に思召し、物毎に其御心ざし深ければ、此の時何の申分もなし。剩へ吉崎の鹿嶋山を、年々材木生茂り北國無双の景也けるを、越前より伐絶す。むかし尊氏の御時、加賀・越前の者鹿嶋の争ありしに、越前者の申分に、加賀の鹿嶋の儀に付き訴訟申上る由傳奏の前にて申しければ、則加賀の鹿嶋たるべき旨勅宣を



蒙るこ云傳へけるに、御幼少の事なれば、何のかまひもなしと聞えけり。然る後寛文初の頃、淺加左平太爲御用在京の時、下白山の長吏の坊上落し、傳奏衆へ申達す。淺加取持に依りて早速叡聞に達し、白山禪定の別當職を給り、繪旨を頂戴して加州へ歸着す。依りて白山大社を再建の儀申上ぐる。今は越前に申分あるまじきと又造營に及ぶ。猶十六ヶ村の者共疑義に及んでなり難し。此の時江戸御老中の御沙汰となり、寛文八年十月上使として、江戸より杉田九郎兵衛白山見立として來駕せらる。加州より津田宇右衛門・佐藤助左衛門・松原八郎左衛門・橋本治部左衛門・林十左衛門登山致し、山の躰を見廻し、こかく白山禪定は三國のちまた也、何方も可定様なし。此の山を公儀へ可被召上と極りければ、尾添村は白山の麓にて、山島も山のすそ野也、依りて白山に付けて被召上。扱越前領分は、先年三河守秀康公越前拜領ありて三子あり。惣領は一伯殿也。則ち福井に在城。二男伊豫守は越後上總殿跡高田へ入城也。三男但馬守は今に大野に在城也。其の後一伯殿流刑せられ、子息仙千代殿越後へ、又伊豫殿は越前へ入りかはる。此の伊豫

殿に四子あり。惣領越前殿は今の福井に在城、二男中務殿松岡に、三男大和殿勝山に、四男兵部殿吉江に各居城の所に、大和守殿を播州姫路へ被遣、其の跡三萬石御公領たりしに、伊豫守殿先年江戸にて御成の御用意にて、日本無双の作事等ありて、其の時御手前不如意に付き、當分勝山御拜借の地也。此の度可被召上間、左様に御心得可被成と、越前衆へ被申渡。殊更白山近邊に瀬戸・女原・釜谷・風嵐・須納谷・嶋・牛首・鵝ヶ谷・二口・五味嶋也。荒谷・尾添の二ヶ村は加州領分也。彼是御公領に相定り、牛首の藤兵衛を追放し、扱加州領尾添・荒谷の代りとして、近江國海津浦にて相渡る。津田宇右衛門・松原八郎左衛門・佐藤助左衛門・越中嶋村の九郎兵衛を召具し、各海津に居けり。大津の御代官小野惣左衛門、其の外麥屋の源次・今津の甚右衛門何れも海津に來着す。海津は東町・中村町・名古地町にて三ヶ村の所也。何れも望み有之に付き、鬪取に極めて中村町ぞ渡りける。則ち其の町にて岩松彦左衛門を肝煎に被申渡、中村町百七十石の裁許也。東町の内に松屋孫兵衛とて、先年より利常公の御登米の御藏を御預置被成。此の者此の度住居の町と願

ひけれ共、鬪取にて他領になり、一入残念理り也。扱尾添の湯を、自今以後中宮の湯と申しけり。

梶原 左 内 事

明曆二年三月二十九日越中富山騷動あり。此の起りを尋ぬるに、松平淡路守利次公は隨分兒小將を御吟味被成被召出。何れおろかはなけれ共、別けて梶原左内・橋本主殿兩人は御寵愛御念頃に被召仕、漸く成長して二十歳計になる頃、速水助之丞とて勝れたる美少年、續いて御寵愛の兒小將也。彼と梶原左内密通して無二の入魂也。其の頃橋本主殿は惣御目付の役を勤めけり。又歩行目付に上田市之丞、是も兒小將目付也。此の者最前左内召仕ひ取立て、御歩行に出しけり。明曆二年二月下旬の頃、梶原・速水は念頃致し忍び逢ふ由、御目付中の目に餘り御家中に隠なし。歩行目付の上田思ふ様、我れ左内殿の恩を得たり。然ればとて主命を背く事は別けての大罪也。みやせんかくやと分別辨へ難くして、橋本主殿に語りければ、橋本聞きて、汝は左内取立也。我等も一所に出で、別して無他事思ふ也。暫く先づ御聞に達する事無用の由、散々にしかりけり。上田是を

聞き、主殿被申所去る事なれ共、主命に背く事勿躰なし。若し他より御耳に立つならば、何れも同罪の身になるべしと、頓て書付を調べ、利次公へ指上ぐる。利次公いかゞ御思案被成けん、何とも不被仰出。其の内に誰云ふともなしに、橋本主殿より御耳に立てける由方々に沙汰せり。左内も助之丞も、何とやらん御前疎々敷なりければ、兩人共に思ふ様、扱は主殿注進に及ぶ事疑ひなしと、又主殿を恨みけり。主殿夢にも不知して、此の者共我を恨む不思議哉、こかく穩便に難成しと、或時書付を以て言上す。定めて上田市之丞方より御耳に立可申候、梶原・速水密通紛無御座旨言上す。利次公聞召し、左内を被召寄、兩目付の書付を左内に被下、汝不届と思へ共、我れ隨分取立て用事共申付けたり。小松には他國者召置く事堅く御制度被成けるに、夫を用ひず唯今汝等を申付くる者ならば、我目違の所外聞も悪し。此の度は赦免す、以後嗜み可申由被仰渡ければ、梶原先づ有難旨御禮申上げ、御前を退出致しけり。梶原は老母一人有之て、妻子はいまだなかりけり。左内母に近付き云ふ様は、我れ君命を背き御目をくらまし、早や御耳にも



立ちければ、彼の訴人共打殺し自害可仕ご存候間、母上は京都へ送り可申候、御用意あれご申しければ、母聞きて、京都ごは何事ぞ、武士の家左様の事なきにあらず。我も一所に敵の助太刀打ちて、共に自害せん何の苦勞のあるべき。早々智畧をめぐらせごありしかば、梶原忝く奉存所也。二十九日の晝より、秋山志摩方へ主殿ご私を中直りの振舞ご極めければ、夫れ前に家内の埒を明けんごぞ申しける。扱召仕の男女共に衣類金銀をあたへ、宿へ休みに遣し、直にあけひ山二上山・大岩の參詣を可仕由申渡し、何れも悦び罷出づる。扱彼の上田市之丞を呼寄せ、御掃除の坊主林清ご、速水助之丞ご左内家來上坂治右衛門ご三人申合せ、市之丞に菓子酒をすゝめ、左内申しけるは、市之丞今度我等儀を注進す、其の返禮申さん、覺悟致せご云ひもあへず、取々に繩を懸け、手々にのみ槌・鋸・錐・小刀にてなぶり殺しに致し、つらの皮をはぎ臺所の庭へ投出し、左内は早九つ時分にもなりければ、秋山方へ參らんご母上に暇を乞ひ、家來治右衛門に仕廻の事申付け、速水助之丞・林清に萬事頼申す也、さらばご云ひて暇乞ひ、左内は志摩

方へぞ參りける。扱三人の者共は、最早左内は秋山方へ行着き被申べし。いざ母上覺悟ましませご、小脇指を參らせければ、母は脇指請取り、各能く仕舞可申由にて心元に突立てければ、速水ごめめをさし、茶の間の爐に能くしたゝめ、炭四・五俵うつしかけ、四方より火を吹付け、大かた姿も替る頃、いざ治右衛門は左内に案内申せごて、兩人に暇を乞ひ、松山方へ參りけり。助之丞・林清は残り留りて、最早治右衛門秋山方へ行着かん、いざや家に火をかけんご、松明に火を付け、詰り詰りにもやし付ければ、五百五十石の身に過ぎたる家の事なれば、夥敷焼上る。やれ火事よご富山中上を下へご返しける。秋山方へは梶原・橋本並に御歩大森五兵衛、諸國無双の小歌の名人、彼を加へ振舞過ぎ、互に心打解け以來猶念頃たるべしご、大酒盛になつて心をゆるす折節、左内家來上坂治右衛門御目に懸り度旨申して式臺へ來る。左内立出で聞きければ、仕廻の様子を申し、定めて跡に火を懸け可申ご云ふ時、左内心得たりご座敷へ入り、主殿を脇へ呼立て、今度の一巻堪忍難成しご、扱打に切りければ、主殿抜合す間なく、三刀に切伏

せらる。其の音に座敷騒立ち、上を下へご返しける、其の際に左内は切腹す。治右衛門介錯致しけり。秋山聞きて飛出し、其の外在合ふ者共打出で治右衛門を切殺せり。かゝる所に、やれ御城こそ火事よご呼はる程に、萬事を捨て御城へ登り見れば、御城には何事もなく、左内宅にて、皆々火本へ走りけり。左内宿所には、中庭に酒樽二つならべ、杓を立て門を閉ぢ、近邊へ寄る者をば、内より速水・林清・長刀の鞘をはづし、上下をきはす突伏せ切倒し、酒を呑んでは息を繼ぎ、來れば突落しなき伏せ、死人九人手負十二人ごぞ聞えける。富田右衛門給人一人馬上より突落され、御歩行松井清右衛門も討たれたり。火も鎮り人も來らず。速水ご林清は指ちがへてご果てにける。後に御吟味ありて林清一類六・七人御成敗被仰付。左内は五百五十石、主殿は六百石、速水は百五十石、何れも他國者ごも也。古今稀なる富山中の騒動、諸人目を驚かす所也。

清泰院様御遠行の事

明暦二年の秋、綱利公の御母君清泰院様御違例にて、醫術の法は誠に天下を動かし、祈願宿願残る所なしごいへ共、

天上の五衰遁れ難く、御年三十歳にして九月二十三日終に御遠行被成ける。御果報天下に並びなき御事なれ共、十九歳にて恩愛の御別れに御心を痛ませられ、誠に千行の御悲み御命も危き程なれ共、忘れ形見の若君御成長の程を、二葉の松の千代かけて見まほしく思召しける御心の中こそ御痛はしければ、上下萬民の愁歎筆にも盡し難く、御召仕の女中方唯牛残りたる命をうらむる外はなし。御遺骸を金棺に納め奉り、傳通院へ移し奉る。一七日の御法事には、千部の御經讀誦にて大法會を執行あり。御諡號を清泰院殿法譽性榮大姊ご號し奉る。御召仕の女中何れもさまを替へらるゝ。中にも今井・松村・岩崎は公方様・天樹院様・高田様への御使等被勤ければ、しばし其の儘勤めらる。御局永順・壽齋其の外の人々、御屋敷に新宅被仰付移り、傳通院の御影堂の御前へ日々の參詣、哀なりける事共也。扱小松には、先年越前の高瀬より知識を被召寄有之けるに、清泰院様御爲に俄に寺を造立被仰付、瑞鳳寺ご號し、則ち十月二十八日は三十五日に當らせ給ひて、金澤・小松の知識被召寄、御法事御執行被仰付。中納言様御參詣の御事なれば、金澤よ



り老中不殘參詣、別けて奥村因幡・津田玄蕃初中後の惣奉行にて、諸事裁許被相勤。後に至りて卯辰山如來寺を小立野へ引越し、御寺・御影堂金銀をちりばめ御造營被成、何れも不怠參詣也。此の如來寺事は、台徳院様の御位牌を立てさせられ、御崇敬の筋目なれば、御菩提所ご被成ける。

小松掛橋大神堂の事

明曆三年には、小松掛橋の河端に天満天神堂を御建立被成。御本尊は忝くも菅相承の御自筆に遊はし置き給ひけるを御求めありて、久々御秘藏被成置、山本彌次右衛門を御使こして京都にて表具被仰付、此の堂に安置せられけり。御大工山上善右衛門に指圖被仰付、善盡し美盡し御造營被成。成就の時松・梅・櫻の植木共、並に神前金燈籠其の外の具足共、思ひ思ひに御家中より寄進あり。柴山内記・生駒三九郎に被仰出、寄進の品々帳面に記し御覽に入れ奉る。京都北野に於て歌道の宗匠いはいはれし能觀・能順・能説にて父子三人被召寄、御移徙に連歌百韻相濟み、則ち能順沙門を被召置、別當に被仰付、掛橋村にて百石の社領を付け、月次

の連歌料に三十石被宛行、御家の祖神なれば、御子孫榮久の棟札を千岳和尚に被仰付。其の言に曰く。

謹上再拜敬啓。加越能三州使君者。忝辱北野天満天神之立孫。依是。於加陽新府。擇地潔處。而新建菅君社居社主。加之。又營玉樓金殿之寺。召能順行者爲看司。恰表太宰府中觀世音寺乎。至矣。盡矣。于然遷宮三日以前。倏忽而就予見請立柱上梁札。依國命難忍。不及椰揄作俚語之文。而充于社棟札。更不異菅神之靈鑑。不憚世俗之人口。一筆句下者也。越庶幾。愛憐似比丘短才不敏。垂照鑑矣。

銘曰

能美故郡 加陽新府 懸橋之北  
安宅之東 相地潔處 建社河濵  
迺是菅君宗廟 寔其松氏守宮  
柱徹黃土 棟聳碧空  
神德爲靈驗 流如矢月如弓  
神影爲清操 松自青梅自紅  
寺臨水際 殿並境中

希願人満足

恭敬衆盈豐

戴之則如有冥顯 仰之則尊無始終

所庶幾者

要衛蘭菊花盛 必依檀信節崇

更冀

國家安泰

佛法紹隆

壤不割雨

條不鳴風

明曆三丁酉春二月二十三日

大功德主

加越能三州使君中納言從三位兼行肥前守菅原朝臣利常

大工入唐自横山喜春十七代山上善右衛門尉喜廣

前三住妙心現傳燈千岳宗似謹誌焉

定光古佛止火偈云

寄語宋无忌

火光速入地

家有壬癸神

日洒四海水

現傳燈千岳叟謹誌焉



三壺聞書卷之二十一

江戸大火事の事

明暦三年正月十八日・十九日相續きて、江戸大火事不珍こいへ共、末世の物語のため書記す。丁酉の年正月十八日辰の一天に乾の風烈敷、微塵を有頂天に吹擧けて人の面も見え分かざる折節、本郷四丁目に本妙寺云ふ日蓮宗の寺より火を出し、黒煙中天に巻上てその中に猛火の火花紅の雪をちらす。湯嶋六丁焼拂ひ、旅籠町へ懸る火、堀の内駿河臺にて佐竹義信・永井信濃守・松平下總守其の外屋形を一度に焼立て、鷹匠町・大名小路・鎌倉河岸へ取つて出で、一石橋・さや町より牧野佐渡守・小濱民部・町奉行・同心、並に八町堀の御舟藏、松平越前守大屋形を一面に火の山さなして、幾千萬人の男女火難を遁れんさ足に任せて押す程に、靈巖寺へ押して行く。然るに靈巖寺の本堂にもえ付き、詰り詰りの小寺・僧堂に猛火もえ上り、一切衆生今は早や海の中を心懸け水にひたる事幾千萬、伽藍の猛火熾になつて、五尺・三尺

の火の盤石を投打つ如く、首より下は水にひたし、あたまは火にこがし、水火の二つにて責めければ、死する者一萬人ぞ聞えける。海を越えて佃嶋・石川大隅守、其の外在家悉く塵も不殘焼拂ふ。其の日も未申の刻には西風彌々烈くして、神田明神・皆善寺より堀丹波守・吉田備中守、村松町より柳原・和泉橋焼通り、須田町の火は一面に通町へ飛行き、誓願寺より焼分かれ、西本願寺へ行く程に本堂にもえ付き、爰にて江戸町中の家財共山の如く積置きて、人山さなりてありけるに、家財も人も煙の中に埋もれて猛火になり、塵も不殘失せにけり。本町の火は傳馬町にも付きしかば、數萬の人爰は退き口能し、葛籠・長持・衣類等を持かつぎ、淺草さして押行きける。爰にて牢屋御奉行の石出帶刀、牢の戸を開き罪人共を出しつゝ、何方へも落着きて、命あらば火鎖り淺草邊に集れり申付けて放しける。立つにもたゞれず、留るによしなし。漸く火花の中を行く程に、火静り下谷に集り、石出帶刀を尋出して逢ひければ、帶刀も奇特に思ひ、御老中へ申上ぐる。御老中は是を聞給ひ、罪人さいへ共義の道はありけるよき、皆悉く助けられ、國々所々へ退散す。今

度の火事に罪人共は助けられ、善人共は火罪にあひ、我々猛火に責めらるゝ不思議さよきぞ申しける。江戸中男女淺草口へ押す程にいかなる天魔の業やらん、舛形の惣門をはたご打ちて行く先なし。後よりは押し來る、先はつかへて、いやが上にふみ越えふみ越え押す程に、大門の棟木まで人山さなりて積みければ、下になりし男女共、大樽桶の罌の鮎さなりて死にけり。大門の上に集る人、築地の上よりこほれ落る橋の下へ落重りて、門より内は左右の猛火の焔に煎こがし、橋の上下に落重る人は火炎にこがれ、數千萬人大門の内外にて死に畢ぬ。柳原の火誓願寺前なる大名屋形一軒も不殘、本誓願寺・知足院百餘ヶ所の大伽藍、一度に火の山さなり、傳馬町の火さ一手になり同道して、舛形の内灰さへも不殘、元の河原になりにけり。其の夜の九つ時分には、御米藏共悉く焼けゝれば、藏の影に隠れ居る男女共、爰にて數萬人焼死す、其の火深川新田にもえ付き、在家不殘灰さなり、河水田畠のみ残りけり。

同十九日火事の事

明くれば十九日焼跡を金銀尋ぬる者もあり。親・兄弟・子供

の死骸尋ぬる人もあり。皆散々になりしもの、ちなみちなみより赤飯・樽肴・食粥なごを持つさひ、焼屋敷にて喰ふもあり。焼残りたる家のかげ、屋形屋形の門の中市を立て集り、食物をいごなみ、古金道具賣買して持運ぶもあり。され共大風烈しくして、地煙は人の面も見分け難き折節、傳通院表門大番衆與力の者火を出す。黒雲一通りに立てこめて闇夜の如くなりければ、當座は火事共不知、いつもの事と思ひけるに、吉祥寺の學寮共にもえ付き、火花は三十町四方に吹ちらす、水戸中納言御屋形は一面に火の山さなり、本鷹匠町・天壽院殿・兩典厩、御天守・二三の丸を初こして、松平綱利公の御屋形、松平伊豆守・土井・水野・本多内記・酒井攝津守・藤堂大學・小笠原・安藤・土屋、彼是十五ヶ所の大名屋形、常盤橋内外、鍛冶橋の内大名衆、數寄屋橋の内にて、南北都合七十二ヶ所の屋形屋形灰も不殘なりにけり。綱利公は、神田・牛込兩所の屋敷より多勢來て、追々に神田へ引連れ來るもあり。牛込へ引取るもあり。人は一人も損せずして、綱利公御馬に召し、大軍引包みて常盤橋へ出させ給ふ。弓手妻手の川の中には、上界の諸仙見えし女中達、綾羅錦繡の八



重の袖幾千人もなく泥水にひたり、さげびの音笙ひちりきの如く天地をひびかし鳴渡り、いさ哀に見る人々は胸をいたましむ。綱利公は難なく神田の御屋敷へ入り給ふ。其の日七つ時より西風となり、いよいよ強く吹く程に、紅葉山西の御丸は相残り、馬場より土手をさかひにて、やよす河岸の北南二十四町、町屋をさして押し行く火に、中橋・京橋邊の町人共、是は三十三天の諸世界の一度に火羅刹にあふ事ありと、常に談義に聽聞す。いつの事ぞと思ひしに、早や唯今の事也き。夫故にこそ談義にも只今只今と思へこはいはるれと、かゝる物うき中にも念佛題目隙もなし。鍛冶町より中橋南北三町東西二町半の内に、方々よりせまりたる人数共二萬八千餘人、爰にて四方の火にせめられながら、黒こげになり死にけり。夫より新橋・木挽町・水谷町・紀州・尾州の兩大納言殿の藏屋敷、奥平美作守、彼是十八ヶ所の藏屋敷一時に灰となり、鐵炮洲へ吹付けて其の日酉の刻海の邊にて火は留る。かゝる大いなる焔にも海は残るこ申しけり。又申の刻に糝町五丁目より火を出す。松平出羽守・同越後守・同但馬守、山王權現と天神の社悉く焼失す。紅葉山に火

の粉さも雪の如く吹懸り、あやふかりし折節、神威に恐れてや風北へ直りつゝ、西の御丸恙なし。上様を初め奉り何も是へ入らせ給ひけり。南の方の大名小路へ火花散り懸つて、井伊掃部頭・上杉彈正・毛利・伊達・嶋津・黒田・鍋嶋・南部・眞田・丹羽・相馬・京極・戸澤・金森・板倉・土方・淺野・龜井・柳生・小出等、中昔より以來天下に名高うして、いらかを並べ建置きし大屋形共灰となり、西の御丸の下よりも阿部豊後守・堀田上野介・水野監物・北條・稻葉・大久保、かゝる大名の火の粉櫻田町へ降懸り、愛宕の下を押し行く程に、有馬・秋月・脇坂・中川・嶋津・一柳・山崎・植村・桑山・分部・大嶋・織田・佐久間、正宗の中屋敷、毛利長門守の下屋敷、吉川美濃を初として八十五ヶ所の屋敷共、微塵も不残野となりぬ。櫻田の火は、龍田の紅葉となりて海邊をさして吹行くは、保科肥後守下屋敷、伊達の藏やしき、芝の濱の手都合十八ヶ所、増上寺所化寮百十五ヶ寺、表の門・神明堂・神樂堂・護摩堂、其の外小社共あはれ一つも残らばこそ、増上寺より南の方十町餘芝口三丁目へ焼通し、爰にて潮は残りつゝ、剩へ風止みてさゞ波さへもなかりけり。増上寺權現堂並に台徳院殿

御廟所、御臺所の御影堂、本堂・經藏・鐘樓・山門までは残りけり。火も鎮り、夫より河原者に被仰付、死骸共を取集めさせ、武藏・下總の境なる牛嶋に六町四方の穴をほり、打

本の江戸にぞなりにける。

公方様御道具焼失の事

入れ打入れ、其の死骸帳に記し見給へば十萬三千人也。其の上にて大塚をつき萬人塚と名付け、又無縁塚と云ふ。諸宗山無縁寺回向院に申す寺を建てさせられ、増上寺より出家を居へ、諸寺の僧集り、千部の經一七日、不斷念佛の道場を始められ、御弔ひ被成ける。部類眷屬日々夜々の參詣、殊勝にこそは見えにけれ。火事は鎮りけれ共、江戸中に米一粒もなし。木竹一本もなかりしかば、野に伏し山にふし食物せず。寒風強く骨肉をくだき、寒林に骨を打つ靈魂、なく

今度の大火事に、上様並に日本の大名・小名・町方・寺社方に年々貯置きし重寶共、幾千萬共なく焼失の儀筆紙の及ぶ所にあらず。公方様御道具焼失の御帳面の其の中に、別して天下無雙の御腰物・御脇刺・御太刀等は、幾萬年経ても御重寶なるに、此の度世に絶えぬ事、惜敷次第哉と諸人奉存に付き、是のみ記し、せめて其銘也とも聞傳へ、末世の物語の爲留置く事斯の如し。

なく前生の業を恨むさいへ共甲斐もなく、又死人幾千人出來す。夫より諸國大名衆粥を煮させて、方々にて施行あり。御城より内藤帶刀・松浦肥前守御奉行にて、日本橋・御成橋に粥を煮て毎日施行被成けり。銀子一萬貫目を町人共

不動國行 骨食吉光 天下一三好郷 江雪正宗  
吉本郷 左文字 初雁郷 兩方郷 温海貞宗

小屋懸の御助成たり。江戸中立替り、火除等に所を放るゝ者共に、一軒に金子七十兩宛、替地を添て被下けり。依之頓て本の如く町並等小屋かけて、商賣隙なく致しければ、

此の外二百枚内外の郷・正宗の御腰物數多なれ共略せしむ。御脇指は。  
豊後藤四郎 米津藤四郎 新身藤四郎 樋口藤四郎  
しのぎ藤四郎 飯塚藤四郎 北條藤四郎  
此の外三百枚内外の御脇指は數しらす。御太刀には。  
三好正宗 天下 對馬 正宗 長銘正宗 和常公より  
八幡正宗 横雲正宗 道雲正宗 宗 近シノギ



行 平 青木國次 三齋國次 村雲當摩 岐阜  
 國吉 醍醐屋國吉 蜂屋郷 北野紀新太夫 大  
 國綱吉光 一振の影 秋田行平 主馬丸行平  
 宗 近 大坂切又貞宗

此の外百枚内外の御太刀數多ありこいへ共畧せしむ。依之世の中に古作の道具大切になり、一倍増・八割増・五割増・段々に其の出來不出來新古に隨ひ、代付折紙等も出すべき由、公儀より本阿彌家に被仰渡、何れも身を持出でたり。他の寶物は年經て朽ちくさりけれ共、金物・土物は幾世を経ても猶見るにいこまなし。上古より以來火事云ふ事なかりせば、古物の絶えぬる事あらじこ、皆人惜みあへりけり。

越中高岡瑞龍寺御造營の事

瑞龍院様御墓所並に寺の山門は正保三年に成就して、御寺いまだ修理不被仰付。依之山上善右衛門に被仰渡、漢土の徑山寺の指圖の通りを御尋ありて、御佛殿・大方丈・小方丈・衆寮・大庫裡・小庫裡・回廊・鐘樓殘る所なく御造營ごぞ聞えける。近藤加左衛門・市橋佐次右衛門を被遣て、惣構の堀・土手等を築廻し、寺社御奉行に御扶持人大工ごをも

山上下知して、申酉戌三年かけて作事漸く出來す。日本無双の職掌の伽藍こそは見えにけれ。誠に御代を繼がせ給ふ報恩謝徳の御志にて、供養執行被成事、難有しごぞ申しける。

小松利常公御參觀の事

同年三月二十一日小松御發駕、四月二日江戸御着、御登城方々御勤等例の如し。然る所に武家・寺方・町中の屋敷共此の年皆替りければ、清泰院様の牛込の御屋敷紀州様へ相渡る由にて、萬ぢやうを立て勝示を指し繩張等を致す由を利常公へ注進の所に、今枝民部・塚本治左衛門を被召寄、何方より案内ありての事か、其の方共いか聞きたるごぞ御尋の所に、誰も不承由申上ぐる。俄に御機嫌替りて齋藤長兵衛を被召、足輕・御小人五百人計召しつれ、今日の内に家を毀ち可申由急に被仰付しかば、長兵衛は畏りて人足共引具し、御扶持人御大工等も參り、未だ家もあけずして何れも有之所へ押懸け打やぶり、大繩を付け引たふし、する程に、住居のものごも家財を取りのけ方々へ持はこび、子をさかさまに負ふごは加様の事なるべし。あわて騒ぐ有

様は、唯今高麗陣ごやらの有るかこて、上を下へぞかへしける。然る所に塚原治左衛門登城して御老中にむかひて、

御天守臺の事

たごへ清泰院様御座なくわたらせ給ふごも、中納言殿・綱利公もましませば一旦御斷可有所に、御案内もなく如何の御分別に候哉。中納言殿殊の外なる御腹立、此の上には早々先づ替地を被進可然ご、地をたゞき聲高に申しければ、御老中も理に伏し給ひ、治左衛門宜しく御意得られ候へ、何地にても替地御望次第ごありければ、其由利常公へ申上けらる。然らば駒込を御請取可被成ごて、駒込にて相渡る。御近所藤堂和泉守殿屋敷につかへて少し不足ありければ、本郷の町ご天澤寺をさかひ、近藤登之助殿前同心共をたゞせ可被相渡、御露地等の御普請も御數寄なれば御近所なりごて渡しける。又其の上に苗木山を御望ありて御請取り、前田帶刀殿へ御普請まで被仰付て利常公より被遣。御上屋敷は筋違の外六條本願寺の末寺屋敷を淺草にて相渡し、其の跡をば綱利公へ被相渡。此の三・四ヶ所の新屋敷御普請に、江戸中の日用人足幾千萬御用聞敷事共推察して知るべし。筆紙の及ぶ所にあらず。依之畧せしむ。

萬治元年には、御城見付の御門より、方々の橋々の御門・橋臺等修理破損等造營の儀、天下の諸侯請取請取に被仰付。別して御天守臺の石垣は、加州へ御頼み被成ければ、加州より郡中の人足、其の年の收納に應じ被遣、扶持方銀相渡り、五千人の都合被召寄、御家中より御入用割符して、知行高に應じ取立つる。先づ四千貫目原田又右衛門・中村新之丞・津田孫十郎・平井次郎兵衛に裁許の足輕五十人指添へ、江戸へ到着す。是れ先づ當分普請の道具品々の御用意の爲ごぞ聞えける。年内より御上屋敷に於て、一尺五寸廻りの五十尋・七十尋の大綱を、諸國の麻苧を買集め幾百本ごなく被仰付、空車ばかりを十人にもちあつかふ。大八ご云ふ物を五百輛拵へ置き、七・八寸廻りの鐵を延べたる大鐵繩を幾筋ごなくねらせらる。樫木を以て地車・蟬車共を數十個作り置せられ、藤葛にて大持籠數萬挺出來す。鐵ごこ木ごこ數萬本、御普請道具の其の外に、人足以下の裝束のため、いま織の羽織五百人前、だて染の帷子數千人前、手拭に至るまで美々敷拵へ置かせらる。其の外行器、



杉重・赤飯桶・御賄の御道具・大釜・小釜、夫々に御点を合せて入用次第に用ふる也。先年大坂御普請・筋違橋度々の御普請に、天下の者共目を驚す事共也ければ、此の度も御氣を配りなし置かせ給ふ。去れ共久世大和守殿御内證を以て利常公へ被仰けるは、此の大火事に世間も簡略たるべき所に、此の御普請のみならず諸國の請取丁場も數多也。美麗の御事被遊なば何方も致さるべし。然らばいくばくの費也。必ず質朴に何事も美麗がましき事御指止可被成旨被申に付き、装束等は御用にたゞざりし也。御普請場の脇に御小屋を懸けさせらる。毎日御膳被召上、利常公・綱利公丁場へ御編笠にて御出被成、もみにもんで急がせ給ふ。

有増御役付の事

惣御奉行本多安房・奥村河内・長左兵衛・奥村因幡、其次の奉行青山織部・森川勘解由・菊池大學・津田宇右衛門、石垣爲築奉行竹田市三郎・古市左近・山崎半左衛門・成瀬市正・神尾數馬、御小屋の御賄は原田又右衛門・近藤治右衛門、石は大窪忠左衛門・金子權右衛門、材木は宮崎豐左衛門、石引奉行阿部甚右衛門・森川伊織、丁場廻りは澤崎太左衛

門・葛野藤太夫、裏栗石は郡勘三郎・西村六右衛門・上村八左衛門、作事奉行は奥村彦三郎、荒物奉行に料紙奉行は村田久左衛門・木村新兵衛、御扶持人御大工渡邊伊兵衛・笹田覺左衛門・横井太郎兵衛・中山甚六、其の外數年利常公御召仕の御大工中村惣左衛門を初として、左平治・治兵衛・九左衛門・八兵衛・六郎右衛門等不殘相詰め勤む。先年の天守臺は、慶長十一年に御城御取立の節、淺野安藝守殿請取にて伊豆石にて高さ八間半に築立てらる。此の度は御影石を以て高さ七間半に二十一間四方也。小天守の臺は長さ十八間に横十二間也。石舟着きてかし端より御天守臺の際まで材木・板・角物を以て底より積上げ、かすがひに付けて、登り坂にして、修羅道玉の盤を走るが如くに拵へて、七千餘人の人足にて引上げ、地車にかけくり上げて築きければ、四尺・五尺の角石とても、大坂手木のはさきに懸けて、菅の小笠を扱ふ如くに見えにけり。扱利常公御召仕の石切勘七を以て惣石切の目付に被仰付、美濃屋庄次郎を大坂手木の日傭頭に御定め、未明より七時に至るまで利常公・綱利公・利治公御出ありて被仰付故に、物の見事に出來す。四千人の

石切を以て臺の四方に足代し、上削りを致しければ、誠に盤の面を上鉋を以て削り立てたる如く也。九月上旬には天下の修理寮木原大工頭目明にて、渡部伊兵衛・横井太郎兵衛・笹田覺左衛門・中山甚六・中村惣左衛門罷出で、すみ圖をつきて相渡す。先年の天守臺一尺八寸のひすみあり。此の度は一厘のひすみなし。渡部伊兵衛根石よりかねをまくと見えけるが、無双の名人也と天下の修理職譽めければ、末代までの面目也と、伊兵衛喜悅の眉を開きけり。其の時の人足共寄合ひ語りけるは、御天守の石垣共を取除けし時見てあれば、年々に佐渡の一澤より御運上の金銀まで、たばこ盆の大きな吹ぬきの上銀何程共なく積置き、又いつの世よりの御用やらん金銀數萬貫有之所に、大虹梁共を焼立て彼の金銀をころかしければ、わき合ひて丸かしになる、五百人・七百人・五十人・七十人にてもあつかふ中に、竹田市三郎・古市左近奉行にて千人にて引出し、御城御本丸へ引入れ置く。此の金銀わき合ひてまだらに見えて五尺・三尺の流れ懸る垂氷共有之を、斬げんのうにて打落し、筵に包み持運ぶ、目覺しき金銀なり。砂に交る玉金は幾千

萬も可有之を、利常公御老中へ被仰上、つゞまやかに是を撰出す物ならば、當年中は御普請成就なり難く見えければ、御金の儀は御用として御求被成事いさやすし、皆地形堀のうづみ土に可被成旨御相談の所に、御尤の御事也、早々埋土に可被仰付さありしかば、市三郎・左近に被仰付、夫より金銀に構なく、堀の内又は地形に盛にけり。右引出したる燒金は、三の丸にて金吹數百人にて吹分け、大判・小判・丁銀になるこかや。昔より御代々に天下御普請多けれ共、加様に金銀の山を見たる事はなし。いかなれば加様に金銀多くありけると問ひければ、老功の者申しけるは、天下の金山と云ふ事も、天正の末慶長の初より國々に出來す。必ず其の國の米高直になり、運上と號して天下へ金を上げ、又國々の守護より諸役をかけて取上ぐる。箔より外に金銀の費なし。世の中に金多くなる程に、金につれて世間の華麗彌増し、只はみ物のみぞ大切になり、鰥寡孤獨之に依て餓死するを語る。

綱利公北の御方御興入の事

萬治元年七月二十六日保科肥後守正之の姫君を綱利公へ御



嫁娶ごぞ聞えける。内々將軍家より御祝儀可被仰入旨上意の所に、先年光高公方様より御祝儀にて例悪敷なり候間、此のたびは直々に祝儀可被成旨被仰上候に付き、其の通りになりにけり。天下の諸侯より御懇の次第御馳走ありて、辻がため・長柄なごを被出、芝の御屋敷より神田御屋敷まで道筋は塵を拂ひ、五色の砂を敷き、美々敷御事共也。尋常の嫁娶だに貴賤群集をなす事なれば、御夫婦共に天下の御係にてましませば、諸人御馳走は理り也。行列諸役人等は記すに不及。御前様御家老として澤野十兵衛、加州より久津見忠兵衛兩人を御奥方の御家老に被仰付。御料理人長谷川所右衛門を頭分として、千里六兵衛・高橋傳右衛門・大友治兵衛、御歩行に荒木久左衛門・鈴木源左衛門・伊方佐左衛門・守屋五右衛門・松本庄右衛門・小買手役し日野彌右衛門、是等芝より御供し、則ち神田に小屋を被相渡、御扶持方知行下行夫々に遣さる。御廣式番人前田兵左衛門・上木半兵衛・土田作右衛門・河内山半助・寺西十藏・嶋七左衛門御廣式に伺公す。其の翌年久津見忠兵衛代人として、山口彌五兵衛加州より引越し、澤野十兵衛に相司仰付けら

る。御輿入の日は綱利公は御天守の御普請所に御座被成、中納言様何事も被仰付。暮に及んで綱利公入らせられ、御祝儀職掌の次第、千秋萬歳の御壽目出度かりける御事也。其の暮十二月二十七日には綱利公正四位中將に補任なさせられ、御祝儀共彌増目出度御事申す計もなかりけり。

利常公御逝去の事

同年利常公は、保科正之公に御意被成けるは、其の御元へ打まかせ申候へば、諸事今枝民部に被仰渡被下候様にござらば、ご御意候所に、正之公被仰けるは、當年は御天守臺の御普請御精に被入、永々御逗留被成御苦勞の御事に候。綱利殿の事は御心易く思召し、早速御歸國被成候へご御暇乞ありて、九月上旬に御發駕にて小松へ御着被成けり。金澤の老中を初め、人持・物頭・諸奉行人追々に御目見にて、御機嫌殊の外宜しき所に、二の御丸橋詰の御番所に落書仕置候旨、御目付より御聽に達しければ、俄に御機嫌替らせ給ひ、御番所御吟味にて中々殿しかりければ、其の日其の時の當番供廻り下々迄御せんさくになりて、三輪清右衛門若黨の書きたるに究り、御成敗被仰付事濟みにけり。夫より

御機嫌直らせ給ひ、十月十二日は玄猪の御祝ひにて、例より目出度折節、伊藤内膳は御改作の御用近年相勤め、御領國の人民豊饒になり、數年の思召し立も成就し、御大慶に被思召、内膳へ御加増被仰付ければ、末代までの面目ご諸人うらやむは尤也。御夜詰も過ぎ、詰衆宿々へ歸り、小夜詰になり、暫く御用共泊番衆に被仰置、奥へ入り給ひ、御用所の廊下にて御目舞の御心持にて、そこに其の儘座し給ひ、左門左門に二聲御呼被成けるを、當番別所三平・武本三七走り寄り見奉れば、はや御正氣まします。御年六十六歳にてこなたえさせ給へば、兩人驚き品川左門へ人を遣わし、岡本平兵衛被召連鍼を立てまらする。其の内に三の御丸枇杷嶋へ觸申しければ、加藤正悦・藤田道仙息繼兼ねて走り來り、御脉窺ひ奉る。其の内に小松中は不殘人持・兒小將を初め、何れも登城せざる人はなし。金澤の老中へ飛脚到來致しければ、其の夜の内に馳來る人々數千人、所々破損御普請等御分國の浦方作業を止め、途方に暮れたる有様たごへん方はなかりけり。本多政長・横山忠次・奥村唐禮・前田孝貞・津田正忠、其の外人持衆何れも御相談

ありて御遺骸を入棺ならせ給ひ、御居間に御佛壇をいみなみ、寶圓寺老僧一人、小松國松寺の住持相添へ、毎日毎夜御靈供・御茶湯・香花を捧げ奉り、灯明をあげ讀經して、江戸へ飛脚を上げれば、御返簡次第に御葬送可執行きて、嗚をしづめて待居たり。

追 腹 衆 の 事

竹田市三郎・古市左近兩人は江戸に御殘し被成、綱利公へ勤仕致し、御機嫌の御様子折々注進可仕之旨被仰置ありけるが、御逝去の御飛脚江戸へ到着す。萬事を捨て、兩人は晝夜共なく馳來り、十一月十九日に小松へ歸着す。市三郎・内室は淺野大助娘にて、幼少の時父母におくれ、御城にて幼き頃より成長までそだち、市三郎へ被遣、恩愛の中也しが、武士の娘なれば心剛にして、道中迄市三郎へ飛脚遣はし、其文に。

殿様御かくれ被遊候事筆にも申盡し難き御事、御心の内同じ思ひに存奉りまらせ候。然れば日頃の御心がけおろかにましますまじけれども、かならず御宿へ御越候事御無用にぞんじまらせ候。五郎左衛門はちかむかひ



に出、御目にかゝりまゐらせ候。我身事は去年の御いこまごひより、わかれご思ひ定め候へば、今更ごは存まいらせす候。其爲一筆申まゐらせ候かしく。ご書きて市三郎に出あひ文をまゐらせければ、市三郎披見の後硯を乞ひ返事致さるゝ。

御文の通り、殿様の御事ごこのはにも申奉るべき様は候はず。其方思し召の通りは心易思し候へ。五郎左衛門口上にいさい申入まゐらせ候。

ご書ごめ使に渡し、夫よりも兩人は同道にて御城まで直に上り、御次にて人々に對面し、一期のをさめに御上下を拜領せんご、河合傳次に御召下し二具取出ださせ頂戴し、是ぞ納めの拜領ご涙を流し着しつゝ、御靈前に向ひ謹みて焼香なし奉り、御次の間へ出でらるゝ。其の間に湯漬拵へ、兩人にすゑければ、是もをさめの飲食也ご頂戴せられ、箸を取り、何れも御暇乞申すごて、市三郎は立出で乗物に乗り、直に日蓮宗三光寺へ急ぎつゝ、敷皮になほり、我主君の同宗に罷成り、黄泉旅行の御供致すなれば以來は禪宗たるべし。今存生の内は代々の宗門なれば、是にて露命

を落す也ごて、懷中より辭世ご見えし物取出して、三方の上に置き、何れもへ一禮して脇指取りて戴、腹十文字に切る所を、和田十郎右衛門刀を振上げ、三千世界を一刀の刃の上に滅却し、千萬の妄想を一刹那に脱して大乘の身ごなれり。竹田氏の手際の程、東は秋田・津輕の果、西は壹岐・對馬迄取沙汰し、其のかくれなかりける。辭世に曰く。

君恩難謝斷生命 鮮血淋漓濯梵天

四十二年閻浮夢 無明醒盡一時圓

君がいにし死出の山路の道芝も思ひきるには障らざり覺原三郎左衛門は、先年三十人衆百二十名にて被召出、原太左衛門養子也。然るに依りて養父の跡目は望も絶えて思ひもよらざりし所に、太左衛門死去の跡二百石被下ければ、餘りの忝さに此の恩生々世々有難し、自然の儀もましまさば御供せんご思ひけり。笹田助左衛門是を聞きて、心には思ふごも口にはいはぬ廣口也ご制しけるが、誠に言葉を不捨していさぎよく御供致しければ、別けて諸人感じけり。堀作兵衛は先年金澤にて御能の時、永原大學幼少の時の横

目に付き登城す。又或兒小將衆乗物にて登城也。永原乗物を今一人の兒小將の若黨押しやりて、主の乗物をやらんごす。堀作兵衛彼の若黨のつらを思ふさまに打たゞき、永原の乗物を先へ押立てやりける。其の翌日彼の若黨作兵衛宿へ來り打果さんごする所に、人數多ありて取りさへ、若黨は宿へ歸る。其の晩に作兵衛中納言様の御耳に立ちければ、彼の主人に被仰付、件の若黨御成敗被仰付。作兵衛は難有し難有し、此の御恩いつの世にかはご兼ねて思ひ定めて追腹致しけり。定めて我れ年寄りて行がけの駄賃ご人々思ふべし。世に名を留めんご思ふ人々は、御年寄られ候共連立ち申さんご云ふ儘に、いさぎよく腹十文字にかき切る。吉崎由右衛門心得て、乾坤の太刀の光に分破して、名は海老町の煙ご立ちにけり。古市左近は、御城にて竹田ご一所に金棺に焼香仕奉り、市三郎一所に暇乞して御城を立出でけるに、富山利次公より御尋の條々有之由にて、御家來兩人出向ふ。中土居の宿所へ先づ立入り様子を承らんごありければ、兩人申しけるは、別の儀にては更になし、年來申談するの通り、加賀様御幼少に御座候所に、御恩深き祖父利

常公におくれさせ給ひ、陽廣院様の御別れより此の度は一入愁傷たるべし。市三郎、左近を江戸に付置被成事、利次公の御心を添ふる様に思召しての儀共也。然れば利次公の御恩を思はゞ、せめて淡路に對面まで存命せらるべしこの御使に我々罷越候上は、一時なりごも見放し申儀難成候ご、左近にはなれず罷在る。左近承り、御意の通り御尤にて候、ごかく可奉得拜顔ご、しばし留り待居たり。左近心に思ふ様は、御供するに留まるご云ふ道あらばこそ、遅速は御供になる間敷にてもなし。利次公に日頃の御よしみなれば、御目に懸り御禮等も申上げ、寛々御供致さんご即時に思定め居たりける。其の内に利次公御來駕ありければ、左近先づ畏り奉るご御請申上げれば、利次公も御安堵被成、町宿へ御入被成けり。左近は御葬送の御供を三宅野迄相勤め、御遺骸を國松寺へ送り奉り、焼香心靜に相勤め、人々に暇乞ひ、いさぎよく追腹をぞ被遂ける。誠に尊靈御在世の御時別けて御念頃にして、此の人に非ずしてはあるへからずご也。命は義に依りて輕しご云ふ事誠なるかな。不堪君惠赴黄泉 遺命切遮暫時遷



三十四年風一陣 吹開物外雪花天

御葬送附品川左門事

江戸より御飛脚到來し、早速御葬送可被執行旨被仰下、能美郡三宅野に相極る。品川左門は逆も御供仕る上は遅速の是非あるべからず。正敷尊靈の五蘊皆空の佛鉢を現じまします上は、我もさまをかへ、存生の内は御靈前の御灯を捧げ奉るより外はなしにて、法躰して日夜勤行不怠。其の内高野山の常燈の火も山本彌次右衛門持參し、三宅野に火屋を立て垣を結廻し、四門を建て白土にて上ぬり、白綾の水引等其の規式残る所なく、善盡し美盡しけり。御名代の御焼香は奥村因幡に被仰付、富山侍從利次公を初め奉り、利治公御名代の焼香は神谷治部、其の外御一門老中何れも三宅野に充滿す。山崎虎之助・國澤少次郎・杉江兵助・別所三平四人を四天王と名付く。御前宜しき人々なる故に、落髮して三宅野の御供役儀等相勤む。導師は寶圓寺、念誦は國松寺、其の次第規式夫々に相濟み、何れも下向退散也。杉本次郎左衛門・野村半兵衛夜通しに野に明かして相守る。厭離穢土欣求淨刹の御有様を見届け奉り、翌日御遺骨を靈

器に納め奉り、國松寺へ入れ奉りて高野山へ御送行の御用意ごぞ聞えける。斯くて品川左門は、今は思ひ置く事なし、高野山への御供を竹田市三郎・古市左近諸共に、黄泉の長き旅泊の御奉公を勤めんご、内室子供達に遺言し、枇杷嶋を今を限りご立出で、金澤へぞ赴きける。矢田治左衛門・小嶋九右衛門・岡本平兵衛・櫻井左七・河口八郎兵衛、其の外不殘前後左右に伴ひて、尊靈御末期の御時我を召されけれ共、御存命の御影を拜し奉らず、定めて御待ちなさるらんご、心の中に懸橋を心靜かに打渡り、濱通りに輿をやる。日頃見馴し天神の石の塔を見上げつゝ、重ね上げにし塔なれご、限りありてぞ見果てぬる。行衛は北の空なれや、いつも冬には黒雲の、晴間稀なる越路かな。爰は小嶋の里なれや、海士の苦屋も程近し。名は福嶋ご聞きぬれご、見ればまだらに薄雪の、消行くよりもつたなきは、有爲轉變の世の中ご、ありし昔を思ひ出で、昔は此の山際より海邊までは七里半、板津の郷ご申しつゝ、手取川は山際を安宅の西へ出でしごかや。次第次第に波よりて、川は直に海へ出で、湊の里をなせりご聞く。斯く替り行く世の中を、

常ご思ふぞ迷ひなる。波音高く風荒れて、うきを身につむ湊也。渡しの舟に乗らんごて。

是やこの彼岸ならむ渡守死出の山路の道しるべせよ

斯く口ずさみ舟よりおり、山々の奥よりも積る白雪は、皆白山の類ひかな。山は動かぬ形をあらはし、古今に至る有様は、是ぞ妙なる山すみの、替らぬ色ぞ誠なる。弓手や妻手の村々の、秋のかりほの仕舞ひつゝ、皆冬籠りして見えければ、顔淵がたのしみをさこそ思ひやる内に、松任に入りぬれば暫く茶湯を物しつゝ、下々までも飲食をいみなみ出れば、はや野々市を立出で、東を遙に詠むれば、野田の松山生ひしげり、是は當所の高野山、浮世の隙を明らかかに、樂み極めはかりなき、命の佛の住み給ふご、心の中に觀念し、はや金澤に入りぬれば、淺野川口材木町の町家にしばし休らひける。懸る所に脇田善左衛門參られて、折節天氣も晴れてよかりければ御仕合なき、挨拶之あり。装束改め御寺へ同道也。寶圓寺には中庭に疊を敷き、廻りに垣結廻し、幕を打ち待居たり。品川に脇田介添して客殿に上り、手水うがひ心靜かに相濟まし、佛前へ向ひ、尊靈の御牌前

に畏りて心靜かに回向せられ、火鉢へ立寄り手をあたゝめ、しばし脇田ご物語して居られけり。尊靈の御在世には、御領國は申すに不及、京・大坂・堺・江戸其の外御用聞の者、此の人の取次にはづるゝ事なし。夫に依りて今を最期の事なれば、大かた寺へ參詣し、客殿・衆寮・廊下に列座す。夫より品川立出で、老中を初め人持・物頭次第次第に暇乞ありて、中庭へ下りて幕の内へ入る。河口八郎兵衛に指料の備前長光を形見に見よごてあたへ、則ち是にて介錯仕れご盃をさしかはし、事濟みて品川被申は、加様に期延びて御供申す事、臆して遅引に及ぶご思ふ者もあるべし。然らばいか様の死仕たるぞ覺束なしこの入口を恐るれば、幕を揚げて門を開き、山門の外までみちみちたる者共に見物させよご、矢田治左衛門・小嶋九右衛門に被申付、門を開き幕を揚げて諸方を急度詠めやり、白小袖に上下着し、西に向ひ三方の上なる脇指取りていたゞき、つひに子供さへ見ぬ玉の肌を押しはだぬぎ、弓手の脇に押立て、えいやつごかけ聲して引廻しければ、河口振上ぐる太刀の光諸共に、夢幻泡影の跡の如し。知るもしらぬも押しなべ



て、袖をしほらぬ人はなし。別けて與力に召仕の者共、紅涙ごゝめ難くぞ見えにける。寶圓寺にて葬送し、齒骨を納め小松國松寺へ送り、御靈骨の側に置きにける。高野山への御供には、五人の追腹衆段々に行列す。閏十二月四日に高野山へ送行なし奉る。小幡宮内・九里覺右衛門・野村半兵衛・笠間新助・杉本次郎左衛門・今枝伊兵衛・加古八兵衛、其の外御步行・御料理人御供にて、泊々にて國松寺讀經、御靈供・燈明上げ、高野山天徳院にて御法事執行し、御石塔御位牌造立し奉り、空敷小松へ被歸ける。哀なる御事也。

協田猪之助事

品川左門追腹の節、協田善左衛門介錯し先途見届け申す事謂ある事也。善左衛門惣領猪之助いまだ幼少の時被召出。其の頃をぎり子御取立にて一入ふり・かゝり能く、心根殊更御意に入り、津田玄蕃・竹田市三郎につゞきし御寵愛にてありけるに、寛永十七年に小松へ御入城の年九月七日に病死す。別けて不便に思召し、病中の養生旁御念頃の御事共筆紙に盡し難し。猪之助菩提の爲にて、祠堂米を安樂寺・法船寺・極樂寺三ヶ寺へ靈供茶湯料に被下にけり。末代

に至るまで寺退轉もある物也、其の爲に思召し、永代三ヶ寺へ附けさせらる。誠に難有御事、古今稀なる次第にて、善左衛門一門共冥加深く恐入る所也。初中後を津田玄蕃承りにて、初は御代官被仰付。百石代官付け、利足を取立て、年々寺へ遣せしが、公用繁多也にて、津田玄蕃・伊藤内膳奉りにて、善左衛門裁許仕候へ被仰渡けり。加様に御愛執深き故、猪之助に似たるやにて弟熊之助を被召出、猪之助知行を被下けり。去れ共いまだ御執着あまりぬるにや、宮城内藏允を召され、急ぎ京都へ參り、猪之助に似たるせがれのあるならば召連可參旨被仰渡る。内藏允畏りて、蜀の方士が揚貴妃の魂魄を尋ねて蓬萊宮に至る心地して、都へ上り尋ねければ、白川神職伯の子を猪之助に似たりとて召具し、小松へ歸着し御目見致させければ、誠に御意に應じ、品川左門に召され御寵愛大形ならず。然るに協田善左衛門に被仰出けるは、此の品川左門をせがれ猪之助に存じ、随分介抱致し可申旨御意に付き、猪之助・熊之助にかへても愛想不斜、此度先途を見届被申けり。最期の有様物語りせられては、幾度か袖をしほられしも、實に理りこしら

けり。

御 遺 物 の 事

一、公方様へ	朱判正宗御脇指	目貫芥子、小刀柄七夕、梨子地詩繪の箱に入。	袋二つの内漢嶋金欄	一、古今集	公頼筆	おいち様
漢瓢御茶入	定家筆	伊勢物語	一、青磁口寄香爐	一、信國脇指	目貫小刀柄益乘	長藏殿
一、本 壺	ゑくほ	水戸 中納言様	一、延壽刀	一、青磁口寄香爐	目貫笄宗乘	淺野 因幡守殿
一、中古茶入	野田遠州所持	保科 肥後守様	來國俊脇指	一、古瀬戸肩衝	針や	利次公
一、青磁口寄香爐	ひしほ手	同 大之 助様	定家掛物	定家掛物	江戸本壺	
一、鶉の繪	安忠庵筆	同 新 助様	左弘行刀	左弘行刀	吉光小脇指	
一、土佐筆屏風	源氏馬	同肥後守御内室様	銀千貫目	一、古瀬戸肩衝	住吉玉津嶋	利治公
一、紹鷗口廣茶入	書出むかしをこい	松平 安藝守様	一休一行物	橘本壺		
定家筆掛物	爲遠筆	同 御 前様	左之刀	行光小脇指		
一、古今集	新渡壺	同 御 前様				
小判五千兩	一、平野文琳	同 彈 正様				
一、土佐筆屏風	扇子繪押繪	同 御 内 室様				



銀千貫目	定爲筆	利治公	御	内室様	一、長恨歌	尊圓筆	若君様
一、後拾遺集	堯仁筆	おむめ様	御	前	一、伊勢物語	爲相筆	常照院様
歌書卷物	銀子三百枚	御	前	美濃守様	一、土佐筆	御家來へ被下御遺物の覺	女院様
一、貫之集	細利公	御	前	前田	一、金子三十枚	御道具拾枚	前田三左衛門
小判千兩	御	前	美濃守様	前田	一、金子二十枚	御道具七八枚	前田丹後
一、漢丸壺	御	前	美濃守様	前田	一、金子十枚	御道具五・六枚宛	前田主殿
掛物	寂蓮懷紙	御	前	主膳	前田	内藏允	前田平太夫
井戸茶碗	前田	美濃守様	前田	木工之助	前田	七郎兵衛	前田木工之助
青江刀	貞敦筆	おくま様	前田	宇兵衛	前田	字兵衛	小幡右京
左安吉小脇指	爲相筆	同	姫君様	久兵衛	前田	甚七	岡嶋五郎兵衛
一、伊勢物語	八條様	同	姫君様	本保大藏	一、金子三枚	御道具二・三枚宛	岩田内藏助
蒔繪重硯箱	同	同	姫君様	青地四郎左衛門	淺野藤左衛門	山崎半左衛門	森權太夫
金子百枚	同	同	姫君様	一、金子五枚	御道具二・三枚宛	別所三平	古市孫三郎
一、定家歌書	同	同	姫君様	岡田三十郎	高澤牛之助	神保長八	國澤主馬
一、拾遺集	同	同	姫君様	山崎虎之助	杉江兵助	山本久左衛門	山崎小右衛門
新渡壺	同	同	姫君様	一、金子三枚	御道具一枚・五兩二枚	神戶治大夫	丹羽平兵衛
小判五千兩	同	同	姫君様	吉田左近	半田治兵衛	吉田忠左衛門	三輪藤兵衛

栗田四郎左衛門	栗田權兵衛	寺西孫市	青地四郎左衛門	岩田内藏助	森權太夫
堀四郎三郎	高島主水	田邊六兵衛	淺野藤左衛門	山崎半左衛門	江守半兵衛
田邊助六	磯松六左衛門	本多安房	一、金子五枚	御道具二・三枚宛	別所三平
一、金子十五枚	御道具十五枚	本多安房	岡田三十郎	高澤牛之助	神保長八
一、金子十五枚	御道具七・八枚宛	前田對馬	山崎虎之助	杉江兵助	山本久左衛門
長九郎左衛門	横山左衛門	前田對馬	一、金子三枚	御道具一枚・五兩二枚	神戶治大夫
津田立蕃	奥村因幡	奥村河内	吉田左近	半田治兵衛	山崎小右衛門
一、金子五枚	御道具二・三枚宛	永原土佐	一、金子三枚	御道具一枚・五兩二枚	神戶治大夫
青山將監	寺西若狹	永原土佐	吉田忠左衛門	三輪藤兵衛	杉浦仁右衛門
山崎長門	永原左京	富田治部左衛門	津田宇右衛門	赤尾主殿	佐々木道休
成田半右衛門	永原大學	篠嶋豐前	石黒覺左衛門	前田八左衛門	野村治兵衛
竹田五郎左衛門	永原大學	篠嶋豐前	吉田平兵衛	坂井與右衛門	福嶋豐左衛門
一、金子五枚宛	永原大學	篠嶋豐前	三浦勘右衛門	日置清兵衛	駒井主水
岡嶋兵庫	山森吉兵衛	菊池大學	一、金子三枚	御道具一枚・五兩二枚	神戶治大夫
茨木右衛門	青山織部	神尾數馬	吉田忠左衛門	三輪藤兵衛	杉浦仁右衛門
脇田九兵衛	富田勘解由左衛門	江守覺左衛門	津田宇右衛門	赤尾主殿	佐々木道休
寺西主馬允	大橋又兵衛	湯原八之丞	石黒覺左衛門	前田八左衛門	野村治兵衛
伊藤内膳	淺加左京	中村惣右衛門	吉田平兵衛	坂井與右衛門	福嶋豐左衛門



古江次右衛門	富田治太夫	齋田彦助	佐藤儀左衛門
一、金子二枚 御道具一枚五兩二枚		一、金子一枚	
富田善左衛門	荒木六兵衛	宮部彌三右衛門	野村覺之丞
河嶋平左衛門	佐藤久右衛門	長田市左衛門	澤崎太左衛門
杉本次郎左衛門	高田彌右衛門	西脇勘左衛門	今枝助太夫
田邊佐五右衛門	大石立哲	菊尾五左衛門	安達彌兵衛
西村六右衛門	遠藤數馬	疋田治部	上村八左衛門
山本又四郎	長谷川大學	窪田彌八郎	鴨野又右衛門
高田勘右衛門	谷與右衛門	櫻井九右衛門	疋田平兵衛
一、金子二枚		一、銀子十枚	
笠間源六	鷹栖甚右衛門	山中喜齋	千宗室
安井源藏	堀田清左衛門	一、銀子五枚	
加古八兵衛	中尾宗兵衛	長谷川德左衛門	勝見作右衛門
今枝伊兵衛	清水甚助	任田又右衛門	中村長右衛門
福田八右衛門	一、小判十兩	一、小判五枚	
山本治太夫	半田六郎左衛門	加藤牛之助	中村半右衛門
坂野市之丞	根來三右衛門	市嶋佐左衛門	小原又九郎
		一、銀子三枚	
			今藤加左衛門
			石川次郎助
			高島權兵衛
			今村治太夫
			稻垣三之丞
			福田平八
			今村治太夫
			高島權兵衛
			岸立直
			分部卜齋
			手崎權之丞
			清泰院様御局
			淡路守様御局
			廣嶋御前様御局
			八條様姫君様御局

道味意齋	おたけ	一、金子三枚	清泰院様御局
一、銀子二十枚		高尾今井	松村瀧野
一、金子十枚		惣金	岩崎
前田美濃殿御袋	前田三左衛門内方	高尾今井	松村瀧野
九里覺右衛門母	堀三郎兵衛後家	惣金	岩崎
立昌院内方	青山將監内方	小判	
一、金子十枚		道具代	
前田熊之助後室	奥村河内内方	惣金銀	
成瀬内藏助内方	前田平太夫内方	小松に居残り被申衆	
奥野宇兵衛母	横山式部母	赤井權右衛門	小杉久右衛門
一、金子五枚		嶋田清左衛門	今井助太夫
生雲院	奥村因幡内方	藤村太郎右衛門	不破八兵衛
不破彦三母	丹羽織部母	宇田治右衛門	河村彌右衛門
富田監物内方	青木千太郎母	横地善九郎	岩田十左衛門
藤田清左衛門内方	<small>野村木工兵衛 せがれ加右衛門後家</small>	水上左太夫	岡田五左衛門
長屋長五郎内方		中村彦左衛門	河合助八
一、金子三枚		一、金子十枚 御道具は江戸にて見合可遣	
		御娘子様御袋方	
		岡嶋市郎兵衛娘二人	
			根來善左衛門
			脇田助右衛門
			安藤助左衛門
			池上又右衛門
			加古佐太夫
			杉野善三郎
			岡嶋馬左衛門



金澤引越の次第

- 一番 九里覺右衛門組
- 二番 大橋 又兵衛組
- 三番 湯原 八之丞組

御遺物は右の外御念頃の衆なき、兼ねて被仰置衆中へ御帳面の通被遺略也。

法勝寺千岳和尚追悼の事

御逝去の御跡、御城代に當分横山左衛門忠次在城せられ、諸事御用人窺に隨ひて夫々に埒明けにけり。小松・金澤の御年寄衆詮議ありて、御跡の儀共上下御扶持人等、残る者は小松に留め、引越す者は可引越由被相定、齋藤長兵衛於割場夫々に申渡す。中にも御暇を被遺柳田四郎三郎は、常に尊靈の御櫛をあけ申すに付き、高野山へ御供の儀被申渡の所に、御免あれと辭退す。是は下々までも望みて忝く奉存所也。然るに唯今辭退の所は、天の恐れを不輕次第にて、追付き切腹被仰付。日頃の私意専らあらはるゝ所也。傳燈寺千岳和尚は尊靈の報恩奉謝に限りなく、せめて寸志を以て追悼の頌を書き御牌前に納め奉る。其頌文に曰く。

幸。

一生愛用恣歡悰	可惜不連横合縱
子葉孫枝長蓋代	仰高千歲大山松
峯尖岳嶮衆山勢	國泰民安太守情
多少錦鯨捲不容	長季想像意和平
大命俄移似背公	永陪幕下合存忠
嚙牙辛苦守其國	政在无過不及中
居仁處義與心合	武勇問兮文道答
月俸家資三國財	悖无出矣悖無納
士重死兮臣重恩	左之乃腹右之髭
黃門深鎖蓋山裡	掩室杜詞終不言
神功雖缺從三位	退筆力量猶不異
想是此公丈夫人	郊居深被謝名利
儀規德行至公道	煩惱菩提成佛場
痛捨身心休慟哭	出生入死不違常

萬治元年戊戌仲冬 三住妙心現傳燈千岳宗似蒲拜前黃門乾公大居士捐館舍之日。金龕既移野外。有令不能相從。賦拙偈一篇。以述卑懷云。

萬治元年暮。中納言利常公就御逝去。傳燈寺千岳追悼詩文奉捧。

加越能三州隱君松平中納言從三位菅原朝臣利常卿。今茲萬治元年著維閻茂暮秋。賜青油幕下之官暇而歸國。穩座未幾。十月十二日被觸于曉風。卒然而逝去矣。士農工商靡獨不傷悲。就中恩愛甚深之扈從者。昔晒作備者。即日有致死人。隔日有成程嬰杵曰思人。又有俄髡族。寔陪臣侍士之傷也。理之所盡情之所窮也。于然野僧宗佻。畿内攝州之產。東漂西泊之後。投老於加州城下。而過一生於鉢盂之處。去承應甲午秋七月。不意呼令登城。彼隱居告曰。當城良岳有故刹。名曰傳燈。雖然屋廡湫隘。柱石傾斜。只存故基已。而若作和上終焉地者。即可作新。余天心之餘咽于老淚。不獲答而首肯焉。同八月上旬課匠作寮。打鼓普請。盡善盡美。翌年三月落成矣。不移時日入寺。自分以降酬恩謝德之日未幾年。隱君頓逝訃音落耳。似比丘亦落魄斷魂。濕却袈裟角者也。時移事去。老淚之隙綴不才。安牌中七箇字於句上。置姓諱官名於句尾而追悼七絕。不憚高見遠識人。不顧秃笔。記以奉呈牌前。若定中有昭覽者。似比丘惟

一道恩光三十年 袈裟濕却夕陽邊

北邙咫尺不能到 空擬黃雲向佛前

右條の一紙、尊靈の御牌前に備へ奉りて、回向追善申し奉りけり。かくて利常公は御逝去被爲成、綱利公はいまだ御幼君の御事也。保科正之公の御後見也。いへ共、國の風俗善惡の事委細に御存知ましまさねば、金澤老中寄合ひて、今此の時節政道別けて一大事也。君御成長ありて御國入被爲迄、諸事の縮等ゆるかせにすべからずと、我意不道の輩をば江戸へ注進せられ減放し、跡目等の滯有之をも注進申し御一行被成下、寄合所にて頂戴せしめ、何れも安堵の思ひをなし奉る。誠に御代々の人々云ひ、又は御一門中の事なれば、忠節私なく賢慮をめぐらし、公儀御自分の御入用御納物は會所へ申渡し末々まで無滯相勤め、御郡方御收納の儀、諸奉行手前前の勘定は御算用場にて吟味す。其の外御作事・御普請方、御下行被下足輕以下の事共をば割場に於いて請拂ひ、寄合所御用所ニ號して諸奉行参りつゝひ、老中へ伺ひ命にまかせ相誘ひ、晝夜の油断はなかりけり。寛永十六年・十七年小松へ御隱居の刻、富山・大聖寺三



ヶ所へ金澤より引越す者の跡侍屋敷、所々に畷地ありて物淋敷、當君いまだ御幼少にて久々御國入も御座なく、さしてはれがましき事もなし。武家・町方も家宅漸く破損に及ぶ。然る所に俄に小松の大小名引越し、金澤中所々の明地へ屋形を建て、思ひ思ひの作事をいさなみ、金澤居住の人々も、近々殿様御入國可被爲成時節なれば、旁以て指置く事難成りて何れも作事を營みけり。江戸大火事の後にてあれば、諸の器財雜具共に跡々に倍して千金を費す。其の時節小松・金澤入込み普請せし故に、材木なさは申すに不及、大工・木挽・鍛冶等に至るまで高値なることはかりなし。又あら物等底を拂うて賣出す。千金を出し是を求め、利常公御若年の御時のごこく、むかしに立かへり、又萬歳の初まりこ、萬民末たのもしく快樂の思ひをなし奉りけり。

### 三壺聞書解説

三壺聞書の外題は三壺記となつてゐるものもあるが、前者の方が本来の姿である。また原著は十四卷であつたが、後に二十二卷に改めた方が多く流布して居り、同じ二十二卷本にしても、その文章は可なり違つたのがある。今こゝに刊本にしたものは、自藏の二十二卷本を底本にして、その不審しい點に就いては、石川縣廳の藏本等に因つて訂正を加へたのである。

何故に、吾々に十四卷の原著を探ることをしなかつたか。——この事は刊本を作る目的が那邊に存するかを明かにすることによつて、おのづから決定せらるべき問題である。若し吾々が、原著の傳へることにのみ忠實を要するのであつたらば、勿論十四卷本を探らなければならぬ筈であるが、加賀藩の史實を探る爲の参考書にするのが主眼であるとしたなら、それが假令後人の加除を敢てしたものであるにしても、内容の整理せられ、文章の筋も能く通つてゐ

る方に味方せねばならぬではないか。二十二卷本が十四卷本に比して、如何に精練せられてゐるかに就いては、誠にその序文だけでも比較して見るがいゝ。二十二卷本の序文は、即ちこの刊本の初に載せたものであるから、こゝには十四卷本の序文を抜いて見よう。何れが巧妙で、何れが稚拙であるかに就いては、讀者諸君も吾々も所見に一にせられるであらうこゝを窃かに確信するものである。

夫此の物語は、天文より以來諸國御大將衆の御事を、有増書載奉る中にも、加越能三州の興起を専奉書記。是信長公の御内太田和泉守、御當家の御儒者羅山子道春法印父子、利家公の御内に小瀬甫庵道喜齋、信立公の御内春日源五郎兄弟、其外の記録に詳にして、珍らしき事にあらず。然れ共右の作者博學賢才にして、聖賢の詞をまじへ、善惡の批評古語を曳用、卷數大部にして、淺才下賤のもの見盡して存知辨る事成難し。昔源平盛衰の物語、信濃の前司行長と哉らん百二十句の物語に作り、生佛といふ盲目におしへかたらせ、是を平家物がたりといふ。其より品々の音曲に出ければ、犬打童子迄知る所也。今



此御時代の物がたりは、近き事なれども、若輩の人知る事稀也。知らんご欲すれば、大部の書籍求難、適求得て見んごすれば暇なし。いさま有て見るごいへごも、元氣不足健忘のもの、紛然として明ならず。如斯の侘人年々懇望に依て粗記之。高貴の御方の御覽可被成書に非ず。下愚の少童のため也。故に詞賤敷句を短く、幽玄の語を除き、一句に埒の聞ゆるを本ごす。本より愚作の書なれば、迷ひの前に是非、夢の内の有無言笑敷。鷹を鷗ご云、鐘を甕ご語成す事、天の恐れ不少。去共狂言倚語の戯言也。小山臥なごのつごにひごし。雖然算勘の員數なごの不合ごは似ざるべし。過にし昔物語に異説有て、まちご成事御存知の通り也。此上に諸賢の記録を御覽有ば、彌切磋琢磨ご哉らんご成べし。氣鬱上火の人、ねふりを得ざる時を見れば、其まご眠りもよほし、正氣堅固成べきものなり。

前記の序文には、日附もなければ著者の名も載せて居ない。併しこの書の著者が山田四郎右衛門といふ藩の宰領足輕であつたごは、古くから傳へられてゐる。宰領足輕は

素より藩僕呢近の諸士の列ではない。藩の荷物が江戸なり京なりに運搬せられる場合に、それを保護監督して同行するごを勤務ごする微職なのであつた。藩の中期以降に、かうした職名のは居なかつたのであるが、當時存在してゐたごは明瞭で、延寶の地圖には、金澤百姓町から主馬町に入つた所の西側に十二人、東側に七人の宰領者ご記して邸宅が描かれて居る。四郎右衛門も或はごに住んでゐたのかも知れない。四郎右衛門が藩から受けてゐた宛行は切米三十四俵で、元祿何年かに齡八十六で歿したごも傳へられてゐる。また四郎右衛門の直系子孫が全く絶滅したごは、寶永七年前田綱紀の諮問に答へた割場奉行の言上書によつて確實に知られる。割場には、多數の足輕が屬してゐるから、綱紀はその奉行に四郎右衛門が後胤の有無を探らしめたものらしい。

才領の者山田四郎右衛門儀、十四・五年以前八十歳餘にて病死仕候。子孫は無御座候。只今山田權左衛門ご申者、足輕に罷有候得共、右四郎右衛門筋にて無御座候、以上。

(寶永六) 五月十七日

齋藤 八太夫  
津田 久 丞

足輕小頭栗原太左衛門江相尋申聞趣

四郎右衛門義、せがれ無御座ご覺申候。娘一人罷在、中村久左衛門組足輕に縁付候處、四郎右衛門存生之内病死仕候由。

一、四郎右衛門妹にせがれ兩人有之、一人は原田又右衛門組足輕、一人は駒井庄太夫組足輕にて、今以御奉公申上候。此外子孫覺不申由。

但太右衛門は、四郎右衛門在世之時分、近邊に罷在候者に御座候、以上。

前記割場奉行の言上書に、十四・五年以前ごあるのを、確實なものごすれば、四郎右衛門は元祿九年又は十年に遠逝した譯になる。又ごにも四郎右衛門を才領の者ご書いてゐるから、彼が宰領足輕であつたごは動かすべからざる事實で、古來の考證家中に或は臺所同心足輕であつたごしたり、割場附足輕だごしたりしてゐるものご誤謬であるご

○

ごは言ふまでもない。かうした地位にあつた四郎右衛門にして、こればかりの書を編纂し得たごは、前田綱紀の學術隆盛時代に於ける一つのあらはれご言はねばならぬ。

三壺聞書の内容は、鎌倉・室町時代の簡單な記述から初まり、信長・秀吉・家康ご進むにつれて漸く詳密の度を増し、その中おのづから前田氏の興起を叙し來つて、遂には殆ご加賀藩のみの記事ごなり、利常薨去の時に擱筆せられてゐる。これは元來前田氏を主題ごしたものであるが、前田氏を叙するには信長・秀吉・家康を離れるごが不可能であり、信長の勃興を論ずるには、遠く鎌倉開府の時に溯らねばならなかつたので、著者が國史の大局を把握してゐた人であるごいふごを言へる。その事は同時に、加賀藩の史實を探る目的にのみ供する吾々の参考書ごして可なり蒼蠅いごごでもあるが、さうした不満を著者に對して漏らすべき筋合のものごもなく、さう考へても富田景周が越登加三州志を著した以前に於いて、加賀藩の通史に先鞭を着けた功績は、この足輕山田四郎衛門に歸せねばならぬのである。随つて三壺聞書は、著者の歿した直後に於いて既に可



なり評判の高かつたものと見え、好書の前田綱紀はそれを探求しようと思つたものであるらしい。

青地禮幹は延享元年七十歳で歿したのであるから、前田綱紀が割場奉行に四郎右衛門のこゝを下問した寶永七年は三十六歳に當る。随つて禮幹がその著可觀小説に書いてあるこゝは正しかるべき筈であるのに、餘り信用を置くこゝは躊躇せられる。可觀小説では、綱紀が三壺圖書の存否を、四郎右衛門の甥である山田久八に尋ねた所が、遺著一切無いと答へた。それは四郎右衛門が自筆の稿本を茶毘の燃料に供すべく命じて置いた爲であつたと書いてある。而して又別の條には、原田又右衛門が四郎右衛門から書寫して呉れた一本を藏してゐたので、綱紀はそれを召し上げられたと記してある。併しこの二つの記事は、相連繫すべきことであるのに、幾分誤聞が交へられたものであらうと思はれる。吾々の推考では、四郎右衛門の自筆本は遺族がなから當然甥又八に傳へられたのであつたが、原田又右衛門が又八の組頭であつた爲にそれを譲り受けてゐたものだと解したい。四郎右衛門妹にせがれ兩人有之、一人は原田

又右衛門組足輕』と、前の言上書の添付書類に出て居るそれが又八であつたを見るこゝは、極めて順當ではあるまいか。茶毘の燃料に供すべく遺言したといふやうなこゝは、四郎右衛門が自著に眷戀してゐた後掲の跋文に見える體度から考へても、決して有り得るこゝでは無い。又右衛門が綱紀に三壺聞書を上つたのは、可觀小説による享保四年から十數年前だとなつてゐるから、寶永年間に見られる。而して若し綱紀が、この書を得んが爲に、又はこの書を得たが爲に、四郎右衛門の遺族を取調べられたとすれば、それは彼の割場奉行が言上書を出した寶永七年こそ、四郎右衛門自筆の三壺聞書が綱紀の手に入つた年だと言ひ得る譯である。精密に申らすといへども、全然見當違ひである程遠くはあるまい。

可觀小説に、原田又右衛門の綱紀に上つた三壺聞書を十四卷と書いてゐるこゝも、餘り嚴密な記事ではない。何故なら、この書は今も侯爵前田家の尊經閣文庫に藏せられるものであつて、十四卷本といへないこゝもないが、實は第六卷を上下二冊に分け、外に追加一冊と信連記一冊を加へ

三壺聞書卷之一

治世之流

山を登りしりり起る吾雲をらるる此世は海に  
苔の生るるをみるもは海をたひひるるなり  
柳を流るる君の代も世もや子代りさるれば  
世も代りも苦しくして多しは夜も佳き世を  
極くは善き世を此世も明かすも世は是なり  
世も代りも此世も善き世も此世も此世も  
是れも世も此世も此世も此世も此世も

本藏家田前爵侯







た十七冊本であるからである。追加一冊は、四郎右衛門が本文中に挿入したかつたが、既に類齢に及んでそれを實行する精力を失つたから、後人の適當に處置することを希望する意味が、その奥書に添へられてゐるのである。但しこの奥書にも日附と署名がない。校訂者の自藏本に『三壺記脱漏、拾遺追加次第不同』と題したのがあつて、これは前記の追加と内容の同一なものであるが、奥書を缺いてゐる。巻尾に『寶曆未稔十月如意日、一二五幡頓六十六歳寫之。』とあるけれども、これは原著と關係のあることではない。唯寶曆になることも著者の追加ですらに膽寫流布せられてゐたことを知り得るのみである。信連記の方は、四郎右衛門が追加と同じ意味で三壺聞書を一纏めにして置いたものか、或は單に装釘を同じくした四郎右衛門自筆の叢書の一部が保存せられたものか、この點全く明かでない。外題には『信連記』としてあるから、全然關係のないものかも知れない。

右追加の一冊、所々に書置之追加、少宛之相違可有之候。何も見合、一致に可仕、存申候處に、光陰矢の如

く、末短くせまり、氣虛胎弱に成て、最早叶不申候間、以來一致に被成候はゞ、黃泉にて可爲大悅者也。

これは追加の奥書である。この文から考へても、可觀小説がいふやうに、著者が原田又右衛門の爲一本を書いて呉れる程の元氣があつたものと思はれず、自家に保存してゐたものが、前に述べた順序によつて、遂に尊經閣の有に歸したものであらう。岩原惠規の筆記には、この自筆本を、杉江左衛門から綱紀に上つたこと傳へて居るが、それは事實ではあるまい。

三壺聞書の十四卷本には更に別種の本があつて、前記追加を第十五卷にしてゐるが、その記載項目が頗る増加せられて居り、殊に第二卷の末家康公の御先祖の事の條の次に、朝敵の事、諸氏の事、摩利支天堂の事、知行割の事の四節、を挿入したのものもある。しかしこれ等は凡て後人のなした事であるから、この刊本には採つてない。又第十四卷の加州綱利公御前御輿入の事の條の次の本願寺末寺物語の事の一條は原本にもあるが、何等關係のないことで、二十二卷本には略いて居るからそれに従ふことにした。



今古人が三壺聞書に就いて考證した文献の二・三を掲げて見ることにしよう。

〔武家昆目集〕

三壺記は山田四郎右衛門云者の書集めたる物也。輕き者にかやうに後の實成事をば勤て殘し置は難有事也。さしも歴々の何のわざもなく、名を空しく死ゆく事淺ましき事なり。

〔蘭山私記〕

三壺記は前田家の舊記等を書載、好事者の爲めには殊の外重寶なる書なり。不假文飭不失事實、只有の儘に書たれば可謂實記ものなり。此書の作者三壺權左衛門さかやいふ者の書輯めたるよし聞傳へたれど然には非ず。利常卿御代臺所同心足輕に山田四郎右衛門云者、書物嗜にて軍記寫本等多く所持致し、渠が編集也。

〔岩原惠規筆記〕

三壺記は山田四郎右衛門云足輕之聞書共、壺に三つ有を編集しけるに依て爾云。四郎右衛門は宰領足輕也。昔此名目之足輕有之也。此者直筆之本松雲公御尋之處杉

江空左衛門に有之に付上之。實記也。御意にて結構に認被命、御文庫入に相成由。

〔可觀小説〕

享保四年十二月廿八日の話に、原田又右衛門長矩今年八十三歳也。十餘年前御尋被成、高岡之城被築年月若覺居候は、可申上旨、本多圖書を以被仰出。長矩、聞書有之間相考可申上旨御請仕、下宿後相しらへける處、即年月相知候付、其冊子相添入御覽ける處、此書は即作者四郎右衛門の手跡にて御見覺被成たり。如何やうの譯にて所持致し候哉之旨御尋なり。四郎右衛門義長矩方へ常々心安く出入仕候て、此一部十四冊自筆に相調指越候旨申上ける處、一部不殘御所望被遊、則圖書を以上之。其後は長矩方には三壺記所持不仕、不存寄俄に指上げる中へ寫本も無之旨也。三壺記名付し子細は如何御尋之處、右四郎右衛門此聞書を書調ける節、側に壺を置て一つ、壺中へ投入置ける處、壺三つに滿候て、其後冊子に仕たり。依て三壺記稱し候旨申上候由、原田又右衛門話也。

〔可觀小説〕

俗間に三壺記云記録ありて、三州の故事、前田家御先祖の事等を載たり。三壺何某云る者の作なるよし聞傳へしか左にはあらず。山田四郎右衛門さかやいへる臺所同心の作なり。山田が事は微妙公以來三十四俵下され、八十六歳にて元祿年中に相果たり。男子無之、女子ばかりにて、婿に山田久八云者を一所にいたし、此久八へ先年御尋被成候は、四郎右衛門儀三壺記を作り、板行いたさせ候哉、自分に書候書有之哉之旨被仰出、板行之義は勿論、自分作り候もの無之由、久八申上たり。其子細は、四郎右衛門常々遺言にて、我等相果候は、三壺記に限らず、手馴候記録等封印置候書本數多に候間、夫を以火卒の焚草に可仕旨、堅く申付置候付、其通にいたし不殘送葬の時焼捨候。三壺記は四郎右衛門一人の作にては無之、平生脇田九兵衛家へ心安く出入いたしける故、九兵衛も餘程迭代有之旨。且常々禪學を好みたるよし、市嶋久八話也。

最後に吾々は三壺聞書の題號に就いて一考したい。この書

が三壺權左衛門の筆に成つたからださする一説の不可なることは、最早論するまでもないが、可觀小説に、著者が三個の壺に草稿を貯へたによつての名ださするものは、確乎たる事實として誰一人疑ふものもないやうになつてゐる。だが、この説も熟考するに少し變ではなからうか。一休壺といふものが吾々の家庭に極めて普通な存在でもなし、假令有るにしても明窓淨几の傍に用ひられる文房具でもあるまい。況んや反古同様に丸めて投げ込んで置くものでもない。すれば、壺は原稿整理に恰好な代物とも言ひ難い。随つて三壺の解釋に就いては何か別種の分別が必要らしく思へるではないか。この事に就いては大方の示教を仰ぐもので、吾々にさしあたり名案はない。——序文に『鷹を鳴云、鐘を甕語成す事、天の恐れ不少』と見えるが、それと關係してゐるのでないかとも思つたが、一向當らぬやうである。——東方絶海に在る蓬萊・方丈・瀛州の三神山は、その形の似たるによつて三壺と言はれる。で或は前田氏の提封加越能三州をそれに擬したから、様の洒落でもあるまいかと思はれぬこともない。四郎右衛門はこの書を編するに當つて、



脇田九兵衛から多分の助力を得たこ、可觀小説には述べられて居る。この九兵衛といふのは、延寶三年に歿した直能のここであり、朝鮮の歸化人九兵衛直賢の子で、木下順庵の門下でもあつたのだから、かうした成語を外題に用ひたのも、直能の入智恵であらうここの想像は許されぬものだらうか。

昭和六年七月

校訂者 日置謙

昭和六年十一月十六日印刷  
昭和六年十一月二十日發行

三壺部  
發行

金澤市兼六園  
石川縣立圖書館内  
發行者 石川縣圖書館協會  
代表者 中田邦造  
金澤市博勞町七四  
印刷者 向井三郎  
金澤市博勞町七四  
印刷所 經業堂印刷所



584







